



安心ガイド (ご契約のしおり)

普通保険約款・特約

このたびは弊社のすまいの総合保険「フルハウス」を
ご用命いただき、ありがとうございます。

この「安心ガイド」では、円滑で迅速な保険金のお支払いのために、
ご契約内容およびご注意事項をわかりやすくご案内しておりますので、
ご一読の上、保険証券とともに大切に保管いただきますよう
よろしくお願い申し上げます。

すまいの総合保険フルハウス 安心ガイド

このたびは弊社の「すまいの総合保険フルハウス」をご用命いただきましてありがとうございます。

「すまいの総合保険フルハウス」は、お客様の家（すまい）の形態にあった充実した補償をご提供いたします。

また、すまいの総合保険シリーズ商品をご契約いただいたお客様全員に充実したサービスをご提供し、すまいを強力にパックアップいたします。

この「安心ガイド」では、「すまいの総合保険フルハウス」の特徴をご紹介しておりますので、ご一読の上、保険証券とともに大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

「すまいの総合保険フルハウス」商品紹介

○**フルハウス**（戸建て・マンション戸室にお住まいの皆様へ）
(保険証券の保険種類欄に「フルハウス」と記載しています。)
建物や家財の損害の補償はもちろん、建物の「快適性」「機能」「安全」など家（すまい）の機能の維持に焦点をあてることにより、充実した補償をご提供いたします。

○**フルハウスロング**（戸建て・マンション戸室にお住まいの皆様へ）
(保険証券の保険種類欄に「フルハウスロング」と記載しています。)
長期間お客様の家（すまい）を充実した補償で守ります。

保険用語の解説 P.2

「フルハウス・フルハウスロング」補償内容早わかり

..... P.3

充実の「すまいの安心サービス」

..... P.7

○ オーキュー OQ 修理サービス

○ 防犯機能アップ応援サービス

○ 住宅相談サービス

○ 法律相談サービス

○ 税務相談サービス

○ 健康・医療相談サービス～メディカルサポート24～

○ 介護関連相談サービス

ご契約時に必ずお読みください P.9

補償内容のあらまし P.21

普通保険約款・特約 P.41

保険用語の解説

この冊子で使用している用語の一部は、普通保険約款・特約上の名称を平易な表現に置き換えて記載しています。その場合、【】内の用語が普通保険約款・特約上の正式名称になります。

用語	解説
ご契約者 【保険契約者】	弊社に対し保険契約の申込みをされた方で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。
被保険者	ご契約いただいた保険の補償を受けられる方をいいます。
ご契約期間 【保険期間】	ご契約いただいた保険で補償の対象となる契約期間をいいます。
保険料	ご契約いただく保険の内容に応じて、ご契約者にお払い込みいただく金銭をいいます。
年間保険料	ご契約いただいた保険でお払い込みいただく1年間の保険料の総額をいいます。
分割保険料	保険料を分割してお払い込みいただく場合の、1回分の保険料をいいます。
初回保険料	第1回目の分割保険料をいいます。なお、保険料を一括してお払い込みいただく場合は、保険料の総額をいいます。
払込期日	保険料の払込方法を分割払、口座振替払またはコンビニエンスストアなどでのお払込みでご契約いただいた場合の保険料をお払い込みいただく期日をいいます。なお、口座振替でお払い込みいただくご契約の場合は、金融機関の定める振替日が払込期日となります。
解約【解除】	ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
ご契約金額 【保険金額】	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。
普通保険約款	ご契約いただいた保険の基本的な内容を定めたものをいいます。
特約	普通保険約款の補充または変更内容を定めたものをいいます。
保険証券	ご契約いただいた保険契約の成立およびその内容を証明するために、弊社が作成しご契約者に交付する書面のことをいいます。
保険の対象	保険をつける対象のこと。フルハウスでの建物などをいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造・質・用途・規模・型・能力のものを再築・再取得するのに必要な額(修理可能な場合は再築・再取得費用と修理代金のいずれか低い額)をいいます。
時価 【時価額】	損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。

(※)保険用語の解説については、P.43すまいの総合保険普通保険約款第1条<用語の定義>もご覧ください。

フルハウス・フルハウスロング

建物の事故

(詳しい補償内容は各補償の該当のページをご覧ください。)

フルハウス戸建てプラン

「すまい」の「快適性」「機能」
もちろん建物の修復費用も、さま



建てかえ費用(P.21)
建てかえ時特別費用(P.21)
火災にあった建物を
修理せずに取りこわし、
2年以内に新築した。



敷地内構築物修復費用 (P.23)

建物の火災で、庭木や
物干しも燃えてしまった。



ドアロック交換費用(P.29)
ドアの鍵を盗まれたので、ドア
ロック(錠)を取り替えた。



破損など(P.21)
部屋の模様替えの際、
誤ってドアをこわし
てしまった。



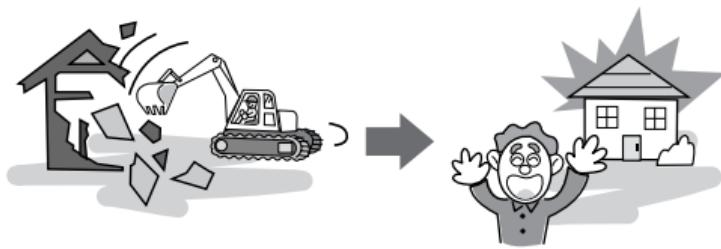
●上記のほか次の費用保険金・損害防止費用をお支払いします。

- ・臨時費用保険金(P.29)
- ・損害付帯諸費用保険金(P.29)
- ・残存物取片づけ費用保険金(P.29)
- ・失火見舞費用保険金(P.29)

※ご契約金額の設定にあたっては、建物の新築費を評価させていただきます。

※ご契約のパターンによっては上記以外の補償が追加されたり、上記の補償が削減される場合があります。

「安全」をあざやかに補償！
ざまな事故のとき新築価格基準でお支払い。

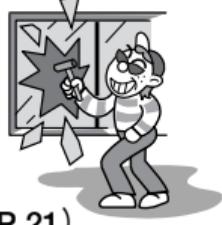


火災・落雷・破裂・爆発(P.21) 風災・雹災・雪災(P.21)



水災(P.21)

外部からの物体の衝突(P.21)



盗難(P.21)

水濡れ(P.21)

バルコニー等修繕費用(P.23)

強風で看板が飛んで
きて、ベランダの手
すりが曲がった。



フルハウス
マンション
戸室プラン

- ・ 地震火災費用保険金 (P.29)
- ・ 修理付帯費用保険金 (P.31)
- ・ 特別費用保険金 (P.31)
- ・ 損害防止費用 (P.31)

フルハウス・フルハウスロング

補償内容早わかり

家財の事故

(詳しい補償内容は各補償の該当のページをご覧ください。)

日常のうっかりミスによる破損も補償!!



破損など(P.25)

部屋を掃除中、誤って花瓶を落とした。

電化製品の電気的・機械的事故(P.27)

テレビが電気的・機械的事故により故障した。



火災・落雷・破裂・爆発 風災・雹災・雪災(P.25)

水災(P.25)



盗難(P.25)

水漏れ(P.25)

上記のほか次の費用保険金・損害防止費用をお支払いします。

- ・水道管修理費用保険金 (P.27)
- ・ドアロック交換費用保険金 (P.29)
- ・臨時費用保険金 (P.29)
- ・損害付帯諸費用保険金 (P.29)
- ・残存物取片づけ費用保険金 (P.29)
- ・失火見舞費用保険金 (P.29)
- ・地震火災費用保険金 (P.29)
- ・修理付帯費用保険金 (P.31)
- ・特別費用保険金 (P.31)
- ・損害防止費用 (P.31)

*ご契約のパターンによっては上記以外の補償が追加されたり、上記の補償が削減される場合があります。

地震の補償（地震保険をセットされた場合のみ）

（詳しい補償内容はP.33をご覧ください。）

地震保険をご契約いただくことにより、地震・噴火またはこれらによる津波による火災・損壊・埋没・流失を補償します。



オプション

（詳しい補償内容は各特約の該当のページをご覧ください。）

●建物罹災時の仮すまい費用補償特約（P.35）



- 偶然な事故により建物に住めなくなった場合の仮すまい費用を補償します。

●借家人賠償責任総合補償特約（P.37）



- 大家さんへの法律上の損害賠償責任および入居者の方が賃貸借契約上負担すべき修理費用をお支払いします。

●個人賠償責任補償特約（P.39）



- 日常生活におけるさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。

買い物中誤って商品をこわした。

*この特約により補償される事故について同様に補償される別のご契約（※1）がある場合、この特約をセットすると、補償の重複が生じる可能性があります。

他のご契約の補償内容・ご契約金額（※2）について、あらかじめ十分にご確認くださいますようお願いします。

（※1） 別のご契約には、「日常生活賠償責任補償特約」や「個人賠償責任補償特約」などがセットされた自動車保険、火災保険、傷害保険や、個人賠償責任保険などがあります。

（※2） ご契約金額が「無制限」となっているものがないか、特にご注意ください。

<賠償事故の示談交渉サービス>

個人賠償責任補償特約の対象となる事故の場合、弊社が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

*示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。

充実の「すまいの安心サービス」

「すまいの総合保険フルハウス」をご契約いただいた皆様に

サービス内容

オーキューワーク QO 修理サービス (24時間年中無休)

日常生活のなかで起こる「外出中に家の鍵をなくして入れなくなった」、「台所・風呂の排水口がつまつた」などの緊急トラブルに対し、修理業者をご紹介します。

作業費用などの実費はお客様のご負担となります。ただし、応急修理の費用(出張費用・作業費用)に限り無料になります。(修理業者などを手配される前に「すまいの安心サービス」へご連絡いただくことが条件となります。)

(注1) 応急修理とは、下記の30分程度の軽作業をいいます。(それ以外の場合の費用は有料となりますのでご注意ください。)

(注2) 無料でサービスをご利用いただくにあたっては、証券番号をお知らせください。お知らせいただけない場合、無料でサービスをご利用いただけない場合があります。

(注3) 無料でサービスをご利用いただける建物は、保険証券に記載された保険の対象の所在地の建物に限ります。

(注4) 無料でサービスをご利用いただけるのは1契約あたり1年につき1回に限ります。2回目以降の作業費用はお客様負担となります。

(注5) 鍵代、部品代および応急修理を超える費用はお客様負担となります。

無料となる応急修理作業

○住居用ドアの開錠・破錠作業 (注6,7,8)

○トイレのつまり除去作業 (注9)

○台所・浴室・洗面所などのパイプつまり除去作業 (注9)

○蛇口の水もれ修理作業 (注9)

(注6) 住宅内のドアの開錠・破錠作業の費用はお客様負担となります。

(注7) 一般の住宅用鍵(ディスクシリンダー、ピンシリンダー系)以外の鍵あけの場合、作業費用はお客様負担となります。

(注8) 破錠後の新規取付け作業費用はお客様負担となります。

(注9) 自治体が所有する部分の応急修理は対象となりません。

上記のほか、火災などの事故時に宿泊先(ホテルなど)の手配を行います。(注10)

(注10) 宿泊費用など実費はお客様負担となります。

防犯機能アップ応援サービス (24時間年中無休)

すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

- 記載のサービスは2011年5月現在のものです。一部サービスについては、地域によってご利用いただけない場合やサービスの内容を予告なく変更させていただく場合またはご利用を制限させていただく場合がございますので、ご了承願います。
- 戦争、地震・噴火またはこれらによる津波の場合、本サービスをご利用いただけないことがあります。



次の無料電話相談サービスをご用意しております。

サービス内容

住宅相談サービス (原則予約制)

すまいの維持管理やリフォームなどすまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

- ・受付時間 平日10:00～17:00 (土日、祝日、12/31～1/3は除きます。)

法律相談サービス (原則予約制)

さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。

- ・受付時間 平日10:00～17:00 (土日、祝日、12/31～1/3は除きます。)
- (注) 弁護士に正式に委託される場合の費用はお客様のご負担となります。

税務相談サービス (原則予約制)

税務全般のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。

- ・受付時間 平日10:00～17:00 (土日、祝日、12/31～1/3は除きます。)
- (注) 税理士に正式に依頼される場合の費用はお客様のご負担となります。

健康・医療相談サービス～メディカルサポート24～ (24時間年中無休)

次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

- カウンセラー（保健師・看護師など）による日常生活での健康相談
- 医師による医療相談
- 臨床心理士によるメンタルヘルスの相談
- 最適な医療機関情報などの提供

介護関連相談サービス

- ケアマネージャーが介護に関するさまざまなお相談に対して電話でお応えします。
 - 実際に介護が必要な場合には、ケアマネージャーが最適なケアプランを作成します。
 - 全国約3,000社の地域介護事業者と「介護ネットワーク」を構築しており、実際に介護サービスを受けたい方に対し、お取次ぎをしています。
- ・受付時間 平日10:00～16:00 (土日、祝日、12/30～1/3は除きます。)

・上記サービスのうち「^{ホーム}OQ修理サービス」「防犯機能アップ応援サービス」「住宅相談サービス」「法律相談サービス」「税務相談サービス」「介護関連相談サービス」は株式会社プレステージ・インターナショナルに、「健康・医療相談サービス」「介護

ご契約時に必ずお読みください

ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 保険の対象について

(1) 保険の対象となるもの

保険証券記載の住居に使用される建物およびそれに収容される家財

(注) 建物のみの契約では、家財の損害は補償されません。建物とは別に家財のご契約金額をお決めになりご契約ください。

(2) 保険の対象とならないもの

- ・自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、総排気量が125cc以下の原動機付自転車は自動車には含まれないため、保険の対象となります。）、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、カヌー、ボートを含みます。）および航空機ならびにこれらの付属品
- ・通貨・小切手、預貯金証書、乗車券等^(注)（これらは保険証券記載の建物内において盗難による損害を受けた場合のみ保険の対象となります。）
- ・有価証券、印紙、切手
- ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
- ・動物、植物などの生物
- ・稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ・テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類
- ・商品およびこれに類する物

など

(注) 乗車券等とは鉄道、バス、船舶、航空機などの乗車船券・航空券（定期券を含みます。）、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。

2. 「地震保険」なしでは地震による損害は補償されません。

・次の損害について保険金をお支払いするためには「地震保険」が必要となりますのでご承知おきください。

①地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失の損害

②地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害^(注)

③発生原因を問わず地震等により延焼・拡大した損害

(注) 地震等を原因とする火災によって建物が半焼以上となった場合、または家財をご契約の場合に家財が全焼となった場合に限り、地震火災費用保険金をお支払いします。詳しくはP.29～P.30「地震火災費用保険金」をご覧ください。

・地震保険をご契約いただかない場合は、契約申込書の「地震保険について」にご署名またはご捺印をお願いいたします。

3. 建物のご契約金額は再調達価額いっぱいでお決めください。

・すまいの総合保険では、再調達価額に基づき保険金をお支払いします。建物のご契約金額は、再調達価額いっぱいでお決めください。

また、再調達価額を超えてご契約いただいても、保険金のお支払いは再調達価額が限度となります。

・ご契約期間が6年以上の長期のご契約の場合で、ご契約期間中に建築費などの変動によりご契約金額を調整する必要が生じた場合には、弊社よりご案内いたします。（「保険金額調整等に関する特約」によるお取扱いです。）

<ご注意> 1. 調整により、ご契約金額が減額となる場合には保険料を返還いたします。また、ご契約金額を増額していただくべき場合には、追加保険料を請求させていただきます。この際お払込みがない場合には、お支払いする保険金が減額される場合がありますのでご注意ください。

2. お支払いする保険金はご契約金額が限度となります。

4. 家財のご契約金額は、建物とは別にお決めください。

- ・建物だけの契約では家財の損害は補償されません。建物とあわせて家財についても是非ご契約ください。

5. 貴重品・美術品などの損害に対する保険金の額について (家財をご契約の場合)

1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝玉・宝石・書画・骨董などの貴重品・美術品の損害は、時価を基準に損害額を見積もり、1個または1組につき30万円を超える場合は、30万円とします。

☆貴金属・宝石・美術品などの30万円を超える補償を希望される場合はお申し出ください。

6. ご契約時には、次の事項（告知事項）について、事実を正確にお申し出ください。（告知義務）

ご契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出でていただく義務があります。契約申込書に記載された告知事項の内容が事実と相違している場合には、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

告知事項	ご説明
保険の対象の所在地	保険の対象とする建物（または保険の対象とする家財を収容する建物）が所在する場所をいいます。
被保険者	保険の補償を受けられる方（保険の対象とする建物または家財の所有者）をいいます。
建物の種類	コンクリート造、鉄骨造、木造などの建物の種類（構造）をいいます。
建物の用法	建物の用途をいいます。なお、この保険契約では専用住宅 ^(注1) 、併用住宅 ^(注2) または共同住宅 ^(注3) のいずれかとなります。
職業・作業	建物で行われている業務をいいます。
延面積 (専有面積・占有面積)	建物の床面積をいいます。なお、建物の一部を所有（借用）している場合はその所有（借用）する部分の床面積をいいます。
他の保険契約等	同一の保険の対象について締結された他の保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約または共済契約がある場合は、その会社名、保険種類などの契約内容を告知いただきます。
全戸室数 ^(注4)	建物の戸室の数をいいます。

(注1) 住居のみに使用されている建物をいい、共同住宅を除きます。

(注2) 住居部分と住居以外に使用する部分が併存している建物をいい、住居兼小売店などが該当します。

(注3) 1世帯の生活単位となる戸室が2以上あり、各戸室ごとにまたは建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある建物をいい、マンションやアパートなどが該当します。（各戸室の全てが住居のみに使用されているものに限ります。）

(注4) 「建物賠償責任補償特約」をセットされる場合に告知いただきます。（特約の詳細につきましては取扱代理店または弊社までお問い合わせください。）

※告知事項については、契約申込書において★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

ご契約時にご注意いただきたいこと

7. 保険料はご契約と同時にお払込みを

- ・保険料（分割払のときは第1回分割保険料）はご契約と同時にお払い込みください。保険料をお払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を交付することといたしますので、お確かめください。なお、保険料を弊社所定の口座へのお振込または口座振替・コンビニエンスストアなどでのお払込みの場合には、振込・振替手続きの控えをもって保険料領収証に代えさせていただきますので、ご承知おきください。
- ・特約により、保険料の払込猶予が設定されている契約（「初回保険料の口座振替」をご利用になる場合、保険料のお払込方法が団体扱または集団扱の場合、保険料をクレジットカードでお払い込みいただく場合、コンビニエンスストアなどでお払い込みいただく場合など）を除き、ご契約期間が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いできません。

8. 「すまいの総合保険フルハウス」の保険料について

- ・「すまいの総合保険フルハウス」の保険料は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物の種類または耐火性能および保険の対象の所在地などによって決まります。このため建物の種類または耐火性能や保険の対象の所在地に誤りがないかご確認ください。
(建物の種類または耐火性能)
火災による焼損などの危険を勘案し、住居のみに使用される建物の場合はM構造・T構造・H構造の3つに、それ以外の建物の場合は1級・2級・3級の3つに区分されています。

地震保険について

1. 地震保険の保険の対象について

(1)保険の対象となるもの

- ・住居に使用される建物（居住用の建物）
- ・居住用の建物に収容される家財（生活用の動産）

(2)保険の対象とならないもの

- ・店舗や事務所のみに使用されている建物、営業用什器・備品や商品などの動産
- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ・自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、総排気量が125cc以下の原動機付自転車は自動車には含まれないため、保険の対象となります。）
- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝玉・宝石・書画・骨董などの貴重品・美術品
- ・稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

2. 地震保険のご契約金額について

建物、家財ごとにセットで契約する「すまいの総合保険フルハウス」のご契約金額の30%から50%までの範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。既に他の地震保険契約があって追加契約をするときは、限度額から他の地震保険ご契約金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。マンションなどの区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

3. 地震保険の保険料について

- ・地震保険の保険料は、建物の種類または耐火性能および保険の対象の所在地などによって決まります。このため建物の種類または耐火性能や保険の対象の所在地に誤りがないかご確認ください。

(保険の対象の所在地)

都道府県別に区分されています。

☆建物の種類または耐火性能の区分については、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

- ・「すまいの総合保険フルハウス」と同一のご契約者が自動車保険を弊社でご契約いただいている場合、または「すまいの総合保険フルハウス」と同時に自動車保険を弊社でご契約いただく場合、「すまいの総合保険フルハウス」の保険料が5%割引になります（ご契約期間5年以下のご契約に限ります。）。自動車保険を契約されている保険会社をご確認のうえ、この割引が適用できるか否かをお申し出ください。
- ・「すまいの総合保険フルハウス」の保険料は、ご契約期間の初日に適用される料率・割引制度などにより決定されます。したがいまして、ご契約期間の初日以降に、「すまいの総合保険フルハウス」について料率改定や割引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更しません。また、これらの改定は予告なく実施するがありますので、あらかじめご承知おきください。

※家財の補償・地震保険を自動的に継続する方式で「すまいの総合保険フルハウス」のご契約期間と合わせてご契約いただく場合、料率改定などを行ったときは、自動継続時に家財の補償・地震保険の保険料を変更します。

(建物の種類または耐火性能)

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造^(注)と口構造^(注)の2つに区分されています。

(注) セットでご契約いただく「すまいの総合保険フルハウス」の構造級別により区分されます。

イ構造→「すまいの総合保険フルハウス」の構造級別がM・T構造または1・2級の場合。

口構造→「すまいの総合保険フルハウス」の構造級別がH構造または3級の場合。

(保険の対象の所在地)

都道府県別に区分されています。

- ・地震保険には、建物の建築年月・免震・耐震性能に応じた割引制度がございます。なお、保険料の割引にあたっては、所定の確認書類をご提出いただきます。

(書類をご提出いただけない場合は、保険料の割引はできませんのでご承知おきください。)

4. 地震保険の中途付帯について

「すまいの総合保険フルハウス」のご契約時に地震保険をご契約いただかなかった場合でも、「すまいの総合保険フルハウス」のご契約期間の中途から地震保険をご契約いただくことができます（下記5.の場合を除きます。）ので、ご希望される場合には、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

5. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

1. 保険証券および控除証明書は大切に保管を

- ・保険証券は大切に保管してください。ご契約後1か月以上経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にお問い合わせください。
- ・質権を設定される場合には、特段のお申し出がないかぎり、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券（本紙）を送付いたしますのでご了承ください。
- ・お払い込みいただいた保険料のうち地震保険料については一定の額を限度として課税所得から差し引かれます。地震保険をセットでご契約いただいた場合、保険証券添付の地震保険料控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので大切に保管してください。 (2011年5月現在)

2. 保険料は払込期日までにお払い込みください。

- ・「初回保険料の口座振替に関する特約」または「コンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約」をセットされた場合の初回保険料および保険料を分割してお払い込みいただく場合の第2回目以降の分割保険料などは、払込期日までにお払い込みください。払込期日までにお払込みがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできることや、保険契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
- ・「初回保険料の口座振替に関する特約」または「コンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約」をセットされたご契約において、初回保険料の口座振替前またはコンビニエンスストアなどでのお払込み前に事故が発生した場合は、保険金のお支払い前に初回保険料をお払い込みいただきます。
- ・分割払または団体扱、集団扱でご契約の場合、保険金をお支払いする事故が発生したときには、未払分の保険料のお払込みをお願いすることができます。
- ・口座振替をご利用の場合は、P.17の「保険料の口座振替について」をご覧ください。

3. ご契約後に、次の事項（通知事項）について、変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。（通知義務）

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡いただく義務があります。遅滞なくご連絡いただけない場合やご契約内容の変更に伴い追加保険料が必要となる場合に追加保険料をお払い込みいただけないときは、事故の際に保険金をお支払いできることや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

通知事項	通知事項に変更が生じた場合の例
保険の対象の所在地	建物の買替えに伴い建物の所在地が変更となる場合や引越しに伴い保険の対象である家財を別の場所に移転する場合 など
被保険者	婚姻に伴い本人所有の建物を夫婦共有の建物に変更する場合 など
建物の種類	建物の改築に伴い建物の種類（構造）を変更する場合 など
建物の用法	住居のみに使用されている建物を住居兼事務所として使用する場合 など
職業・作業	住居兼料理飲食店を住居兼事務所に変更する場合 など
延面積 (専有面積・占有面積)	建物の増築を行い床面積が増加する場合や建物の一部取りこわしを行い床面積が減少となる場合 など
全戸室数 ^(注)	建物の増築を行い戸室数が増加する場合 など

(注)「建物賠償責任補償特約」をセットされた契約の場合にご連絡いただきます。

- ※通知事項については、保険証券（契約申込書でも確認いただけます。）において☆印をつけていますので、変更の通知漏れがないよう十分ご注意ください。
- ※保険料を分割払でお払い込みいただいている場合、ご契約内容の変更内容によっては、保険契約をお付けなおしいただく手続きをお願いすることがあります。（詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。）

4. 建物を譲渡・売却される場合や契約条件を変更される場合は、あらかじめお申し出ください。

- 前記3.にかかわらず、建物を譲渡・売却される場合において、ご契約者がこの保険契約に関する権利および義務を建物の譲受人に移転させたいときは、建物の譲渡の前にあらかじめ書面によりその旨を取扱代理店または弊社までお申し出ください。お申し出がない場合は譲渡の事実が発生した時にこの保険契約は効力を失います。
- ご契約期間の中途で通知事項以外の契約条件を変更される場合（特約を追加する場合など）は、あらかじめ取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、契約条件の変更手続きの前（契約条件の変更手続きに伴い追加保険料が必要となる場合は追加保険料をお払い込みいただく前）に発生した事故については、変更前の契約条件が適用されますのでご注意ください。

5. この保険契約においてお引受けができる保険の対象の範囲（引受範囲）から外れる場合

- 前記3.にかかわらず、ご契約後に通知事項に変更が生じた場合において、保険の対象が次の「この保険契約でお引受けができる保険の対象の範囲（引受範囲）」から外れる場合は、引き続きご契約を継続することはできません（セットされてご契約いただいた地震保険や特約も同様です。）。なお、この場合でも他の商品でお引受けができる場合もありますので、取扱代理店または弊社までご相談ください。
- 引受範囲から外れた場合、通知事項に変更が生じた時以降に発生した事故については、保険金をお支払いできません。また、ご契約についても解除させていただくことがあります。なお、詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

保険の種目	この保険契約でお引受けができる保険の対象の範囲（引受範囲）	この保険契約でお引受けができないくなる場合の例
すまいの総合保険 フルハウス	建物の用法が次のいずれかに該当する場合の建物またはその収容家財 ①専用住宅（注1）②併用住宅（注2）③共同住宅（注3） ただし、①から③までのいずれの場合も作業割増を必要としない建物（注4）に限ります。	○居住兼事務所を居住部分がない専用事務所に変更する場合 ○居住のみに使用されている建物を作業割増を必要とする住居兼印刷工場に変更する場合など
地震保険	専用住宅（注1）、併用住宅（注2）、共同住宅（注3）などの居住用建物（注5）およびその収容家財	○居住兼事務所として使用されている建物を専用事務所に変更する場合など

（注1）居住のみに使用されている建物をいい、共同住宅を除きます。

（注2）居住部分と居住以外に使用する部分が併存している建物をいい、住居兼小売店などが該当します。

（注3）1世帯の生活単位となる戸室が2以上あり、各戸室ごとにまたは建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある建物をいい、マンションやアパートなどが該当します。

（注4）製造もしくは加工、機械・器具類の修理もしくは改造、廃棄物の再資源化などの作業が行われていない建物またはいずれかの作業が行われてもその作業に従事する人数が5名未満である場合の建物をいいます。
(各戸室の全てが住居のみに使用されているものに限ります。)

（注5）建物の全部または一部で実際に世帯が生活を営んでいる建物をいいます。

○ただちにご連絡ください。

- ・万一事故にあわれたら、取扱代理店または弊社までただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。また、ご連絡の際には、事故の状況とあわせて、他の同種の保険契約または共済契約の有無および内容についてもご連絡ください。(ご連絡先・受付時間は裏表紙をご覧ください。)
- ・休日の火災または水濡れにより、お住まいや家財に損害が発生した場合に、すぐに駆けつけて、初期対応（保険金支払いまでの流れや補償対象となる損害についてのご説明など）や損害調査を行う「休日事故現場急行サービス」がご利用いただけます。(ご連絡先・サービス提供時間は裏表紙をご覧ください。)

○必ず事前にご相談ください。

賠償事故にかかる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。

＜賠償事故の示談交渉サービス＞

個人賠償責任補償特約の対象となる事故の場合、弊社が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。

○保険金請求に必要となる書類について

- ・事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または弊社より保険金請求手続き（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）に関してご案内いたします。
- ・※弊社にご提出いただく保険金請求書類は右表のとおりです。
- ・保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。なお、時効の日数については、事故による損害が発生した日または被保険者が負担される法律上の損害賠償責任の額が書面などにより確定した日の翌日から起算します。

保険金をお支払いした後のご契約について

次の場合を除き、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額はご契約期間の末日まで減額されません。

- ・損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額（ご契約金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。）の100%の額となった場合（この場合、保険契約は損害発生時点で終了します。）

事故（損害）の種類 ご提出いただく書類 (○が付いている場合に必要となります。)	物損害(注1) 費用損害(注2)	賠償損害(注3)
(1) 保険金請求の意思確認または保険金請求権の確認のために必要な書類 保険金請求書、戸籍謄本（除籍謄本）、印鑑証明書、委任状、住民票 など	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2) 事故状況や事故原因の確認のために必要な書類 事故状況説明書（事故発生報告書）、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(3) 損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類（※1） 修理見積書（請求書）、写真、領収書、図面（写）、復旧通知書、請負契約書（写）、賃貸借契約書（写）、売上高など営業状況を示す帳簿（写） など (※1) 建物・家財に関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合にご提出いただきます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(4) 損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類（※2） 診断書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など (※2) 他人の身体の障害に関する賠償事故の場合にご提出いただきます。	—	<input type="radio"/>
(5) 費用の額を算出するために必要な書類（※3） 費用の支出を示す領収書・請求書・費用明細 など (※3) 費用保険金などのお支払いの対象となる費用を支出した場合にご提出いただきます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(6) 保険の対象の所有者を確認するために必要な書類 登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など	<input type="radio"/>	—
(7) 公の機関や関係先への調査のために必要な書類 個人情報の取扱に関する同意書、医療機関用同意書 など	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(8) 被保険者が損害賠償責任を負担することを確認するために必要な書類 示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書 など	—	<input type="radio"/>
(9) 質権設定がある契約で保険金請求者を確認するために必要な書類 保険金直接支払承諾書、債権額現在高通知書、証 など	<input type="radio"/> (物損害の場合のみ必要)	—

(注1) 損害保険金または自宅外家財保険金などのお支払いの対象となる事故により建物、家財に生じた損害をいいます。

(注2) 費用保険金または喪失利益を補償する保険金などのお支払いの対象となる事故にかかる損害をいいます。

(注3) 「個人賠償責任補償特約」や「借家人賠償責任総合補償特約」など賠償責任を補償する特約で定める事故により賠償責任を負担されることにより被る損害をいいます。

・（戸建てプランでご契約の場合）建てかえ費用補償特約により建てかえ費用保険金をお支払いしたとき（この場合、ご契約は建物を取りこわした時点で終了します。）

保険金をお支払いした後の保険料の取扱い

保険金のお支払いによりご契約が終了した場合、既にお払い込みいただいた保険料は返還いたしません。

また、1年分の保険料払込完了前の場合には未払込保険料を一括してお払い込みいただきます。

解約と解約返れい金について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。解約に際しては、原則、月割計算により、既に経過したご契約期間に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還またはご請求させていただきます。なお、解約日はお申し出日以降となりますので、解約のお手続きは速やかにおとりください。また、返還される保険料があっても多くの場合、お払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約は是非継続されることをご検討ください。

「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合で、ご契約者が個人、小規模法人（常時使用する従業員などの数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合であるご契約は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。

保険料の口座振替について

○保険料の振替日は、ご利用の金融機関により異なりますが、26日または27日（ゆうちょ銀行をご利用の場合は26日）となります。毎回の振替日の前日までに、ご指定の預貯金口座に必要残高をご用意ください。

○振替ができなかった場合には、その翌月の振替日に再度振り替えさせていただきます。この場合、月払契約につきましては、振替不能となった保険料と翌月分の保険料を合わせて振り替えさせていただきます。なお、再度の振替日にも振替ができず、最初の振替不能日の翌月末日まで（「猶予期間」といいます。）にお払込みがなかったときには、最初の振替不能日の翌日（振替不能となった保険料が初回保険料の場合はご契約期間の初日）以降に発生した事故については保険金をお支払いすることができなくなりますのでご注意ください。

※保険料のお払込みの猶予期間の取扱い

次の振替不能の場合を除いては、保険料のお払込みの猶予期間を最初の振替不能日の翌々月25日まで延長します。

●ご契約者の故意により振替不能となった場合

●同一契約において過去に2か月連続して残高不足による振替不能が発生し、かつ、今回の再請求も残高不足により不能となった場合（ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、取扱いが異なることがあります。）

保険料のお払込みの猶予期間を延長する場合、取扱代理店または弊社から振替不能となった保険料の払込方法をご連絡いたします。

※お客様のご都合により口座の請求を停止された場合、振替不能となった保険料は再度振り替えられませんので、取扱代理店まで直接お払い込みいただきますようお願いいたします。

※振替不能となった保険料の額とその理由および今後のお取扱い方法を記載した「損害保険料口座振替不能のお知らせ」をお送りいたしますのであわせてご確認ください。

- (注1) ご契約期間が1年を超えるご契約で保険料を一括してお払い込みいただいている場合は、翌年度以降の期間に対する保険料を返還いたします。
- (注2) 地震保険および個人賠償責任補償特約などの一部の特約については、ご契約が終了した時からご契約期間の末日までの期間に応じて、保険料を返還させていただくことがあります。

※ご契約や解約の条件によっては、解約が日割計算となる場合があります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※ご契約期間が長期で保険料を一括してお払い込みいただいているご契約を解約される場合に返還される保険料は、未経過料率係数を使用して計算します。なお、未経過料率係数については、弊社ホームページ(<http://www.nipponkoa.co.jp>)内の「すまいとくらしの保険」に掲載しています。

ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。

なお、地震保険に関する法律に基づく地震保険契約については、保険金や返れい金などの全額が補償されます。

(2011年5月現在)

詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

○同一の預貯金口座から複数の保険契約の保険料を振り替えさせていただいている場合には、すべての保険契約の保険料をまとめた合計額を振り替えさせていただきます。この場合のご通帳の表示は1行となります。万一、合計金額に対して残高が不足していた場合は、その口座振替契約のすべてについて、振替不能となりますのでご注意ください。

○保険契約を解約された場合、解約日によっては振替停止の手続きが間に合わず、解約日直後の振替日に保険料の振替が行われることがあります。この場合には弊社でご入金の確認ができ次第、振込をもって返れいさせていただきますとともに「超過振替分保険料の返戻のご案内」でご連絡いたしますのでご了承ください。

○金融機関の合併・店舗統廃合があった場合、金融機関から弊社に変更の依頼があった場合は営業譲渡先の口座から振り替えさせていただきます。不都合な場合は、弊社までお申し出ください。

個人情報の取扱いに関する説明事項

1. 弊社は本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。
2. 弊社は、弊社のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱う商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。
3. 弊社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、ご契約内容、事故内容、保険金ご請求内容などに係る個人情報を、他の損害保険会社・共済および（社）日本損害保険協会との間において共同利用する制度を実施しています。
4. 弊社は、本契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報を第三者に対して提供することがあります。

*上記の「第三者」は、保険事故の関係者（当事者、損害保険会社・共済、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

※弊社の個人情報の取扱いに関する詳細については、弊社ホームページ（<http://www.nipponkoa.co.jp>）をご覧いただくか、弊社までお問い合わせください。

建物の損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
損害保険金 ※戸建てにおすまいの方の場合	<p>次の偶然な事故により建物に損害が生じた場合</p> <p>①火災②落雷③破裂・爆発④風・雹・雪災 (損害額が20万円以上となった場合^(※1)) ⑤建物外部からの物体の飛来・衝突など ⑥給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ^(※2)⑦騒擾、労働争議に伴う破壊行為など⑧盜難⑨水災(注)^(※3)⑩⑪から⑯まで以外の偶然な事故^(※4)</p> <p>(注) 次のいずれかの損害状況の場合</p> <p>(1) 建物に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (2) 上記(1)に至らない場合で、建物に床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害が生じた場合</p> <p>(※1) 風・雹・雪災の定額免責設定特約(建物補償条項用)をセットされた場合、損害額が20万円未満の場合もお支払いの対象となります。</p> <p>(※2) 水濡れ損害不担保特約(建物補償条項用)をセットされた場合、お支払いの対象となりません。</p> <p>(※3) 水災不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。</p> <p>(※4) 建物危険限定補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。</p>
建てかえ費用保険金	建物に偶然な事故により損害が生じ、損害額が建物を再取得するのに必要な費用の70%以上となった場合
建てかえ時特別費用保険金	建てかえ費用保険金をお支払いする場合 (※1)損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。 (※2)保険証券の「付帯される特約」欄にH1の表示が無い場合はお支払いの対象となりません。

(注) 次のような原因により生じた損害については、保険金をお支払いできません。

- ①故意・重大な過失または法令違反
- ②戦争・内乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震・噴火またはこれらによる津波

お支払いする保険金

再調達価額に基づき算定した損害額をお支払いします。
（ご契約金額が限度です。なお、左記⑩の事故については、1事故につき1万円^(※)を自己負担していただきま
す。）

（※）保険証券にこれと異なる金額が表示されている場合にはその金額となります。

次の費用保険金をお支払いします。

・建てかえ費用保険金

建てかえのために要した実費をお支払いします。

ただし「ご契約金額－損害保険金」の額が限度となります。

・取りこわし費用保険金^{取りこわし}

建てかえのために、罹災後の建物残存部分を取りこわす際に要した費用の実額をお支払いします。ただし、建てかえ費用保険金の額の10%が限度となります。

注 家を建てかえる際は、弊社までご連絡ください。

「ご契約金額×10%」をお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度となります。

④核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の特性による事故

⑤差押え、没収などの公権力の行使

⑥欠陥、自然の消耗、劣化、さび、腐食その他類似の事由、ねずみ
食い、虫食い

（次ページに続く）

建物の損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
敷地内構築物 修復費用保険金 ※戸建てにおすまいの方の場合	建物に損害が生じたと同時に敷地内構築物に損害が生じ、これを修復するのに費用が必要な場合 注 「敷地内構築物」とは、保険の対象である建物の所在する敷地内に設置された物干し、庭木、遊具その他の付属構築物をいいます。
バルコニー等 修繕費用保険金 ※マンション戸室におすまいの方の場合	バルコニーなど被保険者が専用使用する共用部分が偶然な事故によって損害が生じ、管理規約に基づき修理するのに費用が必要な場合

(注) 次のような原因により生じた損害については、保険金をお支払いたしません。(前ページから続く)

- ⑦加工、修理などの作業上の過失または技術の拙劣
- ⑧詐欺または横領
- ⑨土地の沈下、隆起、移動、振動
- ⑩すり傷、^{サビ}搔き傷、塗料のはがれなどの外観の損傷で、保険の対象の機能に直接支障のない損害
- ⑪風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入
- ⑫偶然な外来の事故を直接の原因としない建物付属機械設備などの電気的・機械的事故

など

お支払いする保険金

敷地内構築物の修復に要した費用の実額をお支払いします。

ただし、1事故につき1敷地内ごとに10万円が限度となります。

バルコニーなどの修理費用の実額をお支払いします。

ただし、1事故につき1敷地内ごとに10万円が限度となります。

家財の損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
損害保険金	<p>(1) 次の偶然な事故により保険証券記載の建物内収容の家財に損害が生じた場合 ①火災②落雷③破裂・爆発④風・雹・雪災⑤建物外部からの物体の飛来・衝突など⑥給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ⑦騒擾、労働争議に伴う破壊行為など⑧盜難⑨水災(注)(※)⑩①から⑨まで以外の偶然な事故</p> <p>(注) 次のいずれかの損害状況の場合</p> <ul style="list-style-type: none">a. 家財に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合b. 上記a.に至らない場合で、家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、家財に損害が生じた場合 <p>(※)水災不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。</p> <p>(2) 保険証券記載の建物内における次のものの盗難により損害が生じた場合 ①通貨・小切手 ②預貯金証書（通帳および現金自動支払機用カードを含みます。） ③乗車券等（鉄道、バス、船舶、航空機などの乗車船券・航空券（定期券を含みます。）、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。以下同じです。）</p> <p>(3) 保険証券記載の建物から一時的に持ち出した家財に日本国内の他の建物内で上記(1)の①から⑧までのいずれかの事故により損害が生じた場合</p>

<保険の対象とならない家財>

- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、総排気量が125cc以下の原動機付自転車は自動車には含まれないため、保険の対象となります。）、船舶（ヨット、モーターポート、水上バイク、カヌー、ポートを含みます。）および航空機ならびにこれらの付属品
- 通貨・小切手、預貯金証書、乗車券等（これらは保険証券記載の建物内において盗難による損害を受けた場合（上表ご参照）のみ補償の対象となります。）
- 有価証券、印紙、切手
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
- 動物、植物などの生物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類
- 商品およびこれに類する物

など

お支払いする保険金

(1) 再調達価額に基づき算定した損害額をお支払いします。(ご契約金額が限度です。なお、左記⑩の事故については、1事故につき「再調達価額-3,000円」の額を30万円を限度にお支払いします。)

注 貴金属・宝石・美術品などの損害額が1個、1組、1対について30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。

(2) それぞれ次を限度として損害額をお支払いします。

①通貨・小切手

1事故につき1敷地内ごとに50万円限度

②預貯金証書

1事故につき1敷地内ごとに200万円またはご契約金額のいずれか低い額限度

③乗車券等

1事故につき1敷地内ごとに5万円限度

(3) 1回の事故につき、100万円または「家財のご契約金額×20%」のいずれか低い額が限度として損害額をお支払いします。

(注) 次のような原因により生じた損害については、保険金をお支払いできません。

①故意・重大な過失または法令違反

②戦争・内乱、その他これらに類似の事変または暴動

③地震・噴火またはこれらによる津波

④核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の特性による事故

⑤持ち出し家財である自転車または総排気量が125cc以下の原動機付自転車の盗難

(次ページに続く)

家財の損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
電化製品損害 保険金	電化製品が電気的・機械的事故により故障した場合 注 「電気的・機械的事故」とは、機械本体または構成部品に、電気により生じた焦損、炭化、溶融、絶縁破壊などの物的な損害を伴う事故または亀裂、変形、剥離、焼付き、欠損、溶損などの物的な損害を伴う事故をいい、日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化による消耗部品の交換および電源周波数、ガス種の変更に伴う改造、修理は含みません。 (※)保険証券の「付帯される特約」欄にL1の表示が無い場合はお支払いの対象となりません。
水道管修理費用 保険金	水道管が凍結によりこわれた場合
明記物件補償特約の損害保険金 (特約をセットされた場合のみ)	1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝玉・宝石・書画・骨董などの貴重品・美術品に偶然な事故により損害が生じた場合

(注) 次のような原因により生じた損害については保険金をお支払いで
きません。(前ページから続く)

- ⑥差押え、没収などの公権力の行使
- ⑦欠陥、自然の消耗、劣化、さび、腐食その他類似の事由、ねずみ食い、虫食い
- ⑧加工、修理などの作業上の過失または技術の拙劣
- ⑨詐欺または横領
- ⑩土地の沈下、隆起、移動、振動
- ⑪置忘れ・紛失
- ⑫すり傷、搔き傷、塗料のはがれなどの外観の損傷で、保険の対象の機能に直接支障のない損害
- ⑬風、雨、雹または砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入
- ⑭電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた損害
- ⑮楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損
- ⑯楽器の音色や音質の変化

など

お支払いする保険金

「再調達価額に基づき算定した損害額（修理費）－3,000円」の額を30万円を限度にお支払いします。

注 対象となる電化製品

新品にて購入した日（購入した日が確認できない場合は製造日とします。）からその日を含めて3年以内で、電力をコンセントから取り入れるもの。（電池・充電池によってのみ作動するものは対象外）

また、空調・電気・給排水設備などの建物付属設備は除きます。（建築後に取り付けた冷暖房装置は対象となります。）

なお、保険金をご請求の際には、保証書・領収書などの購入日・保証内容が確認できる資料をご提出いただきます。

水道管の修理費用の実額をお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに10万円が限度となります。

時価にてご契約金額を限度にお支払いします。ただし、盗難による損害については1個・1組ごとに100万円が限度となります。

(注) P. 29～P. 30 (注) ①から⑩までの他に次のような原因により生じた費用については水道管修理費用保険金をお支払いできません。

①パッキングのみに生じた損壊

②第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分の専用水道管の損壊

など

費用の損害（建物・家財 共通）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
ドアロック交換費用保険金	日本国内において鍵が盗まれ、保険証券記載の建物のドアロック（錠）を交換する費用が生じた場合 (※)盗まれた鍵により開けることのできる保険証券記載の建物のドアロック（錠）の交換費用に限ります。
臨時費用保険金	P.21、P.25(1)の①から⑦までの事故により保険の対象に損害が生じ、損害保険金をお支払いする場合 (※)臨時費用保険金不担保特約または損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
損害付帯諸費用保険金（特約をセットされた場合のみ）	P.21、P.25(1)の①から⑦までの事故により保険の対象に損害が生じ、損害保険金をお支払いする場合
残存物取片づけ費用保険金	P.21、P.25(1)の①から⑦までの事故により保険の対象に損害が生じ損害保険金をお支払いする場合で、残存物の取片づけのための費用が生じたとき (※)損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
失火見舞費用保険金	保険証券記載の建物から発生した火災・破裂・爆発のいずれかにより、他人の所有物を滅失、損傷または汚損させた場合 (※)煙損害または臭気付着の損害を除きます。 (※)失火見舞費用保険金不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合

(注) 次のような原因により生じた費用については費用保険金・損害防止費用をお支払いできません。

- ①故意・重大な過失または法令違反
- ②戦争・内乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震・噴火またはこれらによる津波（ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。）
- ④核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の特性による事故
- ⑤差押え、没収などの公権力の行使
- ⑥保険の対象の欠陥

お支払いする保険金

ドアロック（錠）の交換に必要な費用の実額をお支払いします。（1事故合計200万円限度。ただし、1つのドアロック（錠）あたり3万円限度）

損害保険金の30%^(※)をお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに、住居のみに使用される建物の場合は100万円、それ以外の建物の場合は500万円^(※)が限度となります。

(※) 保険証券にこれと異なる支払割合または金額が表示されている場合にはその支払割合およびその金額となります。

損害保険金の30%^(※)を「臨時費用保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「修理付帯費用保険金」「特別費用保険金」の代わりにお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに、住居のみに使用される建物の場合は300万円^(※)、それ以外の建物の場合は500万円^(※)が限度となります。

(※) 保険証券にこれと異なる支払割合または金額が表示されている場合にはその支払割合およびその金額となります。

取片づけに必要な費用の実額をお支払いします。ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。

見舞金などの費用に対して、「被災世帯の数×50万円」をお支払いします。ただし、1事故につきご契約金額の20%が限度となります。

「ご契約金額×5%」をお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度となります。

- ⑦加工、修理などの作業上の過失または技術の拙劣
- ⑧土地の沈下、隆起、移動、振動
- ⑨詐欺または横領
- ⑩風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入など

費用の損害（建物・家財 共通）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
修理付帯費用 保険金	保険の対象に損害が生じ、その復旧のために次のいずれかの費用が生じた場合 (1) 保険の対象を復旧するための原因調査費用 (2) 損害の範囲を確定するための調査費用 (3) 仮修理の費用 (4) 損害が生じた家財の代替物の賃借費用 (5) 仮設物設置費用・撤去費用・土地の賃借費用 (6) 迅速復旧のための割増賃金費用 (※)損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
特別費用 保険金	保険の対象に損害が生じ、ご契約金額と同額の損害保険金をお支払いする場合 (※)損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
損害防止費用	P.21、P.25(1)に記載の事故で、保険の対象に損害が生じ、その消火活動のために費用が生じた場合

(注) 費用保険金・損害防止費用をお支払いできない場合は、P.29～P.30をご覧ください。

お支払いする保険金

必要かつ有益な費用の実額をお支払いします。ただし、住居のみに使用される建物の場合は1事故につき1敷地内ごとに「ご契約金額×10%」または100万円のいずれか低い額、それ以外の建物の場合は1事故につき1敷地内ごとに「ご契約金額×30%」または1,000万円のいずれか低い額が限度となります。

損害保険金の10%をお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度となります。

消火活動のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。(実費)

地震による損害

※地震保険をセットされた場合のみ保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
地震保険の保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失により保険の対象に全損・半損・一部損 ^(※) のいずれかの損害が生じた場合

(※) 全損・半損・一部損とは次の場合をいいます。

	建物	家財
全 損	主要構造部の損害額が建物の時価の50%以上となった場合または焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上となった場合	損害額が家財の時価の80%以上となった場合
半 損	主要構造部の損害額が建物の時価の20%以上50%未満となった場合または焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	損害額が家財の時価の30%以上80%未満となった場合
一部損	主要構造部の損害額が建物の時価の3%以上20%未満となった場合または地震等を原因とする水災によって床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合	損害額が家財の時価の10%以上30%未満となった場合

<地震保険の対象とならないもの>

- 店舗や事務所のみに使用されている建物、営業用什器・備品や商品などの動産
- 通貨・有価証券・預金証書または貯金証書、印紙
- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、総排気量が125cc以下の原動機付自転車は自動車には含まれないため、保険の対象となります。）
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝玉・宝石・書画・骨董などの貴重品・美術品
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿など

注 1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。
(2011年5月現在)

お支払いする保険金

保険の対象の損害の程度に応じて次の保険金をお支払いします。

<建物>

損害の程度	お支払いする保険金
全 損	建物の地震保険ご契約金額の100% (時価が限度)
半 損	建物の地震保険ご契約金額の50% (時価の50%が限度)
一部損	建物の地震保険ご契約金額の5% (時価の5%が限度)

<家財>

損害の程度	お支払いする保険金
全 損	家財の地震保険ご契約金額の100% (時価が限度)
半 損	家財の地震保険ご契約金額の50% (時価の50%が限度)
一部損	家財の地震保険ご契約金額の5% (時価の5%が限度)

(注) 次のような原因により生じた損害については、保険金をお支払いできません。

- ①故意・重大な過失または法令違反
- ②保険の対象の紛失または盗難
- ③戦争・内乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ⑤核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の特性による損害など

建物罹災時の仮すまい費用補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
建物罹災時の 仮すまい費用 保険金	P.21、P.25 (1) の①から⑩までの事故により損害保険金をお支払いする場合において、建物に再調達価額の20%以上の損害が生じ、または建物が住宅としての機能を著しく欠く状態となったことにより仮すまいのための費用が発生した場合

地震災害による仮すまい費用補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
地震災害による 仮すまい費 用保険金 ※この特約は、 主契約に地震 保険がセット されている場 合のみお付け いただけます。	地震・噴火またはこれらによる津波を原因として次の事由により仮すまいのための費用が発生した場合 ①建物に再調達価額の20%以上の損害が生じた、または住宅としての機能を著しく欠く状態となった ②電気・ガス・水道のいずれかの供給が12時間以上中断した ③地震災害により建物に対し警察その他行政機関により住宅への立入禁止などの処置が行われた

(オプション)

お支払いする保険金

次の仮すまい費用のうち被保険者（法人の場合はその代表者をいいます。）が支出した費用の実額をお支払いします。ただし、1事故につき「仮すまい費用対象となる方の人数×支払対象期間1日あたり10,000円」または100万円のいずれか低い額を限度とします。

- ・代替建物にかかる賃借費用（旅館、ホテルなどの宿泊施設の宿泊費用ならびに賃貸借契約にかかる仲介手数料および礼金など借家権の対価を含みます。）
- ・代替建物に住居を移転するために通常必要な移転費用（建物居住者の住居の移転のための交通費を含みます。）
- ・代替建物から保険の対象または保険の対象を収容する建物に住居を再移転するために通常必要な移転費用（建物居住者の住居の移転のための交通費を含みます。）

(オプション)

お支払いする保険金

仮すまいに必要な賃借・宿泊費用および移転費用の実額をお支払いします。（左記③の場合で、賃借費用のご負担が生じなかった期間については1人1日2,000円をお支払いします。）ただし、「1万円×仮すまい費用の対象となる方の人数×下記支払対象日数」の額または100万円のいずれか低い額が限度となります。

[支払対象日数]

- 1.左記①の場合：建物の復旧期間
- 2.左記②の場合：電気、ガスまたは水道の中止期間+1日
- 3.左記③の場合：立入禁止、避難命令その他の処置が行われた期間+1日

類焼損害補償特約（オプション）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
類焼損害 保険金	建物または家財から発生した火災、破裂または爆発により、他人の住居またはそれに収容される家財を滅失、損傷または汚損させた場合 (※) 煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(注) 次のような原因により生じた損害については、保険金をお支払いできません。

- ①故意
- ②戦争・内乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震・噴火またはこれらによる津波
- ④核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の特性による事故など

借家人賠償責任総合補償特約（オプション）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
借家人賠償責任 保険金	被保険者（※）が借用する保険証券記載の建物・戸室が偶然な事故でこわれたことにより家主に対する法律上の損害賠償責任を負担された場合
修理費用 保険金	被保険者（※）が借用する保険証券記載の建物・戸室が偶然な事故でこわれたことにより、家主との契約に基づき自己の費用でそれを修理された場合

(※) 被保険者とは保険証券のこの特約の被保険者欄に記載された方をいいます。

(注1) 次のような原因により生じた損害賠償責任については、借家人賠償責任保険金をお支払いできません。

- ①故意による事故
- ②地震・噴火またはこれらによる津波、戦争、暴動などによる事故
- ③建築業者などが行う改築・増築などに起因する事故
- ④第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任など

お支払いする保険金

他人の住居およびそれに収容される家財の損害について、再調達価額に基づき算定した額から他の保険契約から支払われる額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、ご契約期間（長期契約の場合は同一契約年度）を通じて1億円が限度となります。

お支払いする保険金

法律上の損害賠償責任に対して1事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、弊社の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。

注 賠償金額の決定には事前に弊社の承認を必要とします。

「修理費用の実費-3,000円」の額を、300万円を限度にお支払いします。

(注2)次のような事故により生じた費用については、修理費用保険金をお支払いできません。

①故意による事故

②地震・噴火またはこれらによる津波、戦争、暴動などによる事故など

個人賠償責任補償特約（オプション）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
個人賠償責任保険金	日常生活中の偶然な事故により、被保険者 ^(※) が他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担された場合

(注1)次のような原因により生じた損害賠償責任については、保険金をお支払いできません。

- ①故意による事故
- ②戦争・内乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ③核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の特性による事故
- ④地震・噴火またはこれらによる津波による事故

など

(※)<被保険者の範囲>

個人賠償責任補償特約における被保険者とは次の方をいいます。

- ①ご本人（保険証券の本人欄記載の方をいいます。）
- ②ご本人の配偶者
- ③ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族
- ④ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様（婚姻歴のない方）
- ⑤②から④までに該当しないご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者（ご本人が未成年の場合で、ご本人に関する事故に限ります。）

お支払いする保険金

法律上の損害賠償責任に対して1事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、弊社の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。

[注] 賠償金額の決定には事前に弊社の承認を必要とします。

(注2)被保険者が次のような損害賠償責任を負担されることによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ②被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に対する損害賠償責任。ただし、使用人が家事従事人である場合を除きます。
- ④被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤航空機、船舶・車両（主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

など

◆すまいの総合保険普通保険約款◆

<用語の定義>	43
第1章 建物補償条項	45
第2章 家財補償条項	48
第3章 費用補償条項	53
第4章 基本条項	56

◆地震保険普通保険約款◆

第1章 用語の定義条項	83
第2章 補償条項	85
第3章 基本条項	90

すまいの総合保険契約に付帯される場合の特則 100

◆特約◆

(ご注意)

- 下記特約は証券の特約欄に記載された符号の特約が適用されます。
- 下記特約のうち、符号のない特約の適用に関しては各特約に記載されている適用条件をご覧ください。
- この冊子に収録されていない特約を締結された場合は、別途特約を添付いたします。

代位求償権不行使特約	103
△H1 建てかえ費用補償特約	103
△JF 建てかえ時特別費用補償特約	107
△H3 敷地内構築物修復費用補償特約	108
△H6 建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約	109
△JJ 風・雷・雪災の定額免責設定特約（建物補償条項用）	111
△H8 水災不担保特約	113
△GW 建物危険限定補償特約	113
△JH 水濡れ損害不担保特約（建物補償条項用）	118
△L1 電化製品等電気的・機械的事故補償特約	118
△J8 明記物件補償特約	122
△J7 自宅外家財補償特約	123
△PA 建物罹災時の仮すまい費用補償特約	132
△K1 地震災害による仮すまい費用補償特約	134
△PC 臨時費用保険金の支払割合および支払限度額変更特約	137
△R4 臨時費用保険金不担保特約	138
△JP, LY 損害付帯諸費用補償特約	138
△PE 損害付帯諸費用の支払割合変更特約	141
△JZ 失火見舞費用保険金不担保特約	142
△JT 類焼損害補償特約	142
△K4 家賃損失補償特約（拡張補償用）	150
△K9 建物賠償責任補償特約	153

◇51	個人賠償責任補償特約（国内外補償）	162
	賠償事故の解決に関する特約	170
◇J 6	保険金額調整等に関する特約 (すまいの総合保険用)	172
◇J 5	保険金の支払方法の変更に関する特約 (再調達価額・比例払)	173
◇H 9	他の長期保険契約がある場合の価額協定特約	174
◇LF	質権設定禁止に関する特約	176
◇M 2	共同保険に関する特約	178
◇56	保険料分割払特約（一般）	179
◇69	長期保険保険料分割払特約 (すまいの総合保険用)	181
◇70	長期保険保険料一括払特約 (すまいの総合保険用)	188
◇58	長期保険保険料払込特約（地震保険用）	192
◇59	自動継続特約（地震保険用）	193
◇GZ	家財自動継続特約 (長期保険保険料一括払特約付帯用)	195
◇Z 4	コンビニエンスストア等における保険料の 払込みに関する特約	198
◇M 9	初回保険料の口座振替に関する特約	199
	クレジットカードによる保険料支払に関する特約	200
◇ZX	追加保険料の払込みに関する特約	202
	団体扱特約（一般A）	203
	団体扱特約（一般B）	207
	団体扱特約（一般C）	211
	団体扱特約	216
	団体扱特約（口座振替方式）	220
◇ZV	追加保険料の払込みに関する特約（団体扱用）	225
	集団扱特約	227
◇ZW	追加保険料の払込みに関する特約（集団扱用）	231

約款をご覧いただくにあたっての注意事項

- ・約款文中の下線のある用語については、普通保険約款・特約の冒頭
<用語の定義>でご説明しています。
- ※1 用語の定義は、五十音順に表示しています。
- ※2 地震保険の用語の定義は、地震保険普通保険約款の第1条でご説明しています。
- ・約款文中の（注）のある用語については、各条の末尾でご説明しています。
- ※ 地震保険は、各項の末尾でご説明しています。

すまいの総合保険普通保険約款

＜用語の定義（五十音順）＞

この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
溢水	水があふれることをいいます。
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董 ^(注) 、彫刻物その他の美術品をいいます。 (注) 骨董 希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
給排水設備	給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
居住の用に供する部分の床	畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書 ^(注) の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された次のアからウまでのいずれかに規定する損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約に関する事項を含みます。 ア. 第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合） イ. 第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合） ウ. 第3章費用補償条項第16条（臨時費用保険金）から第23条（特別費用保険金）まで (注) 保険契約申込書 付属する明細書等の書類がある場合にはこれらの書類を含みます。
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。

用語	定義
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
事故	<p>次のアからウまでの事故または費用の原因となった事由をいいます。</p> <p>ア. 第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）</p> <p>イ. 第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）</p> <p>ウ. 第3章費用補償条項第16条（臨時費用保険金）から第23条（特別費用保険金）まで</p>
失効	保険契約が効力を失うことをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	<p>鉄道、バス、船舶、航空機等の乗車船券・航空券^(注)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。</p> <p>（注）乗車船券・航空券 定期券を含みます。</p>
親族	<p>6親等内の血族、配偶者^(注)および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>（注）配偶者 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。</p>
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。
請求完了日	被保険者が第47条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
雪災	豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。
騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被災世帯	第3章費用補償条項第18条（失火見舞費用保険金）②の損害が生じた世帯または法人をいいます。

用語	定義
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
評価事項	保険の対象の評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
費用保険金	臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金、修理付帯費用保険金、水道管修理費用保険金、ドアロック交換費用保険金および特別費用保険金をいいます。
風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
付属建物	床面積が66m ² 未満の物置、車庫その他の付属建物をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金および費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険の対象ごとの保険金額をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
持ち出し家財	保険の対象である家財のうち、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1章 建物補償条項

第1条（この補償条項の適用）

この補償条項は、この保険契約において建物を保険の対象とする場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険期間中に生じた偶然な事故によって保険の対象について生じた損害^(注1)に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、(1)に規定する損害のうち風災、雹災または雪災によって保険の対象について生じた損害に対しては、その損害の額^(注2)が20万円以上となった場合に限り、損害保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、(1)に規定する損害のうち水災によって保険の対象について生じた損害に対しては、その損害の状況^(注3)が次の①または②のいずれかに該当する場合に限り、損害保険金を支払います。

- ① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
- ② ①に該当しない場合において、保険の対象が、床上浸水または地盤面（注4）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき。

(注1) 保険の対象について生じた損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

(注2) 損害の額

この場合の損害の額の認定は、敷地内ごとに本章および第2章家財補償条項に規定する保険の対象のすべてについて一括して行うものとします。

(注3) 損害の状況

この場合の損害の状況の認定は、建物ごとに行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合は、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

(注4) 地盤面

地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者（注5）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注6）またはその者（注6）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（注7）に対しては、損害保険金を支払いません。
 - ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注8）もしくは核燃料物質（注8）によって汚染された物（注9）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、損害保険金を支払いません。
 - ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
 - ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注10）または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥を原因とした事故によって生じた損害を除きます。
 - ④ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に損害保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ⑤ 保険の対象に対する加工、修理等の作業（注11）中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ⑥ 偶然な外来の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ⑦ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑧ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害

- ⑨ 保険の対象のすり傷、搔き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の対象の汚損^(注12)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑩ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害。ただし、建物またはその一部^(注13)が風災、雹災または雪災によって直接破損したためにこれらが吹込みまたは漏入したことにより生じた損害を除きます。

(注 5) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 6) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 7) 損害

第3条（保険金を支払わない場合）(2)の事由によって発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注 8) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注 9) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注 10) 自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(注 11) 加工、修理等の作業

建築、増改築作業等を含みます。

(注 12) 汚損

落書きによる汚損を含みます。

(注 13) 建物またはその一部

窓、扉、その他の開口部を含みます。

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この補償条項における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物とします。

(2) 次の①から④までに掲げる物のうち被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

① 畳、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

④ 門、塀もしくは垣または付属建物

第5条（保険金の支払額）

当会社が第2条（保険金を支払う場合）の損害保険金として支払う額は、別表1によります。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等^(注14)がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等^(注14)から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等^(注14)から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等^(注14)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) 保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がない他の保険契約等^(注14)がある場合には、当会社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等^(注14)がないものとして算出した第2条（保険金を支払う場

合) の損害保険金の額を限度とします。

他の保険契約等 (注14)
損害の額 - によって支払われるべき 損害保険金または共済金 の額 = 第2条の損害保険金の額

(注14) **他の保険契約等**

この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所
有の建物について締結された第2条(保険金を支払う場合)の損害に対
して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第7条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それ
ぞれの保険の対象の再調達価額の割合によって保険金額を比例配分
し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額と
みなし、おのおの別に第5条(保険金の支払額)の規定を適用し
ます。

第8条 (保険の対象の評価)

- (1) 保険契約締結時に、当会社と保険契約者または被保険者との間
で、保険の対象の価額を評価し、その額を保険証券に記載するも
のとします。
(2) 保険金額は、特別の約定がないかぎり、次の算式により定めま
す。

$$(1)\text{の評価額} \times \boxed{\text{保険証券記載の約定付保割合}} = \boxed{\text{保険金額}}$$

第2章 家財補償条項

第9条 (この補償条項の適用)

この補償条項は、この保険契約において家財を保険の対象とす
る場合に適用されます。

第10条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、保険期間中に生じた偶然な事故によって保険の対象
について生じた損害 (注15) に対して、この普通保険約款に従い、
損害保険金を支払います。
(2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、(1)に規定する損害のうち水
災によって保険の対象について生じた損害に対しては、その損害
の状況 (注16) が次の①または②のいずれかに該当する場合に限り、
損害保険金を支払います。
① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
② ①に該当しない場合において、保険の対象を収容する建物が、
床上浸水または地盤面 (注17) より45cmを超える浸水を被った結
果、保険の対象に損害が生じたとき。
(3) 当会社は、保険期間中に生じた保険証券記載の建物内における
次の①から③までのいずれかに該当するものの盗難によって被保
険者に損害 (注18) が生じた場合は、その損害に対して、この普通
保険約款に従い、損害保険金を支払います。
① 生活用の通貨等。ただし、小切手の盗難により損害が生じた
場合には、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件と
します。
ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切
手の振出人への盗難の通知 (注19) をし、かつ、振出人を通じて
小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。
イ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がな
されたこと。
② 生活用の預貯金証書。ただし、次のアおよびイに掲げる事実
があったことを条件とします。
ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯

金先あてに被害の届出をしたこと。

イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。^(注20)

③ 生活用の乗車券等

(4) 当会社は、持ち出し家財に、日本国内の他の建築物^(注21)内において次の①または②のいずれかに該当する損害が生じた場合は、その損害に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。

① 保険期間中に生じた次のアからキまでのいずれかに該当する事故によって生じた損害

ア. 火災

イ. 落雷

ウ. 破裂または爆発

エ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは水災もしくはキの事故による損害を除きます。

オ. 次の(ア)または(イ)のいずれかの事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災またはキの事故による損害を除きます。

(ア) 給排水設備に生じた事故

(イ) 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

カ. 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

キ. 風災、雹災または雪災によって生じた損害

② 保険期間中に生じた盗難によって生じた盗取、損傷または汚損の損害

(注15) 保険の対象について生じた損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

(注16) 損害の状況

この場合の損害の状況の認定は、保険の対象を収容する建物ごとに行います。

(注17) 地盤面

地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。

(注18) 損害

損害賠償責任を負担することによる損害および盗難を直接の原因としない損害を除きます。

(注19) 小切手の振出人への盗難の通知

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注20) 預貯金口座から現金が引き出されたこと

現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされたことを含みます。

(注21) 日本国内の他の建築物

アーケード、地下道等主として通路に利用されるものを除きます。

第11条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者^(注22)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 被保険者でない者が損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注23)またはその者^(注23)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の置き忘れまたは紛失

④ 保険の対象が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故。ただし、前条(4)の規定により支払われる損害保険金を除きます。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた損害^(注24)に対しては、損害保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注25)もしくは核燃料物質^(注25)によって汚染さ

れた物（注26）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑭までのいずれかに該当する損害に対しては、損害保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
 - ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注27）または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥を原因とした事故によって生じた損害を除きます。
 - ④ 被保険者と生計を共にする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に損害保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ⑤ 保険の対象に対する加工、修理等の作業（注28）中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ⑥ 偶然な外来の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ⑦ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑧ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害
 - ⑨ 保険の対象のすり傷、搔き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の対象の汚損（注29）であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
 - ⑩ 保険の対象のうち、電球、プラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ⑪ 楽器の弦（注30）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ⑫ 楽器の音色または音質の変化
 - ⑬ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害。ただし、建物またはその一部（注31）が風災、雹災または雪災によって直接破損したためにこれらが吹込みまたは漏入したことにより生じた損害を除きます。
 - ⑭ 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車の盗難

（注22）保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注23）その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注24）損害

第11条（保険金を支払わない場合）(2)の事由によって発生した第10条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（注25）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注26）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注27）自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

（注28）加工、修理等の作業

建築、増改築作業等を含みます。

- (注29) 汚損
落書きによる汚損を含みます。
- (注30) 楽器の弦
ピアノ線を含みます。
- (注31) 建物またはその一部
窓、扉、その他の開口部を含みます。

第12条（保険の対象の範囲）

- (1) この補償条項における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物に収容される家財とします。
- (2) 次の①から⑧までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 自動車（注32）、船舶（注33）および航空機ならびにこれらの付属品（注34）
 - ② 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
 - ③ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
 - ④ 動物、植物等の生物
 - ⑤ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑥ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類（注35）。ただし、コンピュータにあらかじめ記録されたデータ類（注36）については、そのコンピュータと同時に損害が生じた場合に限り保険の対象に含むものとします。
 - ⑦ 商品およびこれに類する物
 - ⑧ その他保険証券記載の物
- (3) 付属建物内に収容されている家財は、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。ただし、(2)に掲げる物を除きます。
- (4) 被保険者が保険証券記載の建物の所有者でない場合において、次の①から③までに掲げる物のうち、被保険者が所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。ただし、(2)に掲げる物を除きます。
 - ① 疊、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物
- (5) 被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で、保険証券記載の建物に収容されているものまたは(3)もしくは(4)の規定により保険の対象に含まれるものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。ただし、(2)に掲げる物を除きます。
- (6) 保険証券記載の建物内に収容される生活用の通貨等、生活用の預貯金証書または生活用の乗車券等に、第10条（保険金を支払う場合）(3)の盗難による損害が生じた場合は、(2)②の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この普通保険約款にいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

- (注32) 自動車
自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。
- (注33) 船舶
ヨット、モーター、ボート、水上バイク、カヌーおよびボートを含みます。
- (注34) これらの付属品
自動車（注32）、船舶（注33）および航空機に実際に定着（注37）または装備（注38）されているか否かを問わず、これらに定着（注37）または装備（注38）することを前提に設計、製造された物をいいます。
- (注35) データ類
プログラム、データその他これらに類するものをいいます。
- (注36) コンピュータにあらかじめ記録されたデータ類
OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたデータ類（注35）をいいます。
- (注37) 定着
ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

(注38) 装備

自動車（注32）、船舶（注33）および航空機を運行させるために備品として備え付けられている状態をいいます。

第13条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第10条（保険金を支払う場合）の損害保険金として支払う額は、別表2によります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当会社が損害保険金を支払うべき損害の額は、保険の対象の損害の額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。なお、損害の額の認定方法は次の①から③までによります。
 - ① 損害の額は、時価額によって定めます。
 - ② 保険の対象の価値の下落（注39）は損害の額に含めません。
 - ③ 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、損害の額を決定します。

(注39) 価値の下落

いわゆる「格落損害」であり、評価額の下落による損害をいいます。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 其他の保険契約等（注40）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。
 - ① 其他の保険契約等（注40）から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 其他の保険契約等（注40）から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等（注40）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がない他の保険契約等（注40）があるときには、当会社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等（注40）がないものとして算出した第10条（保険金を支払う場合）の損害保険金の額を限度とします。

他の保険契約等（注40）

$$\text{損害の額} - \text{によって支払われる} = \text{第10条の損害保険} \\ \text{べき損害保険金または} \quad \text{金の額} \\ \text{共済金の額}$$

(注40) 其他の保険契約等

この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所の家財について締結された第10条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第15条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険の対象の再調達価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に第13条（保険金の支払額）の規定を適用します。

第3章 費用補償条項

第16条（臨時費用保険金）

当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事故によって、第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）または第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この普通保険約款に従い、臨時費用保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 風災、雹災または雪災
- ⑤ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④もしくは水災による損害を除きます。
- ⑥ 次のアまたはイのいずれかの事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、④または水災による損害を除きます。
 - ア. 給排水設備に生じた事故
 - イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ⑦ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

第17条（残存物取片づけ費用保険金）

当会社は、前条①から⑦までのいずれかに該当する事故によって、第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）または第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（注41）に対して、この普通保険約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

（注41）残存物の取片づけに必要な費用

取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

第18条（失火見舞費用保険金）

当会社は、保険期間中に生じた次の①の事故によって、次の②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この普通保険約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（注42）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（注43）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- ② 第三者（注42）の所有物（注44）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

（注42）第三者

保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

（注43）被保険者以外の者が占有する部分

区分所有建物の共用部分を含みます。

（注44）第三者の所有物

動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限ります。

第19条（地震火災費用保険金）

当会社は、保険期間中に生じた地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況（注45）が次の①または②に該当する場合には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この普通保険約款に従い、地震火災費用保険金を支払います。

- ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上とな

ったとき（注46）。

- ② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半焼以上となったとき（注46）、またはその家財が全焼となったとき（注47）。

(注45) 損害の状況

この場合の損害の状況の認定は、保険の対象が建物である場合はその建物ごとに、保険の対象が家財である場合はこれらを収容する建物ごとに、それぞれ別に、また、門、扉または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

(注46) 建物が半焼以上となったとき

建物の主要構造部の火災による損害の額がその建物の再調達価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。

(注47) 家財が全焼となったとき

家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となったときをいいます。

第20条（修理付帯費用保険金）

当会社は、第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）または第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）(1)もしくは(2)の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次の①から⑥までのいずれかに該当する費用が発生した場合には、その費用のうち必要かつ有益な費用に対して、この普通保険約款に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

- ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注48）
- ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注48）。ただし、その保険の対象の復旧期間（注49）を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の対象である家財の代替として使用する物の賃借費用（注50）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（注50）を超えるものを除きます。
- ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注51）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注50）
- ⑥ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

(注48) 調査費用

被保険者またはその親族もしくは使用人にかかる人件費および被保険者が法人である場合の、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。

(注49) 復旧期間

保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するためには通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(注50) 賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間（注49）を超える期間に対応する費用を除きます。

(注51) 仮設物の設置費用

保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

第21条（水道管修理費用保険金）

当会社は、この保険契約の保険の対象が家財である場合において、保険の対象を収容する建物の専用水道管が保険期間中に凍結によって損壊（注52）し、被保険者が自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用に対して、この普通保険約款に従い、水道管修理費用保険金を支払います。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（注53）の専用水道管の損壊による修理費用に対しては、水道管修理費用保険金は支払いません。

(注52) 損壊

パッキングのみに生じた損壊を除きます。

(注53) 被保険者以外の者が占有する部分

区分所有建物の共用部分を含みます。

第22条（ドアロック交換費用保険金）

当会社は、日本国内において、保険期間中に被保険者が所有または管理する鍵（注54）が盗まれた場合、ドアロック（注55）の交換に必要な費用に対して、この普通保険約款に従い、ドアロック交換費用保険金を支払います。

(注54) 鍵

保険証券記載の建物のドアのうち建物または戸室の出入りに通常使用するドアの鍵をいいます。

(注55) ドアロック

盗まれた鍵により開けることができる保険証券記載の建物のドアの錠をいいます。

第23条（特別費用保険金）

当会社は、第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）または第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）の損害保険金が支払われ、第4章基本条項第51条（保険金支払後の保険契約）の規定によりこの保険契約が終了した場合には、それによって生ずる特別な費用に対して、この普通保険約款に従い、特別費用保険金を支払います。

第24条（費用保険金を支払わない場合）

当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑯までのいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注56）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注57）またはその者（注57）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第19条（地震火災費用保険金）の地震火災費用保険金を除きます。
- ⑤ 核燃料物質（注58）もしくは核燃料物質（注58）によって汚染された物（注59）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑧ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥を原因とした事故を除きます。
- ⑨ 被保険者と生計を共にする親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ⑩ 保険の対象に対する加工、修理等の作業（注60）中における作業上の過失または技術の拙劣。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
- ⑪ 偶然な外來の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
- ⑫ 詐欺または横領
- ⑬ 土地の沈下、隆起、移動、振動等
- ⑭ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、建物またはその一部（注61）が風災、雹災または雪災によって直接破損したためにこれらが吹込みまたは漏入した場合

を除きます。

(注56) **保険契約者、被保険者**

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注57) **その者**

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注58) **核燃料物質**

使用済燃料を含みます。

(注59) **核燃料物質によって汚染された物**

原子核分裂生成物を含みます。

(注60) **加工、修理等の作業**

建築、増改築作業等を含みます。

(注61) **建物またはその一部**

窓、扉、その他の開口部を含みます。

第25条（費用保険金の支払額）

当会社が費用保険金として支払う額は、別表3によります。この場合において、費用保険金の支払額と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、費用保険金を支払います。

第26条（他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払額）

(1) **他の保険契約等**（注62）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等（注62）がないものとして算出した支払責任額の合計額が、別表3に掲げる費用保険金の種類ごとの支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を費用保険金として支払います。

① **他の保険契約等**（注62）から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② **他の保険契約等**（注62）から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等（注62）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、第16条（臨時費用保険金）、第17条（残存物取片づけ費用保険金）および第23条（特別費用保険金）につき他の保険契約等（注62）がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）または第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の額は、それぞれ第1章建物補償条項第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）または第2章家財補償条項第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定を適用して算出した額とします。

(注62) **他の保険契約等**

この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第16条（臨時費用保険金）から第23条（特別費用保険金）までの費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、第20条（修理付帶費用保険金）の費用については利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する保険契約および共済契約を除きます。

第4章 基本条項

第27条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第28条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 第1章建物補償条項第8条（保険の対象の評価）(1)または第31条（通知義務）(2)に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者は、評価事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (3) 当会社は、保険契約者または被保険者が、(2)の評価事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約締結時または第31条（通知義務）(1)(3)の事実が発生した時から保険契約者または被保険者が評価事項につき訂正を申し出た時までに生じた事故による損害については、第1章建物補償条項第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、次の算式により算出した額（注63）を損害保険金として支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額} \times \frac{\text{保険証券記載の}}{\text{約定付保割合}} \times 80\%}$$

= 第1章建物補償条項第5条の損害保険金

- (4) (3)の規定は、次の①または②のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 当会社が第31条（通知義務）(2)に規定する評価または再評価の際、(3)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- ② 当会社が、(3)の事実を知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合
- (5) (3)の場合において、既に第1章建物補償条項および第3章費用補償条項の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、支払った保険金の額と(3)の算式により算出した額（注63）に基づく保険金の額との差額の返還を請求することができます。

（注63）算出した額

損害の額または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

第29条（告知義務違反による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が事故による損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第42条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、(1)の事実に基づかずして発生した事故による損害または費用については適用しません。

第30条（告知義務違反による保険契約の解除を行わない場合）

当会社は、前条(1)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① 前条(1)の事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、前条(1)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なるこ

とを告げることを勧めた場合を含みます。

- ③ 保険契約者または被保険者が、事故による損害または費用の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、前条(1)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合

第31条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ 次のアまたはイの事実により保険の対象の価額が増加または減少したこと。
 - ア. 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわしイ. この保険契約で保険金を支払わない事故による保険の対象の一部滅失
 - ④ ①から③までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注64)が発生したこと。
- (2) 保険の対象である建物について、(1)③の事実が発生した場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象である建物の再調達価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。
- (3) 保険の対象である建物について、(1)③アの事実により再調達価額が増加したにもかかわらず、保険契約者および被保険者が(1)に規定する通知を怠った場合には、当会社は(1)③アの事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から(2)の規定の手続きが完了するまでの間に生じた損害については、第1章建物補償条項第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、次の算式により算出した額^(注65)を損害保険金として支払います。この場合において、既に同章および第3章費用補償条項の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、支払った保険金の額と次の算式により算出した額^(注64)に基づく保険金の額との差額の返還を請求することができます。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額} \times \frac{\text{保険証券記載の}}{\text{約定付保割合}} \times 80\%}$$

= 第1章建物補償条項第5条の損害保険金

- (4) 保険契約者は(1)③に該当しない場合においても、当会社の承認を得て、保険金額を増額すること、または新たな保険の対象を追加することができます。

^(注64) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において第31条（通知義務）の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

^(注65) 算出した額

損害の額または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

第32条（通知義務に関する保険契約の解除）

- (1) 前条(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく前条(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、

保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の規定は、当会社が、(1)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または危険増加が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。

(3) (1)の規定による解除が事故による損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第42条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した事故による損害または費用については適用しません。

(5) (1)の規定にかかわらず、前条(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注66）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (5)の規定による解除が事故による損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第42条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注66) 引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第33条（転居に伴う家財移転時の特則）

家財が保険の対象である場合に、被保険者の転居に伴い家財を転居先（注67）に移転したときには、第2章家財補償条項第12条（保険の対象の範囲）および第31条（通知義務）(1)の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げる条件をいずれも満たすときに限り、転居日（注68）から当会社が次の③の書面による通知を受領するまでの間は、転居先（注67）の建物を保険証券記載の建物とみなし、第2章家財補償条項第12条の規定を適用します。

- ① 被保険者の転居先（注67）が日本国内であること。
- ② 第2章家財補償条項第12条に規定する保険の対象の全部（注69）が転居先（注67）に移転されたこと。
- ③ 転居日（注68）からその日を含めて30日以内に、保険契約者または被保険者が、第31条(1)の規定に基づき書面をもって当会社に通知したこと。

(注67) 転居先

住民票の転入地をいいます。

(注68) 転居日

住民票の転出日をいいます。

(注69) 保険の対象の全部

廃棄した物または譲渡もしくは売却等により被保険者または被保険者の同居の親族以外の者の所有物となった物を除きます。

第34条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の保険契約者の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第35条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第37条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第36条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) (1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第37条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第51条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて(1)の規定を適用します。

第38条（保険契約の取消し）

- (1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 損害または費用が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第39条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。ただし、第31条（通知義務）(1)③アまたはイの事実により保険の対象の価額が減少した場合を除きます。

第40条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注70）することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ解除（注70）することはできません。

（注70）解除

次の①または②の場合を含みます。

- ①おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合において、その一部を解除する場合
 ②別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合

第41条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保

険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が事故による損害または費用の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までのいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第42条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第43条（保険料の返還または請求）

- (1) 当会社は、次に従い、保険料を返還または請求します。

該当する規定	返還または請求する場合	返還または請求する額
① 第28条(告知義務) (3)	第1章建物補償条項第8条(保険の対象の評価) (1)に規定する評価の際に告げられた評価事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるとき。	
② 第30条(告知義務違反による保険契約の解除を行わない場合) (3)	第28条(告知義務) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるとき。 注71。	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
③ 第39条(保険金額の調整) (1)	保険契約者が超過部分について、保険契約を取り消した場合	
④ 第28条(告知義務) (3)	第31条(通知義務) (2)に規定する再評価の際に告げられた評価事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるとき。	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 次の算式により算出した額を請求します。 $\frac{\text{未経過月数}}{\text{保険期間月数}} \times \frac{\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額}}{\text{の差額}}$
⑤ 第31条(通知義務) (1)	左記に規定する事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険料を変更する必要があるとき ^{注71} 。	
⑥ 一	危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき ^{注71} 。	
⑦ 第31条(通知義務) (2)	当会社が保険金額の増減または新たな保険の対象の追加を承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	
⑧ 第31条(転居に伴う家財移転時の特則)	保険の対象である家財の場所の移転を承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	
⑨ 第33条(保険金額の調整) (2)	保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	
⑩ 第39条(保険金額の調整) (1)	④から⑩までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 次の算式により算出した額を返還します。 $\left[\frac{\text{既経過月数}}{1 - \frac{\text{保険期間月数}}{\text{の差額}}} \right]$

該当する規定	返還または請求する場合	返還または請求する額
⑫ 第29条(告知義務違反による保険契約の解除) ⁽¹⁾ ⑬ 第32条(通知義務に関する保険契約の解除) ⁽¹⁾ ⑭ 第41条(重大事由による解除) ⑮ 第43条(保険料の返還または請求) ⁽³⁾ ⑯ 第40条(保険契約による保険契約の解除) ⑰ 第36条(保険契約の無効) ⁽¹⁾ ⑱ 第38条(保険契約の取消し) ⁽¹⁾ ⑲ 第51条(保険金支払後の保険契約) ⁽¹⁾ ⑳ 第37条(保険契約の失効)	当会社が保険契約を解除した場合 既に払い込まれた保険料 × $\left\{ 1 - \frac{\text{既経過月数 (注73)}}{\text{保険期間月数}} \right\}$	次の算式により算出した額を返還します。
		既に払い込まれた保険料 × $\left\{ 1 - \frac{\text{既経過月数 (注73)}}{\text{保険期間月数}} \right\}$
		既に払い込まれた保険料 × $\left\{ 1 - \frac{\text{既経過月数 (注73)}}{\text{保険期間月数}} \right\}$
		既に払い込まれた保険料 × $\left\{ 1 - \frac{\text{既経過月数 (注73)}}{\text{保険期間月数}} \right\}$
		既に払い込まれた保険料 × $\left\{ 1 - \frac{\text{既経過月数 (注73)}}{\text{保険期間月数}} \right\}$

(2) (1)①または④の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害については、第1章建物補償条項第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、次の算式により算出した額^(注75)を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、第28条（告知義務）(3)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

$$\frac{\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額} \times \frac{\text{保険証券記載の}}{\text{約定付保割合}} \times 80\%}$$

= 第1章建物補償条項第5条の損害保険金

- (3) (1)②、⑤または⑨の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき^(注76)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または費用については適用しません。
- (6) (1)⑦の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害については、第1章建物補償条項第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、(2)の算式により算出した額^(注75)を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、第31条（通知義務）(2)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。
- (7) (1)⑧の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害または費用については、第31条（通知義務）(4)の規定にかかわらず、保険金額の増額または新たな保険の対象の追加がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (8) (1)⑪の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害または費用については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注71) 保険料を変更する必要があるとき

保険金額を増額または減額する場合を含みます。

(注72) 未経過月数

1ヶ月に満たない期間は1ヶ月とします。なお、本条(1)⑤の場合には、危険増加が生じた時^(注77)から起算します。

(注73) 既経過月数

1ヶ月に満たない期間は1ヶ月とします。なお、本条(1)⑥の場合には、危険の減少が生じた時^(注78)から起算します。

(注74) 解除

次の①または②の場合を含みます。

- ①おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合において、その一部を解除する場合
- ②別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合

(注75) 算出した額

損害の額または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

(注76) その支払を怠ったとき

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (注77) 危険増加が生じた時
保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時をいいます。
- (注78) 危険の減少が生じた時
保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時をいいます。

第44条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等（注79）の有無および内容（注80）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、次の①から③までのことを行うことができます。
- ① その保険の対象または敷地内を調査すること。
 - ② 敷地内の被保険者の所有物の全部または一部を調査すること。
 - ③ 敷地内の被保険者の所有物の全部または一部を一時他に移転すること。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注79) 他の保険契約等

この保険契約における保険の対象と同一敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された次の①から③までのいずれかに規定する損害または費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、第20条（修理付帯費用保険金）の費用については利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する保険契約および共済契約を除きます。

- ① 第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）
- ② 第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）
- ③ 第3章費用補償条項第16条（臨時費用保険金）から第23条（特別費用保険金）まで

(注80) 他の保険契約等（注79）の有無および内容

既に他の保険契約等（注79）から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

第45条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）または第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出し、かつ、第1章建物補償条項第3条（保険金を支払わない場合）および第2章家財補償条項第11条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときならびに第27条（保険責任の始期および終期）(3)または第43条（保険料の返還または請求）(4)の規定が適用されないときは、当会社は、次の①から③までに掲げる費用に限り、これを負担します。
- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注81）の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（注82）
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式により算出した額を損害の額とみなします。

第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)または第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）(1)の事故による損害の額

損傷の発生および拡大を防止することができたと認められる額

= 損害の額

- (4) 第1章建物補償条項第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)、第7条（包括して契約した場合の保険金の支払額）、第2章家財補償条項第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および第15条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第1章建物補償条項第6条(1)および第2章家財補償条項第14条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「第4章基本条項第45条（損害防止義務および損害防止費用）(2)によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (2)の場合において、当会社は、(2)に規定する負担金と保険金の合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。

(注81) 消火活動に使用したことにより損傷した物
消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注82) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用
人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

第46条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、盗難回収費用^(注83)を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。ただし、保険の対象に損傷または汚損の損害が生じている場合は、第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払います。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った損害保険金の額の再調達価額^(注84)に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額^(注85)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注83) 盗難回収費用
保険の対象を回収するために支出した費用をいいます。

(注84) 損害保険金の再調達価額に対する割合
保険の対象が貴金属等、通貨等、預貯金証書または乗車券等の場合は、損害保険金の時価額に対する割合とします。

(注85) 損害保険金に相当する額
第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）の損害保険金に相当する額から盗難回収費用^(注83)を差し引いた残額とします。

第47条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、事故による損害が発生した時または被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までに定める書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書

- ④ 保険の対象の盜難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注86）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注86）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

（注86）配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第48条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注87）または費用の額および事故と損害または事故と費用との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等（注88）の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注89）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合に

おいて、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注90）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注91）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)の規定にかかわらず、当会社は、第3章費用補償条項に規定する次の①または②の費用保険金が支払われる場合において、被保険者の要求があるときは、その費用保険金を内払することがあります。

① 第16条（臨時費用保険金）の臨時費用保険金

② 第20条（修理付帯費用保険金）の修理付帯費用保険金

(5) (1)、(2)または(4)の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注87) 損害の額

保険価額を含みます。

(注88) 他の保険契約等

この保険契約における保険の対象と同一敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された次の①から③までのいずれかに規定する損害または費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、第20条（修理付帯費用保険金）の費用については利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する保険契約および共済契約を除きます。

① 第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）

② 第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）

③ 第3章費用補償条項第16条（臨時費用保険金）から第23条（特別費用保険金）まで

(注89) 下表に定める延長後の日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注90) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注91) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第49条（時効）

保険金請求権は、第47条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第50条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② 当会社が損害の額の一部を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">被保険者が取得した債権の額</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">-</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">損害の額のうち保険金が支払われていない額</div></div>

- (2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第51条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）または第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（注92）に相当する額となった場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それについて、(1)および(2)ならびに第43条（保険料の返還または請求）(1)(9)の規定を適用します。

（注92）保険金額

保険金額が保険の対象の再調達価額を超える場合は、保険の対象の再調達価額とします。

第52条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注93）に、保険契約申込書（注94）に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告知しなければなりません。この場合の告知については、第29条（告知義務違反による保険契約の解除）および第30条（告知義務違反による保険契約の解除を行わない場合）の規定を適用します。
- (2) 第27条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

（注93）保険契約を継続しようとする場合

新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

（注94）保険契約申込書

付属する明細書等の書類がある場合にはこれらの書類を含みます。

第53条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第35条（保険の対象の譲渡）の

規定によるものとします。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第54条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第55条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第56条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 建物補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等（注1）がある場合の支払限度額	事故の詳細
① 火災			—	
② 落雷			—	
③ 破裂または爆発			—	
				※1 以下の事故を除きます。 ・雨、雪、あられ、砂嵐、粉塵、塵埃その他これらに類する物の落下または飛来 ・土砂崩れ ・⑨ 風災、雹災または雪災 ・⑩ 水災
				※2 以下の事故を除きます。 ・⑨ 風災、雹災または雪災 ・⑩ 水災
第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)	④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊※1	損害の額（注2）を損害保険金として支払います。	損害の額（注2）を限度とします。	
	⑤ 次のアまたはイのいずれかの事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ※2 ア. 給排水設備に生じた事故 イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故	損害の額（注2）を限度とします。	損害の額（注2）を限度とします。	
	⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為			
	⑦ 盗難			

別表 1 建物補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等（注1）がある場合の支払限度額	事故の詳細等
第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）	⑧ 上記①から⑦まで以外の偶然な事故※3	1回の事故につき、損害の額（注2）から免責金額（注3）を差し引いた額を損害保険金として支払います。ただし、保険金額から免責金額（注3）を差し引いた額を限度とします。	1回の事故につき、損害の額（注2）から免責金額（注3）（注4）を差し引いた額を限度とします。 ※3 以下の事故を除きます。 ・⑨ 風災、雹災または雪災 ・⑩ 水災	
第1章建物補償条項第2条（2）	⑨ 風災、雹災または雪災	損害の額（注2）を損害保険金として支払います。ただし、保険金額を限度とします。	損害の額（注2）を限度とします。	
第1章建物補償条項第2条（3）	⑩ 水災	損害の対象が損害を受け、その損害の状況が該当する場合にその損害に対し損害保険金を支払います。		

別表 1 建物補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等（注1）がある場合の支払限度額	事故の詳細等
第1章建物補償条項第2条（3)①	ア. 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合	損害の額（注2）を損害保険金として支払います。	損害の額（注2）を限度とします。	
第1章建物補償条項第2条（3)②	イ. 上記アに該当しない場合で、保険の対象が床 _上 浸水または地盤面（注5）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき。	損害の額（注2）を限度とします。	損害の額（注2）を限度とします。	

（注1）他の保険契約等 この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物について締結された第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

（注2）損害の額 保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。

（注3）免責金額 保険証券記載の免責金額をいいます。

（注4）免責金額 他の保険契約等（注1）において、免責金額（注3）を下回るものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を免責金額とします。

（注5）地盤面 地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。

別表 2 家財補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等（注1）がある場合の支払限度額	事故の詳細等
	① 火災			
	② 落雷			
	③ 破裂または爆発			
	④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊※1			※1 以下の事故を除きます。 ・雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煙塵その他これらに類する物の落下または飛来 ・土砂崩れ ・⑦ 風災、雹災または雪災 ・⑩ 水災
第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）(1)	⑤ 次のアまたはイのいずれかの事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ※2 ア. 給排水設備に生じた事故 イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故			※2 以下の事故を除きます。 ・⑦ 風災、雹災または雪災 ・⑩ 水災
	⑥ 騒音およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為			
	⑦ 風災、雹災または雪災			

別表 2 家財補償条項の保険金の支払額

<u>普通保険約款</u>	<u>事故の種類</u>	<u>お支払いする保険金</u>	<u>他の保険契約等^(注1)がある場合の支払限度額</u>	<u>事故の詳細等</u>
第2章家財補償条項第10条 (保険金を支払う場合) ⁽¹⁾	⑧ 盗難	<p>① 損害の額^(注2)を損害保険金として支払います。ただし、保険金額を限度とします。</p> <p>② 盗取された保険の対象を回収することができる場合は、そのために支出した費用は、①の損害の額に含まれるものとします。ただし、その再調達額を限度とします。</p>	損害の額 ^(注2) を限度とします。	※3 以下の事故を除きます。 ・⑩ 水災 ・⑪ 生活用の通貨等、生活用の預貯金証書または生活用の乗車券等の盗難
第2章家財補償条項第10条 (1)	⑨ 上記①から⑧まで以外の偶然な事故 ^{*3}	1回の事故につき、損害の額から免責金額 ^(注3) を差し引いた額を限度とします。ただし、支払限度額 ^(注4) を限度とします。	1回の事故につき、損害の額から免責金額 ^(注3) を差し引いた額を限度とします。ただし、支払限度額 ^(注4) を限度とします。	※3 以下の事故を除きます。 ・⑩ 水災 ・⑪ 生活用の通貨等、生活用の預貯金証書または生活用の乗車券等の盗難
第2章家財補償条項第10条 (2)	⑩ 水災			

別表2 家財補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等（注1）がある場合の支払限度額	事故の詳細等
第2章家財補償条項第10条(2)①	ア. 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合	損害の額（注2）を損害保険金として支払います。ただし、保険金額を限度とします。	損害の額（注2）を限度とします。	
第2章家財補償条項第10条(2)②	イ. 上記アに該当しない場合で、保険の対象を収容する建物が、床に上漫水または地盤面（注7）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき。			
第2章家財補償条項第10条(3)	① 生活用の通貨等、生活用の預貯金証書または生活用の乗車券等の盗難			

別表 2 家財補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等 ^(注1) がある場合の支払限度額	事故の詳細等
第2章家財補償条項第10条(3)①	ア. 生活用の <u>通貨等の盗難</u>	1回の事故につき、1敷地内ごとに50万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。	1回の事故につき、1敷地内ごとに50万円 ^(注8) または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	—
第2章家財補償条項第10条(3)②	イ. 生活用の <u>預貯金証書の盗難</u>	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 ^(注9) または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	—
第2章家財補償条項第10条(3)③	ウ. 生活用の <u>乗車券等の盗難</u>	1回の事故につき、1敷地内ごとに5万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。	1回の事故につき、1敷地内ごとに5万円 ^(注10) または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	—
第2章家財補償条項第10条(4)	持ち出し家財に生じた事故	① 持ち出し家財の損害の額 ^(注2) を損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき100万円または保険の対象である家財の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度とします。 ② 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができるときは、そのために支出した必要な費用は①の損害の額に含まれるものとします。ただし、その持ち出し家財の再調達価額を限度とします。	1回の事故につき、100万円 ^(注11) または損害の額 ^(注2) のいずれか低い額を限度とします。	—

(注1) 他の保険契約等
この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の家財について締結された第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 損害の額

保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。

(注3) 免責金額

保険証券記載の免責金額をいいます。

(注4) 支払限度額

保険証券記載の支払限度額をいいます。

(注5) 免責金額

他の保険契約等（注1）において、免責金額（注2）を下回るものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を免責金額とします。

(注6) 支払限度額

他の保険契約等（注1）において、免責金額（注2）を下回るものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を免責金額とします。

(注7) 地盤面

地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。

(注8) 50万円

他の保険契約等（注1）において、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注9) 200万円

他の保険契約等（注1）において、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注10) 5万円

他の保険契約等（注1）において、限度額が5万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注11) 100万円

他の保険契約等（注1）において、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

別表 3 費用補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	費用保険金の種類	お支払いする費用保険金	他の保険契約等（注1）がある場合の支払限度額
第3章費用補償 条項第16条（臨時費用保険金）	損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金として、支払います。 ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに次の①または②に規定する額を限度とします。	—	—
	① 保険の対象または保険の対象を収容する建物が住居のみに 使用される建物である場合 100万円	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（注2）を限度とします。	
	② 保険の対象または保険の対象を収容する建物が上記①以外 の建物である場合 500万円	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円（注3）を限度とします。	
第3章費用補償 条項第17条（残存物取片づけ費用 保険金）	残存物取片づけ費用 保険金	残存物取片づけ費用（注4）の額を限度とします。	
第3章費用補償 条項第18条（失火 見舞費用保険金）	失火見舞費用保険金 費用保険金	被災世帯の数に1被災世帯あたりの支払額である50万円を乗じて得た額を失火見舞費用保険金として、支払います。ただし、損害保険条項第18条①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額（注5）（注6）の20%に相当する額を限度とします。	1回の事故につき、50万円（注7）に被災世帯の数を乗じて得た額を限度とします。

別表3 費用補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	費用保険金の種類	お支払いする費用保険金	他の保険契約等（注1）がある場合の支払限度額
第3章費用補償 条項第19条（地震 火災費用保険金）	地震火災費用保険金	次の算式によって算出した額を地震火災費用保険金として、支払います。 $\text{保険金額（注6）} \times 5\% = \boxed{\text{地震火災費用保険金の額}}$	① それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を超えるときは、1 回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注8）を限度とします。 ② 上記①に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または 共済契約のおおのの保険の対象についての支払責任額の合計 額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象 の再調達価額に5%を乗じて得た額を超えるときは、1回の事 故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再調達価額に 5%（注9）を乗じて得た額を限度とします。
第3章費用補償 条項第20条（修 理付帯費用保険 金）	修理付帯費用保険金	修理付帯費用（注10）の額を修理付帯費用保険金として、支払います。 ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに、次の①または②に規定 する額を限度とします。	① 保険の対象または保険の対象を収容する建物が住居のみに使用される建物 である場合 保険金額（注6）に10%を乗じて得た額または100万円のいずれか低い額 ② 保険の対象または保険の対象を収容する建物が上記①以外の建物である場 合 保険金額（注6）に30%を乗じて得た額または1,000万円（注12）または修 理付帯費用（注10）の額のいずれか低い額を限度とします。
第3章費用補償 条項第21条（水 道管修理費用保 険金）	水道管修理費用保険金	水道管修理費用（注13）の額を水道管修理費用保険金として、支払 います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円（注14）または水道 管修理費用（注13）の額のいずれか低い額を限度とし	1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円（注14）または水道 管修理費用（注13）の額のいずれか低い額を限度とします。

別表 3 費用補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	費用保険金の種類	お支払いする費用保険金	他の保険契約等（注1）がある場合の支払限度額
第3章費用補償 条項第22条（ドア ロック交換費用 保険金）	ドアロック交換費用 保険金	1回の事故につき、ドアロック交換費用（注15）の額または それか低い額をドアロック交換費用保険金として、支払います。	1回の事故につき、ドアロック交換費用（注15）の額または 200万円（注16）のいすれか低い額を限度とします。
第3章費用補償 条項第23条（特 別費用保険金）	特別費用保険金	損害保険金の10%に相当する額を特別費用保険金として、支払いま す。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度としま す。	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注17）を限度とし ます。

（注1）他の保険契約等

この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第3章費用補償条項第16条（臨時費用保険金）から第23条（特別費用保険金）までの費用に対する保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、第20条（修理付帯費用保険金）の費用については利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する保険契約および共済契約を除きます。

（注2）100万円

他の保険契約等（注1）において、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

（注3）500万円

他の保険契約等（注1）において、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

（注4）残存物取片づけ費用

第3章費用補償条項第17条（残存物取片づけ費用保険金）に規定する残存物の取片づけに必要な費用をいいます。

（注5）保険金額

被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の対象に対して割り当たるべき保険金額をいいます。

（注6）保険金額

保険金額が保険の対象の再調達価額とします。

（注7）50万円

他の保険契約等（注1）において、1世帯あたりの限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

- (注 8) 300万円 他の保険契約等（注1）において、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注 9) 5 % 他の保険契約等（注1）において、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
- (注10) 修理付帯費用 第3章費用補償条項第20条（修理付帯費用保険金）に規定する同条①から⑥までの費用のうち保険の対象の復旧にあたり必要かつ有益な費用をいいます。
- (注11) 50万円 他の保険契約等（注1）において、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注12) 1,000万円 他の保険契約等（注1）において、限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注13) 水道管修理費用 第3章費用補償条項第21条（水道管修理費用保険金）に規定する凍結によって損壊した専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するためには必要な費用をいいます。
- (注14) 10万円 他の保険契約等（注1）において、限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注15) ドアロック交換費用 第3章費用補償条項第22条（ドアロック交換費用保険金）に規定するドアロックの交換に必要な費用をいい、ドアロック1個ごとに3万円を限度とし、複数のドアロックの交換を要した場合は、その合計額をいいます。
- (注16) 200万円 他の保険契約等（注1）において、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p>
危険	(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。

用語	定義
全損	<p>(建物の場合) <u>建物の主要構造部の損害</u>の額が、その建物の<u>保険価額</u>（注）の50%以上である<u>損害</u>または<u>建物の焼失</u>もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である<u>損害</u>をいいます。なお、<u>建物の主要構造部の損害</u>の額には、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの<u>保険価額</u>は含みません。</p>
損害	(生活用動産の場合) <u>生活用動産の損害</u> の額が、その <u>生活用動産の保険価額</u> の80%以上である <u>損害</u> をいいます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	<p>(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(2)①または②の建物または生活用動産について締結された<u>地震等</u>による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p> <p>(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された<u>地震等</u>による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p>

用語	定義
半損	<p>(建物の場合) <u>建物の主要構造部の損害</u>の額が、その<u>建物の保険価額</u>（注）の20%以上50%未満である<u>損害</u>または<u>建物</u>の焼失もしくは流失した部分の床面積のその<u>建物</u>の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である<u>損害</u>をいいます。なお、<u>建物の主要構造部の損害</u>の額には、第2条（保険金を支払う場合）(1)の<u>損害</u>が生じた<u>建物</u>の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの<u>保険価額</u>は含みません。</p>
保険価額	(生活用動産の場合) <u>生活用動産の損害</u> の額が、その <u>生活用動産の保険価額</u> の30%以上80%未満である <u>損害</u> をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
 (注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
 (注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
 (注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
 (注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、地震等の際ににおいて、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (2) (1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手

その他これらに類する物

- ② 自動車（注）
- ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
（注）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条(保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分（注）または生活用動産に限られます。
（注）居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
- (2) (1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、堀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車（注）
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
（注）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条(保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
 - ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となつた場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (3) (2)①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 建物

$$\frac{5,000 \text{ 万円} \text{ または} \\ \text{は保険価額のい} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての} \\ \text{保険金額の合計額}}}{\text{ずれか低い額}}$$

② 生活用動産

$$\frac{1,000 \text{ 万円} \text{ または} \\ \text{は保険価額のい} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産} \\ \text{についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産} \\ \text{についての保険金額の合計額}}}{\text{ずれか低い額}}$$

- (4) 当会社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。
- (5) (2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
- ① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (3)の規定により保険金を支払った場合（注）は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

$$\frac{(2)①に規定 \\ \text{する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての} \\ \text{保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての} \\ \text{保険金額の合計額}}}{}$$

イ. 生活用動産

$$\frac{(2)②に規定 \\ \text{する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産} \\ \text{についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産} \\ \text{についての保険金額の合計額}}}{}$$

（注）(2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。

- (6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条(保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。
- (注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。
- (3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (4) (3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$5,000\text{万円} \text{または } \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{保険価額のいずれか低い額}} \times \frac{\text{その他の保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}{\text{その他の保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

② 共用部分

$$5,000\text{万円} \text{または } \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{保険価額のいずれか低い額}} \times \frac{\text{その他の保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}{\text{その他の保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

③ 生活用動産

$$1,000\text{万円} \text{または } \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{保険価額のいずれか低い額}} \times \frac{\text{その他の保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}{\text{その他の保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

- (5) 当会社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。
- (6) (3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
- ① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (4)の規定により保険金を支払った場合^(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
- ア. 専有部分および共用部分

$$\frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{(3)①に規定する限度額 \times \frac{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}}$$

イ. 生活用動産

$$\frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{(3)②に規定する限度額 \times \frac{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}}$$

(注) (3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。

- (7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条（保険金支払についての特則）

- (1) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算出し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- (2) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、

末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出した事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合^(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

- (7) (6)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた

ときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。
(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合に

は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
 （注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、

当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）

- (1) 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還一取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）

- (1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還一解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
（注）既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
(注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了（注3）の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保

険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険価額を含みます。

(注3) 第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了に限ります。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防、その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

(4) 当会社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(注) 概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていな
い損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とし

ます。

第32条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 当会社が第5条（保険金の支払額）(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- (3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注）に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

（注）新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

- (2) 第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもつ

てその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

すまいの総合保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約がすまいの総合保険の場合には、この特則が適用されます。

第1条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、この特則により、地震保険普通保険約款の次の①から⑤までに掲げる規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第3章第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注1）に対し次の①または②の算式をもって計算した保険料を返還または請求します。

- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$\frac{\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}}{\text{の差額}} \times \frac{\text{未経過月数 (注2)}}{\text{保険期間月数}}$$

- ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

$$\frac{\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}}{\text{の差額}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注2)}}{\text{保険期間月数}} \right)$$

（注1）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（注2）1か月に満たない期間は1か月とします。

- ② 第3章第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の①または②の算式をもって計算した保険料を返還または請求します。

- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$\frac{\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}}{\text{の差額}} \times \frac{\text{未経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数}}$$

- ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

$$\frac{\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}}{\text{の差額}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数}} \right)$$

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

- ③ 第3章第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(3)および(4)

(3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、次の算式をもって計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数}} \right)$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当会社は、次の算式をもって計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数}} \right)$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

④ 第3章第24条（保険料の返還－保険金額調整の場合）(2)

- (2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の算式をもって計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数}} \right)$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

⑤ 第3章第25条（保険料の返還－解除の場合）(1)および(2)

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式をもって計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数}} \right)$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式をもって計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数}} \right)$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第2条（転居に伴う家財移転時の特則）

当会社は、この特則により、地震保険普通保険約款第3章第38条（準拠法）の次に第39条（付則－転居に伴う家財移転時の特則）として次のとおり追加します。

第39条（付則－転居に伴う家財移転時の特則）

- (1) この保険契約においては、この保険契約が付帯されている保険契約の普通保険約款第4章第33条（転居に伴う家財移転時の特則）の規定を準用します。

(2) (1)の規定を適用したことにより保険料を変更する必要がある場合は、当会社は、次の①または②の算式をもって計算した保険料を返還または請求します。

① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$\frac{\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}}{\text{の差額}} \times \frac{\text{未経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数}}$$

② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

$$\frac{\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}}{\text{の差額}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数}} \right)$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(3) 当会社は、保険契約者が(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

特約

代位求償権不行使特約

賃貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者以外の者が占有する建物を保険の対象とする契約には、次の特約が適用されます。ただし、契約者から反対の意思表示があった場合は適用されません。

この特約が付帯された普通保険約款の代位に関する規定により、被保険者が借家人^(注)に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人^(注)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

(注) 借家人

賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

H1 建てかえ費用補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
損害額	普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金の支払額）の規定により算出される損害の額をいいます。
建てかえ	再築をいい、買いかえを含みます。
建てかえ費用	被保険者が損害を受けた保険の対象である建物の建てかえのために負担する費用をいいます。
建物	保険証券記載の建物をいいます。
取りこわし費用	建てかえのために損害を受けた建物を取りこわす場合に、取りこわしのために被保険者が負担する費用をいい、普通保険約款第3章費用補償条項第17条（残存物取片づけ費用保険金）の残存物取片づけ費用保険金が支払われた場合にはその金額を差し引きます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
保険金額	普通保険約款第1章建物補償条項により定めた建物の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）の事故により同条の損害保険金が支払われる場合において、次の①および②の条件をいずれも満たすときは、建てかえ費用に対して、この特約に従い、建てかえ費用保険金を支払います。
- ① 損害額の再調達価額に対する割合が保険証券記載の約定建てかえ割合以上で、かつ100%未満であること。
- ② 事故が生じた日からその日を含めて2年以内に損害を受けた建物と同一用途の建物への建てかえが完了したこと。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合で、建てかえ完了までの期間の延長につき、あらかじめ当会社の承認を得たときを除きます。

(2) 当会社は、普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）の事故により同条の損害保険金が支払われる場合において、(1)①の建てかえに伴い損害を受けた建物（注1）を取りこわしたときは、その取りこわし費用に対して、この特約に従い、取りこわし費用保険金を支払います。

(注1) 損害を受けた建物

床面積が66m²未満の物置、車庫その他の付属建物を含みます。

第2条（建てかえ開始および完了の通知）

保険契約者または被保険者は、建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

第3条（建てかえ費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する建てかえ費用保険金として、建てかえ費用の額を支払います。ただし、次の①から③までのいずれかの限度額を限度とします。

① 次の②または③のいずれにも該当しない場合

次の算式によって算出される額を限度額とします。

$$\text{保険金額} \text{ (注2)} - \text{損害保険金の額} \text{ (注3)} = \text{限度額}$$

② 保険金の支払方法の変更に関する特約（再調達価額・比例払）が付帯されている場合で、保険金額が再調達価額より低いとき
次の算式によって算出される額を限度額とします。

$$(\text{再調達価額} - \text{損害額} \text{ (注4)}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額}} = \text{限度額}$$

③ 長期保険保険料一括払特約（料率改定対応用）が付帯されている場合で、同特約第2条（保険料の返還または請求・料率改定の場合）(2)の規定により削減された保険金額が再調達価額より低いとき

次の算式によって算出される額を限度額とします。

$$(\text{再調達価額} - \text{損害額} \text{ (注4)}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額}} = \text{限度額}$$

(2) 他の保険契約等（注5）がある場合は、(1)①の損害保険金の額には他の保険契約等（注5）により支払われる保険金または共済金の額を含むものとし、(1)②および③の損害額からは他の保険契約等（注5）により支払われる保険金または共済金の額を差し引くものとします。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、損害を受けた建物を取りこわすことなく建てかえを行った場合において、損害を受けた建物を第三者に譲渡したときまたは損害を受けた建物の使用を開始したときは、(1)および(2)の規定による建てかえ費用保険金の額から譲渡額等（注6）を差し引いた額を建てかえ費用保険金として支払います。

(注2) 保険金額

保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

(注3) 損害保険金の額

普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金の支払額）の規定による損害保険金の額をいい、この特約を適用する損害発生後の損害による損害保険金の額を含みます。

(注4) 損害額

この場合の損害額には、この特約を適用する損害発生後の損害による損害額を含みます。

(注5) 他の保険契約等

普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注6) 謾渡額等

謕渡したときは被保険者が謕渡によって得た金額をいい、使用を開始したときは開始した時の建物の価額をいいます。

第4条（取りこわしの開始等の通知）

保険契約者または被保険者は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

- ① 取りこわしを開始した場合
- ② 取りこわしを完了した場合
- ③ 損害を受けた建物を第三者に譫渡した場合
- ④ 損害を受けた建物の使用を開始した場合

第5条（取りこわし費用保険金の支払額）

当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(2)に規定する取りこわし費用保険金として、取りこわし費用の額を支払います。ただし、第3条（建てかえ費用保険金の支払額）の規定によって算出される建てかえ費用保険金の10%に相当する額を限度とします。

第6条（建てかえ費用を支払う他の保険契約等がある場合の建てかえ費用保険金の支払額）

他の保険契約等（注7）がある場合において、それぞれの建てかえ費用に対して支払う保険金または共済金の支払責任額の合計額が、別表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を建てかえ費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等（注7）から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等（注7）から保険金または共済金が支払われた場合
別表の支払限度額から、他の保険契約等（注7）から支払われた建てかえ費用に対して支払う保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注7) 他の保険契約等

第1条（保険金を支払う場合）(1)の建てかえ費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第7条（取りこわし費用を支払う他の保険契約等がある場合の取りこわし費用保険金の支払額）

他の保険契約等（注8）がある場合において、それぞれの取りこわし費用に対して支払う保険金または共済金の支払責任額の合計額が、別表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を取りこわし費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等（注8）から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等（注8）から保険金または共済金が支払われた場合
別表の支払限度額から、他の保険契約等（注8）から支払われた取りこわし費用に対して支払う保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注8) 他の保険契約等

第1条（保険金を支払う場合）(2)の取りこわし費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が第2条（建てかえ開始および完了の通知）の規定に従い、建てかえの完了を当会社に通知した日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払

うために必要な次の①から③までの事項の確認を終え、建てかえ費用保険金および取りこわし費用保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害額の再調達価額に対する割合および建てかえまたは取りこわしの事実
- ② 保険金を算出するための確認に必要な事項として、建てかえ費用の額または取りこわし費用の額
- ③ ①から②までのほか、他の保険契約等（注⁹）の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注⁹）他の保険契約等

第1条（保険金を支払う場合）(1)の建てかえ費用または(2)の取りこわし費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

- (2) (1)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注¹⁰）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)の期間に算入しないものとします。

（注¹⁰）その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第9条（保険金支払後の保険契約）

当会社がこの特約の規定により保険金を支払う場合は、損害を受けた建物を取りこわした時もしくは被保険者が第三者へ譲渡した時または損害を受けた建物の使用を開始した時のいずれか早い時にこの保険契約は終了します。

第10条（普通保険約款の読み替規定）

この特約においては、次に掲げる普通保険約款の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

規定箇所	読み替え前の規定	読み替え後の規定
第47条（保険金の請求）(1)	事故による損害が発生した時	<u>建てかえ</u> が完了した時
第48条（注 ⁸⁸ ）他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された次の①から③までのいずれかに規定する損害または費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、第20条（修理付帶費用保険金）の費用については利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する保険契約および共済契約を除きます。 ① 第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合） ② 第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合） ③ 第3章費用補償条項第16条（臨時費用保険金）から第23条（特別費用保険金）まで	<u>建てかえ費用</u> 補償特約第1条（保険金を支払う場合）の <u>建てかえ費用</u> または <u>取りこわし費用</u> に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反し

ないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 (他の保険契約等（注1）がある場合の支払限度額)

保険金の種類	他の保険契約等（注1）がある場合の支払限度額
建てかえ費用 保険金	再調達価額から他の保険契約等（注1）を含めた損害保険金の合計額および譲渡額等（注2）を差し引いた残額
取りこわし 費用保険金	再調達価額から他の保険契約等（注1）を含めた損害保険金の合計額を差し引いた残額の10%

(注1) **他の保険契約等**

普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) **譲渡額等**

第3条（建てかえ費用保険金の支払額）(3)の譲渡額等をいいます。

J F 建てかえ時特別費用補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
建てかえ特約	建てかえ費用補償特約をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、建てかえ特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の建てかえ費用保険金が支払われる場合には、建てかえに際して生ずる特別な費用に対して、この特約に従い、建てかえ時特別費用保険金を支払います。

第2条（保険金の支払額）

当会社は、前条の建てかえ時特別費用保険金として、保険金額（注1）の10%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

(注1) **保険金額**

普通保険約款第1章建物補償条項により定めた建物の保険金額をいい、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（注2）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注3）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を建てかえ時特別費用保険金として、支払います。

① 他の保険契約等（注2）から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等（注2）から保険金または共済金が支払われた場合

200万円（注3）から、他の保険契約等（注2）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注2）他の保険契約等

第1条（保険金を支払う場合）の建てかえに際して生ずる特別な費用に對して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

（注3）200万円

他の保険契約等（注2）に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、建てかえ特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

H 3 敷地内構築物修復費用補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
敷地内構築物	保険証券記載の建物の所在する <u>敷地内</u> に設置された <u>庭木</u> 、遊具、タンク、サイロ、井戸、物干、その他これらに類する付属構築物または屋外設備・装置をいいます。ただし、 <u>普通保険約款</u> 第1章建物補償条項第4条（保険の対象の範囲）(2)(4)に掲げる物は敷地内構築物から除きます。
庭木	立木竹をいい、垣、鉢植および草花等を除きます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、敷地内構築物が普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）の事故によって損害を受け、これを修復した場合は、次の①および②の条件をいずれも満たすとき限り、修復するために必要な費用に対して、この特約に従い、敷地内構築物修復費用保険金を支払います。

- ① 保険の対象または保険の対象を収容する保険証券記載の建物について同一の事故によって損害保険金が支払われること。
- ② 敷地内構築物が庭木である場合は、損害が発生した日からその日を含めて7日以内に枯死（注1）し、これを修復（注2）したこと。

（注1）枯死

枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合または通直な主幹をもつ樹木について樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。

（注2）修復

この場合の修復は、同じ庭木を蘇生させることまたは同種の庭木を植えることをいいます。

第2条（敷地内構築物修復費用保険金の支払額）

- (1) 当会社が支払う前条の敷地内構築物修復費用保険金の額は、1

- 回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき敷地内構築物修復費用保険金とこの特約が付帯された保険契約で支払うべき他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、敷地内構築物修復費用保険金を支払います。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（注3）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、1回の事故につき、10万円（注4）または修復費用の額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を第1条（保険金を支払う場合）の敷地内構築物修復費用保険金として、支払います。

- ① 他の保険契約等（注3）から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等（注3）から保険金または共済金が支払われた場合

10万円（注4）から、他の保険契約等（注3）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注3）他の保険契約等

第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

（注4）10万円

他の保険契約等（注3）に限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

H 6 建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第1章建物補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(3)(6)の規定にかかわらず、保険の対象のうち下表に掲げる物件については、偶然な外来の事故を直接の原因としない電気的事故または機械的事故によって生じた損害に対しても損害保険金を支払います。

「下表に掲げる物件」

設備名称	機械、機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナー、ユニットクーラー、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等

「下表に掲げる物件」

設備名称	機械、機械設備または装置
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサー、リクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盜難防止装置、防火センター設備、火災報知設備、警報装置等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理設備・塵芥焼却設備等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	
窓拭き用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール
エア・シュー ター設備	送風機、気送子、インターホン
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス
厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄用消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫（冷凍機を含みます。）、湯沸器、アイスクリームフリーザー、アイスメーキングマシン、熱風消毒設備、ダムウェーター設備
駐車機械設備	駐車機械本体、電動発電機、巻上機、搬器、ガイドレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器

除外物件表（以下の物件は、この特約の「下表に掲げる物件」から除きます。）

(1) ベルト、ワイヤロープ（エレベーターのワイヤロープを除く。）、チェーン、ゴムタイヤ、管球類
(2) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
(3) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油ならびに水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含む。
(4) フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
(5) コンクリート製・ゴム製・布製の機器または器具
(6) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
(7) ポイラ（保険証券に保険の対象として明記されている場合を除く。）
(8) 基礎（アンカーボルトを含む。）、炉壁（ポイラの炉壁を除く。）または予備用の部品（保険証券に保険の対象として明記されている場合を除く。）

第2条（普通保険約款の費用保険金との関係）

この特約により損害保険金が支払われる損害に対しては、普通保険約款第3章費用補償条項の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

J J 風・雹・雪災の定額免責設定特約 (建物補償条項用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）(2)(注1)の事故による損害のほか、この特約に従い、風災(注2)、雹災または雪災(注3)によって保険の対象が損害を受け、その損害の額が20万円未満である場合についても、損害保険金を支払います。

- (注1) 普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）(2)
建物危険限定補償特約が付帯された保険契約の場合は、同特約により読み替えた後の普通保険約款第1章建物補償条項第2条(2)をいいます。
- (注2) 風災
台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- (注3) 雪災
豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。

第2条（保険金の支払額）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款別表1第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）(2)の規定を別表のとおり読み替えて適用します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 建物補償条項の保険金の支払額

事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等（注1）がある場合の支払限度額	事故の詳細等
⑨風災、雹災または雪災	1回の事故につき、損害の額（注2）から免責金額（注3）を差し引いた額として支払います。 ただし、保険金額から免責金額（注3）を差し引いた額を限度とします。	1回の事故につき、損害の額（注2）から免責金額（注3）（注4）を差し引いた額を限度とします。	—

H 8 水災不担保特約

[この特約を付帯した場合、建物を保険の対象とするご契約には[水災不担保特約（建物補償条項用）]が、家財を保険の対象とするご契約には[水災不担保特約（家財補償条項用）]が、それぞれ適用されます。]

[水災不担保特約（建物補償条項用）]

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）(3)(注1)の規定にかかわらず、水災(注2)により保険の対象である建物に生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。

(注1) 普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）(3)

建物危険限定補償特約が付帯された保険契約の場合は、同特約により読み替えた後の普通保険約款第1章建物補償条項第2条(4)をいいます。

(注2) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

[水災不担保特約（家財補償条項用）]

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、水災(注)により保険の対象である家財に生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。

(注) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

GW 建物危険限定補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（普通保険約款第1章建物補償条項の読み替え）

当会社は、この特約により、普通保険約款第1章建物補償条項

第2条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、保険期間中に生じた次の①から⑥までのいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害（注01）に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。
- ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発
 - ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊（注02）
 - ⑤ 次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、(2)または(4)の事故による損害を除きます。
 - (ア) 給排水設備に生じた事故
 - (イ) 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
 - ⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (2) 当会社は、風災、雹災または雪災によって保険の対象が損害を受け、その損害の額（注03）が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。
- (3) 当会社は、盗難によって保険の対象である建物について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。
- (4) 当会社は、水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況（注04）が次の①または②のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。
- ① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
 - ② ①に該当しない場合において、保険の対象が、床上浸水または地盤面（注05）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき。

（注01）保険の対象について生じた損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

（注02）建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊

雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは(4)の事故による損害を除きます。

（注03）損害の額

この場合の損害の額の認定は、敷地内ごとに本章および第2章家財補償条項に規定する保険の対象のすべてについて一括して行うものとします。

（注04）損害の状況

この場合の損害の状況の認定は、建物ごとに行い、また、門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合は、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

（注05）地盤面

地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。

第2条（第3章費用補償条項の読み替え）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章費用補償条項第21条（水道管修理費用保険金）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第21条(水道管修理費用保険金)

当会社は、保険証券記載の建物の専用水道管が保険期間中に凍結によって損壊^(注52)し、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合には、その修理費用に対して、この普通保険約款に従い、水道管修理費用保険金を支払います。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分^(注53)の専用水道管の損壊による修理費用に対しては、水道管修理費用保険金は支払いません。

(注52) 損壊

パッキングのみに生じた損壊を除きます。

(注53) 被保険者以外の者が占有する部分

区分所有建物の共用部分を含みます。

第3条(別表の読み替え)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款別表1を別表のとおり読み替えて適用します。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 建物補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等(注1)がある場合の支払限度額	事故の詳細等
① 火災				—
② 落雷				—
③ 破裂または爆発				—
④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊※1				※ 1 以下の事故を除きます。 ・雨、雪、あられ、砂嵐、粉塵、煙霧その他これらに類する物の落下または飛来 ・土砂崩れ ・⑦ 風災、雹災または雪災 ・⑨ 水災
第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)	⑤ 次のアまたはイのいずれかの事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ※2 ア、給排水設備に生じた事故 イ、被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故		損害の額(注2)を損害保険金として支払います。 ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。	損害の額(注2)を限度とします。
第1章建物補償条項第2条(2)	⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為			—
第1章建物補償条項第2条(3)	⑦ 風災、雹災または雪災 ただし、損害の額(注2)が20万円以上となる場合に限ります。 ⑧ 盗難			—

別表 建物補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等（注1）がある場合の支払限度額	事故の詳細等
第1章建物補償条項第2条(4)	⑨ 水災 水災によつて保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のアまたはイのいずれかに該当する場合にその損害に対して損害保険金を支払います。			—
第1章建物補償条項第2条(4)①	ア、保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合	損害の額（注2）を損害保険金として支払います。	損害の額（注2）を限度とします。	
第1章建物補償条項第2条(4)②	イ、上記アに該当しない場合で、保険の対象が、床上浸水または地盤面（注3）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき	損害の額（注2）を限度とします。	損害の額（注2）を限度とします。	

(注1) 他の保険契約等

この保険契約における保険の対象と同一敷地内に所在する被保険者所有の建物について締結された普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 損害の額

保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。

(注3) 地盤面

地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。

JH 水濡れ損害不担保特約（建物補償条項用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)(注1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかの事故に伴う漏水、放水または溢水(注2)による水濡れにより保険の対象に生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。

- ① 給排水設備(注3)に生じた事故
- ② 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

(注1) 普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)

建物危険限定補償特約が付帯された保険契約の場合は、同特約により読み替えた後の普通保険約款第1章建物補償条項第2条(1)⑤をいいます。

(注2) 溢水

水が溢れることをいいます。

(注3) 給排水設備

給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。

第2条（普通保険約款の適用除外）

この特約が付帯された保険契約に対しては、普通保険約款別表1第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)⑤(注4)の規定は適用しません。

(注4) 普通保険約款別表1第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)

⑤

建物危険限定補償特約が付帯された保険契約の場合は、同特約により読み替えた後の普通保険約款別表第1章建物補償条項第2条(1)⑤をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

L 1 電化製品等電気的・機械的事故補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
損害の額	保険の対象の <u>再調達価額</u> によって定めた損害の額をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象について締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

特約

建物危険限定補償特約／水濡れ損害不担保特約／電化製品等電気的・機械的事故補償特約

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
免責金額	保険証券記載の免責金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章家財補償条項第11条（保険金を支払わない場合）(3)(6)の規定にかかわらず、偶然な外来の事故を直接の原因としない電気的事故または機械的事故（注1）によって次条に規定する保険の対象に生じた損害に対して、電化製品損害保険金を支払います。ただし、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害は除きます。

- ① 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- ② 不当な修理または改造によって生じた事故を原因とする損害
- ③ データ類（注2）に生じた損壊、改ざん、消去等の単独損害（注3）
- ④ 業務の用に供されている間に生じた事故によって生じた損害
- ⑤ 車両（注4）、船舶（注5）等の備品として使用している間に生じた事故によって生じた損害

（注1）電気的事故または機械的事故

機械本体または構成部品に、電気により生じた焦損、炭化、溶融、絶縁破壊等の物的な損害を伴う事故または亀裂、変形、剥離、焼き付き、欠損、溶損等の物的な損害を伴う事故をいい、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化による消耗部品の交換および電源周波数またはガス種の変更に伴う改造または修理は含みません。

（注2）データ類

プログラム、データその他これらに類するものをいいます。

（注3）単独損害

データ類（注2）が記録されているテープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に不測かつ突発的な事故が生じた結果発生した損害を除きます。

（注4）車両

原動力が人力であるものを除きます。ただし、牽引車は車両に含みます。

（注5）船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、カヌーおよびボートを含みます。

第2条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の建物の内部に設置または収容されている家庭用電化製品（注6）で、購入した日（注7）からその日を含めて3年以内の製品（注8）に限ります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑤までのいずれかに該当する建物の付属設備はこの特約の保険の対象に含みません。

 - ① 空調設備（注9）
 - ② 電気設備
 - ③ 給排水・衛生設備、消防設備
 - ④ 昇降設備
 - ⑤ 自動ドア、シャッター、ごみ処理設備等

（注6）家庭用電化製品

電力をコンセントにより取り入れて作動するものをいい、電池のみで作動するものを含みません。

（注7）購入した日

購入した日が確認できない場合は、製造日とします。

（注8）製品

中古品として購入したものをお除きます。

（注9）空調設備

保険証券記載の建物の建築後に別途内壁等に取り付けられた暖房・冷房設備は除きます。

第3条（保険金の支払額）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）の電化製品損害保険金として支払う額は、別表によります。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を第1条（保険金を支払う場合）の電化製品損害保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) この特約の保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定がない他の保険契約等があるときには、当会社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）の電化製品損害保険金として支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\frac{\text{他の保険契約等によって}}{\text{損害の額}} - \frac{\text{支払われるべき保険金}}{\text{または共済金の額}} = \frac{\text{第1条の電化製品}}{\text{損害保険金の額}}$$

第5条（普通保険約款の費用保険金との関係）

この特約により損害保険金が支払われる損害に対しては、普通保険約款第3章費用補償条項の規定は、これを適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 保険金の支払額

お支払いする保険金	他の保険契約等がある場合の支払限度額
1回の事故につき、 <u>損害の額</u> から <u>免責金額</u> を差し引いた額を電化製品損害保険金として支払います。 ただし、1回の事故につき、 <u>支払限度額</u> を限度とします。	1回の事故につき、 <u>損害の額</u> から <u>免責金額</u> (注1)を差し引いた額を限度とします。 ただし、この場合でも、1回の事故につき、 <u>支払限度額</u> (注2)を限度とします。

(注1) 免責金額
他の保険契約等において、この免責金額を下回るものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を免責金額とします。

(注2) 支払限度額
他の保険契約等において、この支払限度額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額を支払限度額とします。

J 8 明記物件補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
時価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
保険金額	保険証券記載の明記物件のおのの保険金額をいいます。
明記物件	1個、1組または1対の時価額が30万円を超える貴金属等（注1）のうち、保険金額とともに保険証券に明記した特定の家財をいいます。ただし、日本国内に所在する保険証券記載の建物内に収容中の物に限ります。 (注1) 貴金属等 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（注2）、彫刻物その他の美術品をいいます。 (注2) 骨董 希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、明記物件を保険の対象とする場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に、明記物件に生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

- ① 保険の対象である明記物件に損害が生じ、普通保険約款第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）の規定により損害保険金が支払われること。
- ② ①の損害保険金を支払うべき損害の額が、普通保険約款第2章家財補償条項第13条（保険金の支払額）(2)の規定により30万円とみなされること。

第3条（損害保険金の支払額）

(1) 当会社は、この特約により、前条の損害保険金として、次の①または②に定める額を支払います。

- ① 保険金額が時価額の80%に相当する額以上の場合
保険金額（注1）を限度とし、次の算式によって算出した額

$$\text{損害の額} - \frac{\text{普通保険約款第2章家財補償条項の規定により支払われる損害保険金の額}}{\text{時価額の80%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

- ② 保険金額が時価額の80%に相当する額より低い場合
保険金額（注1）を限度とし、次の算式によって算出した額

$$\left\{ \text{損害の額} - \frac{\text{普通保険約款第2章家財補償条項の規定により支払われる損害保険金の額}}{\text{時価額の80%に相当する額}} \right\} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{時価額の80%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定はおのの明記物件ごとに適用し、また(1)の損害の額の認定方法は、次の①から③までによります。
- ① 損害の額は、時価額によって定めます。
 - ② 保険の対象の価値の下落^(注2)は損害の額に含めません。
 - ③ 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、損害の額を決定します。

(注1) 保険金額

盗難^(注3)による損害に対しては、1回の事故につき、1個、1組または1対ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額とします。

(注2) 価値の下落

いわゆる「格落損害」であり、評価額の下落による損害をいいます。

(注3) 盗難

強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。

第4条（費用保険金との関係）

- (1) 普通保険約款別表3に規定する修理付帯費用保険金の算出における保険金額には、この特約の保険金額は含めません。
- (2) 普通保険約款別表3に規定する特別費用保険金の算出における損害保険金の額には、この特約によって支払う損害保険金の額は含めません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

J 7 自宅外家財補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董 ^(注) 、彫刻物その他の美術品をいいます。 (注) 骨董 希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶、航空機等の乗車船券・航空券 ^(注) 、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 (注) 乗車船券・航空券 定期券を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者 ^(注) および3親等内の姻族をいいます。 (注) 配偶者 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
雪災	豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。

用語	定義
盜難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者欄に記載の者およびこれと生計を共にする親族をいいます。
風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険期間中に生じた偶然な事故により保険の対象について生じた損害（注1）に対して、この特約に従い、自宅外家財保険金を支払います。
- (2) 当会社は、保険期間中に生じた次の①から③までのいずれかに該当するものの盜難によって被保険者に損害（注2）が生じた場合は、その損害に対して、この特約に従い、自宅外家財保険金を支払います。
- ① 保険証券記載の建物外に所在する生活用の通貨等。ただし、小切手の盜難により損害が生じた場合には、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。
- ア. 保険契約者または被保険者が、盜難を知った後直ちに小切手の振出人への盜難の通知（注3）をし、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出したこと。
- イ. 盜難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。
- ② 保険証券記載の建物外に所在する生活用の乗車券等
- ③ 保険証券記載の建物以外の建物内に所在する生活用の預貯金証書。ただし、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。
- ア. 保険契約者または被保険者が、盜難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- イ. 盜難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと（注4）。

（注1）保険の対象について生じた損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

（注2）損害

損害賠償責任を負担することによる損害および盜難を直接の原因としない損害を除きます。

（注3）小切手の振出人への盜難の通知

被保険者が振出人である場合を除きます。

（注4）預貯金口座から現金が引き出されたこと

現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされたことを含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、自宅外家財保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者^(注5) またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が自宅外家財保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注6) またはその者^(注6) の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた損害^(注7) に対しては、自宅外家財保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質^(注8) もしくは核燃料物質^(注8) によって汚染された物^(注9) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑬までのいずれかに該当する損害に対しては、自宅外家財保険金は支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
 - ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化^(注10) または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥を原因とした事故によって生じた損害を除きます。
 - ④ 被保険者と生計を共にする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に自宅外家財保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ⑤ 保険の対象に対する加工、修理等の作業^(注11) 中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ⑥ 偶然な外来の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ⑦ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑧ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害
 - ⑨ 保険の対象のすり傷、搔き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の対象の汚損^(注12) であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
 - ⑩ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ⑪ 楽器の弦^(注13) の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ⑫ 楽器の音色または音質の変化
 - ⑬ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害。ただし、建物またはその一部^(注14) が風災、雹災または雪災によって直接破損したためにこれらが吹込みまたは漏入したことにより生じた損害を除きます。

- (注5) **保険契約者、被保険者**
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注6) **その者**
その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注7) **損害**
第2条（保険金を支払わない場合）(2)の事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- (注8) **核燃料物質**
使用済燃料を含みます。
- (注9) **核燃料物質** (注8) によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注10) **自然の消耗もしくは劣化**
日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注11) **加工、修理等の作業**
建築、増改築作業等を含みます。
- (注12) **汚損**
落書きによる汚損を含みます。
- (注13) **楽器の弦**
ピアノ線を含みます。
- (注14) **建物またはその一部**
窓、扉、その他の開口部を含みます。

第3条（この特約の保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、**自宅外家財** (注15) とします。
- (2) 次の①から⑫までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車 (注16)、船舶 (注17)、航空機、原動機付自転車 (注18) および自転車ならびにこれらの付属品 (注19)
 - ② 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
 - ③ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
 - ④ 携帯電話、ポケットベル等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品
 - ⑤ 携帯式電子事務機器 (注20) およびこれらの付属品
 - ⑥ ラジオコントロール模型およびその付属品
 - ⑦ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物
 - ⑧ 動物、植物等の生物
 - ⑨ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑩ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類 (注21)。ただし、コンピュータにあらかじめ記録されたデータ類 (注22) については、そのコンピュータと同時に損害が生じた場合に限り保険の対象に含むものとします。
 - ⑪ 商品およびこれに類する物
 - ⑫ その他保険証券記載の物
- (3) (2)②の規定にかかわらず、被保険者が所有する生活用の通貨等、生活用の乗車券等および保険証券記載の建物以外の建物内の生活用の預貯金証書に、第1条（保険金を支払う場合）(2)の盗難による損害が生じたときは、これらを保険の対象として取り扱います。

- (注15) **自宅外家財**
保険証券記載の建物外に所在し、被保険者が所有する家財をいいます。
- (注16) **自動車**
自動三輪車および自動二輪車を含みます。
- (注17) **船舶**
ヨット、モーターボート、水上バイク、カヌーおよびボートを含みます。
- (注18) **原動機付自転車**
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

(注19) これらの付属品

自動車（注16）、船舶（注17）、航空機、原動機付自転車（注18）および自転車に実際に定着（注23）または装備（注24）されているか否かを問わず、これらに定着（注23）または装備（注24）することを前提に設計、製造された物をいいます。

(注20) 携帯式電子事務機器

ラップトップ型またはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。

(注21) データ類

プログラム、データその他これらに類するものをいいます。

(注22) コンピュータにあらかじめ記録されたデータ類

OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたデータ類（注21）をいいます。

(注23) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

(注24) 装備

自動車（注16）、船舶（注17）、航空機、原動機付自転車（注18）および自転車を運行させるために備品として備え付けられている状態をいいます。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の自宅外家財保険金として支払う額は、別表によります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当会社が自宅外家財保険金を支払うべき損害の額は、保険の対象の損害の額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。なお、損害の額の認定方法は次の①から③までによります。
- ① 損害の額は、時価額（注25）によって定めます。
- ② 保険の対象の価値の下落（注26）は損害の額に含めません。
- ③ 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、損害の額を認定します。
- (3) 当会社が支払う第1条（保険金を支払う場合）の自宅外家財保険金の額は、同一の契約年度（注27）内に生じた事故による損害に対して、保険金額をもって限度とします。

(注25) 時価額

損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。

(注26) 価値の下落

いわゆる「格落損害」であり、評価額の下落による損害をいいます。

(注27) 契約年度

保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を自宅外家財保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がない他の保険契約等があるときには、当会社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を自宅外家財保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した第1条（保険金を支払う場合）の自宅外家財保険金の額を限度とします。

$$\text{損害の額} - \frac{\text{他の保険契約等によつて支払われるべき保険}}{\text{金または共済金の額}} = \text{第1条の自宅外家財保険金の額}$$

第6条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約により損害保険金が支払われる損害に対しては、普通保険約款第3章費用補償条項および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

特
約

自
宅
外
家
財
補
償
特
約

別表 保険金の支払額

自宅外家財補償特約	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等がある場合の支払限度額	事故の詳細等
	① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発			—
	④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊※1			※1 以下の事故による損害を除きます。 ・雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煙、その他のこれらに類する物の落下または飛来 ・土砂崩れ ・⑦ 風災、雹災または雪災 ・⑧ 水災 (注4)
	⑤ 次のアまたはイのいずれかの事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ※2 ア、給排水設備 (注2) に生じた事故 イ、被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故			※2 以下の事故による損害を除きます。 ・⑦ 風災、雹災または雪災 ・⑧ 水災 (注4)
第1条(保険金を支払う場合)(1)	⑥ 譲讓およびこれに類似の集団行動 (注3) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為			損傷の額 (注5) を限度とします。 イ、普通保険約款第2章家財補償条例第10条(保険金を支払う場合)項第(4)の損害保険金が支払われる場合は、損害の額 (注5) から普通保険約款で支払われる損害保険金の額を差し引いた残額について、保険金額を限度に支払います。
	⑦ 風災、雹災または雪災 ⑧ 水災 (注4)			—

別表 保険金の支払額

自宅外家財補償特約	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等がある場合の支払限度額	事故の詳細等
	⑨ 盗難	<p>ア. 損害の額（注5）を自宅外家財保険金として支払います。 ただし、<u>保険金額</u>を限度とします。 なお、<u>盗取された保険</u>の対象を回収することができた場合は、そのたために支出した費用は、上記損害の額に含まれるものとします。ただし、<u>その再調達額</u>を限度とします。 この場合でも<u>保険金額</u>を限度とします。</p> <p>イ. <u>普通保険約款第2章家財補償条項</u> 第10条（保険金を支払う場合）(4)の損害保険金が支払われる場合は、損害の額（注5）から<u>普通保険約款</u>で支払われる損害保険金の額を差し引いた残額について、<u>保険金額</u>を限度に支払います。</p>	<p>損傷の額（注5）を限度とします。</p> <p>1回の事故につき、損害の額（注5）から免責金額（注6）（注8）を差し引いた額を限度とします。</p> <p>ただし、この場合でも、1回の事故につき、<u>支払限度額</u>（注7）（注9）を限度とします。</p>	
第1条（保険金を支払う場合）(1)			<p>⑩ 上記①から⑨まで以外の偶然な事故</p>	<p>1回の事故につき、損害の額（注5）から免責金額（注6）を差し引いた額を自宅外家財保険金として支払います。</p> <p>ただし、1回の事故につき、<u>支払限度額</u>（注7）を限度とします。</p>

別表 保険金の支払額

自宅外家財償特約	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等がある場合の支払限度額	事故の詳細等
第1条(2) ①または②	① ア. 生活用の通貨等または生活用の乗車系等の盗難	1回の事故につき、5万円を限度とし、その損害の額を自宅外家財保険金として支払います。	1回の事故につき、5万円 (注10) または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	—
第1条(2) ③	イ. 生活用の預貯金証書の盗難	1回の事故につき、100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を自宅外家財保険金として支払います。	1回の事故につき、100万円 (注11) 、保険金額または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	—

- (注1) 濫水
水が溢れることをいいます。
- (注2) 給排水設備
給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (注3) 隊棧
およびこれに類似の集団行動
群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穀が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
- (注4) 水災
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。
- (注5) 損害の額
保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。
- (注6) 免責金額
保険証券記載の免責金額をいいます。
- (注7) 支払限度額
保険証券記載の支払限度額をいいます。
- (注8) 免責金額
他の保険契約等において、免責金額 (注6) を下回るものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を免責金額とします。
- (注9) 支払限度額
他の保険契約等において、支払限度額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額を支払限度額とします。
- (注10) 5万円
他の保険契約等において、限度額が5万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額を限度額とします。
- (注11) 100万円
他の保険契約等において、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額を限度額とします。

PA 建物罹災時の仮すまい費用補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
仮すまい費用	第1条（保険金を支払う場合）②の費用をいいます。
代替建物	保険の対象または保険の対象を収容する建物の代替として建物居住者が居住する建物をいいます。
建物居住者	<p>被保険者（注1）、被保険者（注1）の配偶者（注2）またはそのいずれかの者と生計を共にする同居の親族（注3）もしくは別居の未婚（注4）の子をいいます。</p> <p>（注1）被保険者 法人の場合はその代表者をいいます。</p> <p>（注2）配偶者 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。</p> <p>（注3）親族 6親等内の血族、配偶者（注2）および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>（注4）未婚 これまで婚姻歴がないことをいいます。</p>
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
保険の対象または保険の対象を収容する建物	<p>保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物のうち、普通保険約款第1章建物補償条項の損害保険金が支払われる原因（注）となった事故が発生する時まで建物居住者が居住していたものをいいます。</p> <p>（注）普通保険約款第1章建物補償条項の損害保険金が支払われる原因 保険の対象が家財のみである場合には、その家財を収容する建物を保険の対象としていたならば普通保険約款第1章建物補償条項の規定により損害保険金が支払われるべき原因とします。</p>

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、偶然な事故によって保険の対象または保険の対象を収容する建物について生じた損害に対して普通保険約款第1章建物補償条項の損害保険金が支払われる場合（注1）において、その損害の状況が次の①に該当するとき、それによって生じた②の費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、仮すまい費用保険金を支払います。

① 次のアまたはイのいずれかの状況

- ア. 保険の対象または保険の対象を収容する建物が半損（注2）以上となった場合
- イ. 保険の対象または保険の対象を収容する建物が次の(ア)から(ウ)までのいずれかの状態に該当し、住宅としての機能を著しく欠く状態となった場合
 - (ア) 屋外から住居部分（注3）への経路であるすべての出入口が使用不能であること。
 - (イ) 洗面または排泄にかかるすべての設備（注4）が使用不能であること。

- (ウ) 外壁（注5）または屋根の損傷部分から住居内（注6）に風雨が吹き込む状態であること。
- ② 次のアからウの費用のうち被保険者（注7）が支出した費用
- ア. 代替建物にかかる賃借費用（注8）
 - イ. 代替建物に住居を移転するために通常必要な移転費用（注9）
 - ウ. 代替建物から保険の対象または保険の対象を収容する建物に住居を再移転するために通常必要な移転費用（注9）

(注1) 普通保険約款第1章建物補償条項の損害保険金が支払われる場合

保険の対象が家財のみである場合には、その家財を収容する建物を保険の対象としていたならば普通保険約款第1章建物補償条項の規定により損害保険金が支払われるべきときとします。

(注2) 半損

建物（注10）の損害の額がその建物（注10）の再調達価額（注11）の20%となった場合をいいます。

(注3) 住居部分

他人（注12）が占有する部分を除きます。

(注4) 洗面または排泄にかかるすべての設備

他人（注12）が占有する部分に所在する設備を除きます。

(注5) 外壁

窓ガラスを除きます。

(注6) 住居内

他人（注12）が占有する部分を除きます。

(注7) 被保険者

法人の場合はその代表者をいいます。

(注8) 代替建物にかかる賃借費用

旅館、ホテル等の宿泊施設の宿泊費用ならびに賃貸借契約にかかる仲介手数料および礼金等借家権の対価を含みます。

(注9) 移転費用

建物居住者の住居の移転のための交通費を含みます。

(注10) 建物

他人（注12）が占有する部分を除きます。

(注11) 再調達価額

損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。この場合において、門、堀または垣の再調達価額を含みません。

(注12) 他人

建物居住者以外の者をいいます。

第2条（保険金の支払額）

当会社は、仮すまい費用のうち、保険の対象または保険の対象を収容する建物を損害発生直前の状態に復旧するために通常必要となる期間中に発生した費用の額から、支出を免れた建物の賃借費用がある場合はその額を控除した額を仮すまい費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、仮すまい費用の支出を要する者の人数に支払対象期間1日あたり10,000円を乗じて得た額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（注13）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、支払限度額（注14）を超えるときは、当会社は、次の①または②の規定により算出した額を仮すまい費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等（注13）から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等（注13）から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額（注14）から、他の保険契約等（注13）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注13) 他の保険契約等

仮すまい費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注14) 支払限度額

第2条（保険金の支払額）ただし書きの規定により算出した額をいい、他の保険契約等（注13）において、限度額がこの額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第4条（保険金の支払時期）

当会社は、この特約により、仮すまい費用保険金が支払われる場合において、被保険者の要求があるときは、仮すまい費用保険金を内払することができます。

第5条（付則一区分所有建物に関する特則）

保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合には、第1条（保険金を支払う場合）①アの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

K1 地震災害による仮すまい費用補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
仮すまい費用	第2条（保険金を支払う場合）②の費用をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
代替建物	<u>保険の対象または保険の対象を収容する建物</u> の代替として <u>建物居住者が居住する建物</u> をいいます。
建物居住者	<p>被保険者（注1）、被保険者（注1）の配偶者（注2）またはそのいずれかの者と生計を共にする同居の親族（注3）もしくは別居の未婚（注4）の子をいいます。</p> <p>（注1）被保険者 法人の場合はその代表者をいいます。</p> <p>（注2）配偶者 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。</p> <p>（注3）親族 6親等内の血族、配偶者（注2）および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>（注4）未婚 これまで婚姻歴がないことをいいます。</p>
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
保険の対象または（もしくは）保険の対象を収容する建物	保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物のうち、地震災害が発生する時まで <u>建物居住者が居住していたもの</u> をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険期間の開始日において、この特約が付帯された保険契約に地震保険契約が付帯されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険期間中に発生した次の①の事由によって生じた②の費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、地震仮すまい費用保険金を支払います。

① 次のアからエまでの事由

ア. 地震災害によって、保険の対象または保険の対象を収容する建物が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する損害を被ったこと。

(ア) 建物の半損（注1）以上の損害（注2）

(イ) 建物の焼失または流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上である損害（注2）

イ. 地震災害を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害により、保険の対象または保険の対象を収容する建物（注3）に急迫した危険が生じたため、その建物（注3）に居住することが不可能または危険な状態となったこと。

ウ. 地震災害によって保険の対象または保険の対象を収容する建物と配管または配線により接続している次の(ア)から(ウ)までに掲げる事業者の占有する電気、ガスまたは水道の供給設備およびこれらに接続している配管または配線でこれらの事業者が日本国内に占有するものの機能が停止または阻害されたことにより、建物（注3）への電気、ガスまたは水道の供給が中断または阻害されたこと。ただし、その中断または阻害が12時間以上継続した場合に限ります。

(ア) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者

(イ) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者

(ウ) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者

エ. 地震災害が発したことにより、保険の対象もしくは保険の対象を収容する建物（注3）またはその所在する敷地内に対する警察その他の行政機関による立入禁止、避難命令その他処置が行われたこと。

② 次のアからウの費用のうち被保険者（注4）が支出した費用

ア. 代替建物にかかる賃借費用（注5）

イ. 代替建物に住居を移転するために通常必要な移転費用（注6）

ウ. 代替建物から保険の対象または保険の対象を収容する建物に住居を再移転するために通常必要な移転費用（注6）

（注1）半損

建物（注3）の主要構造部（注7）の損害の額（注8）がその建物（注3）の再調達価額（注9）の20%となった場合をいいます。

（注2）損害

建物が2以上ある場合の損害の認定は、それらの建物すべてについて括して行うものとします。

（注3）建物

他人（注10）が占有する部分を除きます。

（注4）被保険者

法人の場合はその代表者をいいます。

（注5）代替建物にかかる賃借費用

旅館、ホテル等の宿泊施設の宿泊費用ならびに賃貸借契約にかかる仲介手数料および礼金等借家権の対価を含みます。

（注6）移転費用

建物居住者の住居の移転のための交通費を含みます。

（注7）主要構造部

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。

（注8）主要構造部の損害の額

損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含みます。

(注9) 再調達価額

損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。この場合において、門、塀または垣の再調達価額を含みません。

(注10) 他人

建物居住者以外の者をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、地震災害が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した前条①の事由によって生じた仮すまい費用に對しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、仮すまい費用のうち、次の①から③までに掲げる支払対象期間に発生した費用の額から、支出を免れた建物の賃借費用がある場合はその額を控除した額を、地震仮すまい費用保険金として、支払います。ただし、1回の事由につき、仮すまい費用の支出を要する者の人数に支払対象期間1日あたり10,000円を乗じて得た額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

- ① 第2条①アまたはイの事由については、保険の対象または保険の対象を収容する建物を地震災害発生直前の状態に復旧するために通常必要となる期間
 - ② 第2条①ウの事由については、電気、ガスまたは水道の供給が中断または阻害されている期間に1日を加算した期間
 - ③ 第2条①エの事由については、保険の対象または保険の対象を収容する建物およびその所在する敷地内に対する警察その他の行政機関による立入禁止、避難命令その他の処置が行われている期間に1日を加算した期間
- (2) 第2条（保険金を支払う場合）①エの事由が生じた場合で、支払対象期間中の賃借費用が発生しなかった期間については、仮すまい費用の額を、1回の事由につき、仮すまいを要する者の人数に賃借費用が発生しなかった期間1日あたり2,000円を乗じて得た額とみなします。
- (3) 建物罹災時の仮すまい費用補償特約に規定する仮すまい費用保険金の支払対象期間とこの特約の支払対象期間とが重複した場合は、その重複した期間については、この特約の支払対象期間から除外し、(1)および(2)の規定を適用します。
- (4) この特約においては、72時間以内に生じた2以上の地震災害（注11）によって生じた第2条（保険金を支払う場合）①の事由は、これらを一括して1回の事由とみなします。

(注11) 地震災害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいい、保険期間が開始する前に発生していたものを除きます。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（注12）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、支払限度額（注13）を超えるときは、当会社は、次の①または②の規定により算出した額を地震仮すまい費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等（注12）から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等（注12）から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額（注13）から、他の保険契約等（注12）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注12) 他の保険契約等

仮すまい費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注13) 支払限度額

第4条（保険金の支払額）に規定する限度額をいい、他の保険契約等
(注12)において、限度額がこの額を超えるものがある場合は、これらの
限度額のうち最も高い額とします。

第6条（付則一区分所有建物に関する特則）

保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合には、第2条（保険金を支払う場合）①の損害の認定は、専有部分については、個別に行い、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

P C 臨時費用保険金の支払割合および支払限度額 変更特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
他の保険契約等	<u>普通保険約款</u> 第3章費用補償条項第16条（臨時費用保険金）の臨時に生ずる費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
臨時費用保険金	<u>普通保険約款</u> 第3章費用補償条項第16条（臨時費用保険金）の臨時費用保険金をいいます。

第1条（臨時費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第3章費用補償条項第25条（費用保険金の支払額）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに次の①または②のいずれかの額を限度とします。

$$\text{損害保険金} \text{ (注)} \times \text{支払割合 (10\%)} = \text{臨時費用保険金の額}$$

- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物が住居のみに使用される建物である場合

100万円

- ② 保険の対象または保険の対象を収容する建物が①以外の建物である場合

100万円

- (2) (1)の場合において、当会社は、臨時費用保険金の支払額と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

(注) 損害保険金

普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）および普通保険約款第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）の損害保険金をいいます。

第2条（他の保険契約等がある場合の臨時費用保険金の支払限度額）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款別表3の規定にかかわらず、他の保険契約等がある場合の臨時費用保険金の支払限度額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに次の①または②のいずれかの額とし、普通保険約款第3章費用補償条項第26条（他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払額）の規定を適用します。

① 保険の対象または保険の対象を収容する建物が住居のみに使用される建物である場合

100万円

② 保険の対象または保険の対象を収容する建物が①以外の建物である場合

100万円

(2) 他の保険契約等において、限度額が(1)の規定による額を超えるものがある場合は、(1)の支払限度額はこれらの限度額のうち最も高い額とします。

第3条（マンション共用部分に関する特約の読み替え）

前2条の規定にかかわらず、マンション共用部分に関する特約が付帯された保険契約の場合は、当会社は、この特約により、マンション共用部分に関する特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読み替える規定	読み替える規定
① 第3条（臨時費用保険金の支払額）(1)	30%	10%
② 第4条（他の保険契約等がある場合の臨時費用保険金の支払額）	100万円	保険の対象または保険の対象を収容する建物が住居のみに使用される建物である場合は100万円、それ以外の建物である場合は100万円

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

R 4 臨時費用保険金不担保特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章費用補償条項第16条（臨時費用保険金）の規定にかかわらず、臨時費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

J P, L Y 損害付帯諸費用補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

用語	定義
損害付帯諸費用	保険の対象が損害を受けたために生ずる諸費用で、損害を受けた <u>保険の対象</u> の残存物の取片づけに必要な費用、損害が生じた <u>保険の対象</u> を復旧するために要するその損害の原因の調査費用、損害を受けた <u>保険の対象</u> の仮修理の費用、その他 <u>保険の対象</u> が損害を受けたために臨時に生ずる費用等をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この保険契約における <u>保険の対象</u> と同一の敷地内に所在する被保険者所有の <u>建物</u> または家財について締結された <u>損害付帯諸費用</u> に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する保険契約および共済契約を除きます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
保険の対象	普通保険約款第1章建物補償条項第4条（保険の対象の範囲）または第2章家財補償条項第12条（保険の対象の範囲）に定める保険の対象をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事故によって、普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）または第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金が支払われる場合には、その事故による損害付帯諸費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、損害付帯諸費用保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発（注1）
- ④ 風災（注2）、雹災または雪災（注3）
- ⑤ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④もしくは水災（注4）による損害を除きます。
- ⑥ 次のアまたはイのいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（注4）による水濡れ。ただし、④または水災（注5）による損害を除きます。
 - ア. 給排水設備（注6）に生じた事故
 - イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ⑦ 騒擾およびこれに類似の集団行動（注7）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

（注1）破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

（注2）風災

台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注3）雪災

豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。

（注4）溢水

水が溢れることをいいます。

（注5）水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。

(注6) 給排水設備

給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注7) 騒擾およびこれに類似の集団行動

群集または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動（注8）に至らないものをいいます。

(注8) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第2条（損害付帶諸費用保険金の支払額）

当会社が前条の損害付帶諸費用保険金として支払う額は別表によります。この場合において、損害付帶諸費用保険金の支払額と他の保険金との合計額が保険金額（注9）を超えるときでも、損害付帶諸費用保険金を支払います。

(注9) 保険金額

保険証券記載の保険の対象ごとの保険金額をいいます。

第3条（他の保険契約等がある場合の損害付帶諸費用保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を損害付帶諸費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の保険契約等がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）または第2章家財補償条項第10条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金の額は、それぞれ同第1章建物補償条項第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）または第2章家財補償条項第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定を適用して算出した額とします。

第4条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款第4章基本条項第48条（保険金の支払時期）（1）の規定にかかわらず、被保険者の要求がある場合は、損害付帶諸費用保険金を内払することができます。

第5条（臨時費用保険金等の取扱い）

当会社は、この特約により、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、次の①から④までの保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第3章費用補償条項第16条（臨時費用保険金）の臨時費用保険金
② 普通保険約款第3章費用補償条項第17条（残存物取片づけ費用保険金）の残存物取片づけ費用保険金
③ 普通保険約款第3章費用補償条項第20条（修理付帶費用保険金）の修理付帶費用保険金
④ 普通保険約款第3章費用補償条項第23条（特別費用保険金）の特別費用保険金

第6条（他の特約との関係）

この保険契約に明記物件補償特約があわせて付帯されている場合には、同特約第1条（この特約の適用条件）に規定する保険の対象について、第1条（保険金を支払う場合）の規定による損害付帶諸費用保険金を支払います。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 損害付帯諸費用保険金の支払額

お支払いする損害付帯諸費用保険金	他の保険契約等がある場合の支払限度額
損害保険金の30%に相当する額を損害付帯諸費用保険金として、支払います。 ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに次の①または②に規定する額を限度とします。	—
① 保険の対象または保険の対象を収容する建物が住居のみに使用される建物である場合 []万円	1回の事故につき、1敷地内ごとに[]万円（注1）を限度とします。
② 保険の対象または保険の対象を収容する建物が上記①以外の建物である場合[]万円	1回の事故につき、1敷地内ごとに[]万円（注2）を限度とします。

※特約コードJP付帯の場合、①の[]万円は300万円、②の[]万円は500万円とします。特約コードLY付帯の場合、①②の[]万円はともに100万円とします。

(注1) []万円

他の保険契約等において、限度額が[]万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額

(注2) []万円

他の保険契約等において、限度額が[]万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額

※特約コードJP付帯の場合、①の[]万円は300万円、②の[]万円は500万円とします。特約コードLY付帯の場合、①②の[]万円はともに100万円とします。

P E 損害付帯諸費用の支払割合変更特約

第1条（読み替規定）

当会社は、この特約により、損害付帯諸費用特約（注）の別表中の規定の一部を次のとおり読み替えて適用します。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
損害保険金の30%に相当する額を損害付帯諸費用保険金として、支払います。	損害保険金の10%に相当する額を損害付帯諸費用保険金として、支払います。

(注) 損害付帯諸費用特約

損害付帯諸費用補償特約および火災・落雷・破裂・爆発のみ損害付帯諸費用補償特約をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、すまいの総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

JZ 失火見舞費用保険金不担保特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章費用補償条項第18条（失火見舞費用保険金）の規定にかかわらず、失火見舞費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

JT 類焼損害補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
主契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
主契約家財	主契約の保険の対象である家財をいいます。
主契約建物	主契約の保険の対象である建物をいいます。
主契約被保険者	普通保険約款第1章建物補償条項または普通保険約款第2章家財補償条項の被保険者をいいます。
親族	6 親等内の血族、配偶者 ^(注) および3 親等内の姻族をいいます。 (注) 配偶者 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
類焼補償被保険者	類焼補償対象物の所有者をいいます。ただし、2名以上の類焼補償対象物の所有者が同居の親族の関係に該当する場合はそれらの世帯主を、また、類焼補償対象物が区分所有建物の共用部分である場合は管理組合 ^(注) または管理組合法人を、類焼補償被保険者とみなして、第4条（類焼損害保険金の支払額）から第7条（複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額）までの規定を適用します。 (注) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）に定める「建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体」であり、主として住居としての用途に供するものの管理を行うためのものをいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険期間中に生じた①の事故によって生じた②の損

害に対して、この特約に従い、類焼損害保険金を支払います。

① 事故

主契約建物もしくはこれに収容される家財または主契約家財もしくはこれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者（注1）の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分（注2）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。なお、この①の規定における主契約建物に収容される家財または主契約家財を収容する保険証券記載の建物については、普通保険約款に定める保険の対象の範囲の規定を準用します。

② 損害

類焼補償対象物の滅失、損傷または汚損（注3）。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

（注1）主契約における第三者

主契約の被保険者が保険契約者と異なる場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

（注2）主契約被保険者以外の者が占有する部分

区分所有建物の共用部分を含みます。

（注3）滅失、損傷または汚損

消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、類焼損害保険金を支払いません。

① 保険契約者または主契約被保険者（注4）もしくは主契約被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意

② 類焼補償被保険者（注5）またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、類焼損害保険金を支払わないのは、その類焼補償被保険者が被った損害に限ります。

③ 類焼補償被保険者でない者が類焼損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注6）またはその者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

(2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（注7）に対しては、類焼損害保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注8）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注9）もしくは核燃料物質（注9）によって汚染された物（注10）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注4）保険契約者または主契約被保険者

保険契約者または主契約被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注5）類焼補償被保険者

類焼補償被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注6）その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注7）損害

第2条（保険金を支払わない場合）(2)の事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（注8）暴動

群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注9）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注10）核燃料物質（注9）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（類焼補償対象物の範囲）

- (1) この特約でその損害に対して類焼損害保険金を支払う類焼補償対象物は、次の①から③までのいずれかに該当する建物およびこれらに収容される家財とします。
- ① 居住の用に供する建物（注11）であって、その全部または一部で世帯が現実に生活を営んでいるもの
- ② 常時、居住の用に供しうる状態にある別荘（注12）
- ③ 常時、居住の用に供しうる状態にある空家（注13）
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑤までに掲げる建物は類焼補償対象物に含みません。
- ① 主契約建物
- ② 主契約家財を収容する保険証券記載の建物
- ③ 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物（注14）
- ④ 建築中または取りこわし中の建物（注15）
- ⑤ 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物（注16）
- (3) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑩までに掲げる家財は、類焼補償対象物に含みません。
- ① 主契約家財
- ② 主契約建物に収容される家財
- ③ 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族が所有、使用または管理する家財
- ④ 家財を収容する建物内で現実に生活を行っている者以外の者が所有権を有する家財
- ⑤ 自動車（注17）
- ⑥ 通貨等（注18）、有価証券、預貯金証書（注19）、印紙、切手その他これらに類する物
- ⑦ 貴金属等（注20）で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑨ 動物および植物
- ⑩ 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの

(注11) 居住の用に供する建物

畠または建具類その他これらに類する物、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの、門・塀もしくは垣または付属建物を含みます。

(注12) 別荘

営業用の貸別荘を除きます。

(注13) 空家

建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。

(注14) 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物

区分所有建物である場合には、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の専有部分および共用部分の共有持分を除きます。

(注15) 建築中または取りこわし中の建物

損害が発生した時に、世帯が現実に生活を営んでいたものを除きます。

(注16) 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物

区分所有建物である場合には、これらの者以外の者の専有部分および共用部分の共有持分を除きます。

(注17) 自動車

自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（注21）を除きます。

(注18) 通貨等

通貨および小切手をいいます。

(注19) 預貯金証書

預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

(注20) 貴金属等

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（注22）、彫刻物その他の美術品をいいます。

(注21) 原動機付自転車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。

(注22) 骨董

希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。

第4条（類焼損害保険金の支払額）

- (1) 当会社が類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の再調達価額^(注23)によって定めます。
- (2) 当会社は、支払限度額^(注24)を限度として(1)の規定による損害の額を類焼損害保険金として支払います。
- (3) 保険期間が1年を超える保険契約においては、当会社は、契約年度^(注25)ごとに(2)の規定を適用します。

(注23) 再調達価額

損害が生じた地および時における類焼補償対象物とその同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

(注24) 支払限度額

1億円とします。ただし、当会社が類焼損害保険金を支払った場合は、1億円からその類焼損害保険金の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する支払限度額とします。

(注25) 契約年度

保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－その1）

類焼補償対象物の全部または一部を保険の対象として締結された、類焼補償被保険者もしくは類焼補償対象物の所有者の全部または一部を被保険者とし、類焼補償対象物の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等^(注26)がある場合は、当会社は、支払限度額を限度に、次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として支払います。

前条(1)の規定 本条に規定する他の
によって算出 - 保険契約等の支払責 = 類焼損害保険金の額
した損害の額 任額の合計額

(注26) 他の保険契約等

共済契約を含みます。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－その2）

他保険優先支払規定を有する他の保険契約等^(注27)がある場合、または損害に対して類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約等^(注28)がある場合において、これらの他の保険契約等の支払責任額の合計額と第4条（類焼損害保険金の支払額）および前条の規定によって算出したこの特約の支払責任額の合計額が、第4条および前条の規定によって算出した支払責任額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を類焼損害保険金として支払います。

① 他の保険契約等^(注29)から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等^(注29)から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額^(注30)から他の保険契約等^(注29)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

(注27) 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等

損害の額から他の保険契約等の支払責任額の合計額を控除した残額を保

険金として支払う旨を定めた他の保険契約または共済契約をいいます。

(注28) 他の保険契約等

共済契約を含みます。

(注29) 他の保険契約等

他保険優先支払規定を有する他の保険契約等（注26）および損害に対して類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約等（注28）をいいます。

(注30) 支払限度額

第4条（類焼損害保険金の支払額）の支払限度額をいい、他の保険契約等（注29）に第4条の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額とします。

第7条（複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額）

(1) 1回の事故において複数の類焼補償被保険者がある場合は、当会社は、それぞれの類焼補償被保険者に対して、第4条（類焼損害保険金の支払額）の支払限度額を類焼補償被保険者数で除した額を限度に、次の①から③までの規定によって算出した支払責任額を類焼損害保険金として支払います。

① 第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－その1）に規定する他の保険契約等がある場合

第5条の規定によって算出した額

② 前条に規定する他の保険契約等がある場合

次の算式によって算出した額

他保険優先支払規定を有する他の保険契約等（注31）がないものとして第5条の規定によって算出した支払責任額

他保険優先支払規定を有する他の保険契約等（注31）がないものとして第5条の規定によって算出した支払責任額

他保険優先支払規定を有する保険契約等（注32）につき、それぞれ他保険優先支払規定を有する他の保険契約等（注31）がないものとして算出した支払責任額の合計額

= その類焼補償被保険者に対する支払責任額

③ ①および②のいずれにも該当しない場合

第4条の規定によって算出した額

(2) (1)の規定によって算出したそれぞれの類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の合計額が第4条（類焼損害保険金の支払額）の支払限度額に満たない場合において、追加支払対象被保険者（注33）があるときは、その追加支払対象被保険者（注33）に対して、次の算式によって算出した類焼損害保険金を追加して支払います。ただし、いかなる場合でも当会社の支払うべき類焼損害保険金の額は、第4条から前条までの規定による支払責任額を限度とします。

$$\left(\text{それぞれの類焼補償被保険者に対する} \right. \\ \left. \text{支払限度額} - (1) \text{の規定によって算出した類焼損害} \right. \\ \left. \text{保険金の合計額} \right)$$

× $\left(\text{それぞれの追加支払対象被保険者（注33）に対する第4条から前} \right. \\ \left. \text{条までの規定によって算出した} \right. \\ \left. \text{支払責任額} \right)$

- $\left(\text{それぞれの追加支払対象被保険者（注33）に対する} \right. \\ \left. (1) \text{の規定によって} \right. \\ \left. \text{算出した類焼損害保険} \right. \\ \left. \text{金の額} \right)$

× $\left(\text{それぞれの追加支払対象被保険者（注33）に対する第4条から前} \right. \\ \left. \text{条までの規定によって算出した} \right. \\ \left. \text{支払責任額の合計額} \right)$

- $\left(\text{それぞれの追加支払対象被保険者（注33）に対する} \right. \\ \left. (1) \text{の規定によって} \right. \\ \left. \text{算出した類焼損害保険} \right. \\ \left. \text{金の額の合計額} \right)$

= その追加支払対象被保険者（注33）に対して追加して支払う類焼損害保険

(3) (1)および(2)の規定に従って算出した類焼損害保険金の額について当会社と類焼補償被保険者との間で争いが生じた場合は、当会社は、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、当会社の費用

により、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の手続を行うことができます。

(注31) 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等

損害の額から他の保険契約等の支払責任額の合計額を控除した残額を保険金として支払う旨を定めた他の保険契約または共済契約をいいます。

(注32) 保険契約等

共済契約を含みます。

(注33) 追加支払対象被保険者

第7条（複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額）(1)の規定によって算出した類焼損害保険金の額が第4条（類焼損害保険金の支払額）から第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－その2）までの規定によって算出した支払責任額に満たない類焼補償被保険者をいいます。

第8条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、これを当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、類焼補償被保険者に対し、この保険契約の内容を遅滞なく通知するものとします。
- (3) 類焼補償被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、これを当会社に通知するものとします。
- (4) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて類焼損害保険金を支払います。

第9条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出し、かつ、第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときならびに普通保険約款第4章基本条項第27条（保険責任の始期および終期）(3)または同第43条（保険料の返還または請求）(4)の規定が適用されないときは、当会社は、次の①および②に掲げる費用に限り、これを負担します。
 - ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（注34）
- (3) 類焼補償被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- (4) 第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－その1）および第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－その2）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第5条の規定中「前条(1)の規定によって算出した損害の額」とあるのは「第9条（損害防止義務および損害防止費用）(2)によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (2)の場合において、当会社は、(2)に規定する負担金と類焼損害保険金との合計額が支払限度額を超えるときでも、これを負担します。

(注34) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用

人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

第10条（残存物の帰属）

当会社が類焼損害保険金を支払った場合でも、類焼補償対象物

の残存物について類焼補償被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第11条（代位）

(1) 損害が生じたことにより類焼補償被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 類焼補償被保険者が取得した債権の全額
② 当会社が損害の額の一部を保険金として支払った場合	次の算式により算出された額 $\boxed{\text{類焼補償被保険者が取得した債権の額}} - \boxed{\text{損害の額のうち保険金が支払われていない額}}$

(2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および類焼補償被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条（代位求償権不行使）

前条の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行わないものとします。

第13条（借用戸室等における場合のこの特約の読み替規定）

主契約建物が借用に供される戸室を有している場合または主契約建物が借用に供される一戸建である場合には、次に掲げるこの特約の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

規定箇所	読み替え前の規定	読み替え後の規定
第1条（保険金を支払う場合）(注1) 主契約における第三者	主契約の被保険者が保険契約者と異なる場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。	主契約が他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族ならびに主契約被保険者の許諾を得て主契約建物の借用に供される戸室または借用に供される一戸建である主契約建物に居住する者を除きます。ただし、保険契約者、主契約被保険者および主契約被保険者と生計を共にする同居の親族は第三者に含まれません。

規定箇所	読み替え前の規定	読み替え後の規定
第3条（類焼補償対象物の範囲）(3)(2)	<u>主契約建物に収容される家財</u>	<u>主契約建物に収容される家財。ただし、主契約建物が借用に供される戸室を有している場合には、借用戸室またはこれに収容される家財から事故が発生した時におけるその借用戸室に収容される家財に限ります。</u>

第14条（普通保険約款の読み替え規定）

この特約においては、次に掲げる普通保険約款の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

規定箇所	読み替え前の規定	読み替え後の規定
用語の定義	<p><u>請求完了日</u>　被保険者が第47条（保険金の請求）(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。</p>	<p><u>請求完了日</u>　類焼補償被保険者が第47条（保険金の請求）(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいい、類焼補償被保険者が複数ある場合には、これらが手続を完了した日のうち最も遅い日とします。</p>
第47条（保険金の請求）および第48条（保険金の支払時期）	被保険者	<u>類焼補償被保険者</u>
第48条（注88）他の保険契約等	<p>この保険契約における保険の対象と同一敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された次の①から③までのいずれかに規定する損害または費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、第20条（修理付帯費用保険金）の費用については利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する保険契約および共済契約を除きます。</p> <p>① 第1章建物補償条項 第2条（保険金を支払う場合）</p> <p>② 第2章家財補償条項 第10条（保険金を支払う場合）</p> <p>③ 第3章費用補償条項 第16条（臨時費用保険金）から第23条（特別費用保険金）まで</p>	類焼損害保険金の支払を目的とした類焼補償対象物にかかる損害および類焼補償対象物にかかる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約もしくは共済契約または類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約もしくは共済契約をいいます。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

K 4 家賃損失補償特約（拡張補償用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、 <u>保険の対象</u> の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
復旧期間	<p>保険金支払の対象となる期間であって、次のアからエまでに掲げる期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合には、推定復旧期間（注）を超えないものとし、また、損害を受けた<u>保険の対象</u>の復旧または再取得をしない場合で、第3条（賃貸の不継続）ただし書に該当するときは、推定復旧期間（注）をもって復旧期間とみなします。</p> <p>ア. 第1条（保険金を支払う場合）①の事由については、<u>保険の対象</u>を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間</p> <p>イ. 第1条②の事由については、電気、ガスまたは水道の供給が中断または阻害されている期間</p> <p>ウ. 第1条③の事由については、<u>保険の対象</u>またはその所在する<u>敷地内</u>に対する警察その他の行政機関による立入禁止、避難命令その他の処置が行われている期間</p> <p>エ. 第1条④の事由については、<u>保険の対象</u>またはその所在する<u>敷地内</u>への立入が制限または禁止されている期間</p> <p>（注）推定復旧期間 　<u>保険の対象</u>を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。</p>
保険価額	第1条（保険金を支払う場合）に掲げられた事由が生じた時における <u>保険の対象</u> の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
保険の対象	普通保険約款第1章建物補償条項第4条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象をいいます。
約定復旧期間	復旧期間を基準に当会社と保険契約者との間で約定した保険証券記載の期間をいいます。

用語	定義
家賃	<p>建物の賃貸料（注）をいい、次のアからウまでに掲げるものは含みません。また、賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる場合に限り、その賃貸料（注）を家賃に算入します。</p> <p>ア. 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 イ. 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ウ. 賄料</p> <p>（注）賃貸料 区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額をいいます。</p>

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険期間中に発生した次の①から④までのいずれかに該当する事由により生じた家賃の損失に対して、この特約および普通保険約款に従い、保険金を支払います。

- ① 偶然な事故により、保険の対象について損害が生じたこと。
 ただし、保険の対象について生じた損害に対して、普通保険約款の規定により損害保険金が支払われるべき場合に限ります。
- ② 偶然な事故に起因して保険の対象と配管または配線により接続している次のアからウまでに掲げる事業者の占有する電気、ガスまたは水道の供給設備およびこれらに接続している配管または配線でその事業者が日本国内において占有するものの機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガスまたは水道の供給が中断または阻害されたこと。ただし、その中断または阻害が12時間以上継続した場合に限ります。
 - ア. 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者
 - イ. ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者
 - ウ. 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者
- ③ 災害、犯罪、事件等の異常事態が発生したことにより、保険の対象またはその所在する敷地内に対する警察その他の行政機関による立入禁止、避難命令その他の処置が行われたこと。
- ④ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の定めにより、保険の対象またはその所在する敷地内への立入が制限または禁止されたこと。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた家賃の損失に対しては保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者（注2）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた家賃の損失に対しては保

險金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注6）または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- ③ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥を除きます。
- ④ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族（注7）の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ⑤ 保険の対象の加工、修理等の作業（注8）における作業上の過失または技術の拙劣
- ⑥ 詐欺または横領
- ⑦ 偶然な外来の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑧ 土地の沈下、移動または隆起

（注1）保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注6）自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

（注7）親族

6 親等内の血族、配偶者（注9）および3 親等内の姻族をいいます。

（注8）加工、修理等の作業

建築、増改築作業等を含みます。

（注9）配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

第3条（賃貸の不継続）

被保険者が損害を受けた保険の対象の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧しもしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損失の原因となった第1条（保険金を支払う場合）①から④までの事由が発生した時に効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合を除きます。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度とし、家賃について復旧期間（注10）内に生じた損失の額を保険金として、支払います。
- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\frac{\text{家賃について復旧期間} \text{ (注10)} \text{ 内に}}{\text{生じた損失の額}} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

(注10) 復旧期間

約定復旧期間を限度とします。

第5条（保険金支払の時期）

- (1) 当会社は、復旧期間が終了した後に保険金を支払います。
- (2) 復旧期間が1か月を超えた場合において、被保険者の要求があるときは、当会社は、(1)の規定にかかわらず、毎月末に保険金の内払をすることがあります。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（注11）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、家賃について復旧期間（注12）内に生じた損失の額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として、支払います。

- ① 他の保険契約等（注11）から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等（注11）から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等（注11）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注11) 他の保険契約等

第1条（保険金を支払う場合）の損失に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注12) 復旧期間

約定復旧期間を限度とします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

K 9 建物賠償責任補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
仕事	施設である建物を賃貸する業務およびこれに付随する業務をいいます。
事故	次のアまたはイのいずれかに該当する事故をいいます。 ア. 施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の <u>仕事</u> の遂行に起因する偶然な事故

用語	定義
施設	<p>保険証券記載の建物またはその建物に収容される動産をいい、施設と同一敷地内（注）の被保険者が所有する他の動産を含みます。</p> <p>（注）敷地内 囲いの有無を問わず、施設の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。</p>
支払限度額	保険証券記載のこの特約の支払限度額をいいます。
身体の障害	<p>傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（注）および死亡を含みます。</p> <p>（注）後遺障害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。</p>
損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	保険証券のこの特約の被保険者欄に記載された者をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、保険期間中に発生した事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 環境汚染（注5）に起因する事故
- (2) 当会社は、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と同居する親族（注6）に対する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人（注7）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人（注7）が被保険者の家事使用人である場合を除きます。
- ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ④ 施設の損壊について、その施設につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- (3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 環境汚染

流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

(注6) 親族

6 親等内の血族、配偶者（注8）および3親等内の姻族をいいます。

(注7) 使用人

雇用の有無を問いません。

(注8) 配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、被保険者が次の①から⑦までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- ③ 航空機、自動車または施設外における船舶および車両（注9）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑤ 仕事の終了（注10）または放棄の後に仕事の結果（注11）に起因して負担する損害賠償責任
- ⑥ 仕事以外の業務の遂行および日常生活に起因する損害賠償責任
- ⑦ 弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任

(注9) 船舶および車両

次の①または②に掲げるものを除きます。

① 主たる原動力が人力であるもの

② 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

(注10) 仕事の終了

仕事の目的物の引渡を要する場合は引渡をいいます。

(注11) 仕事の結果

被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。

第4条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑦までのいずれかに該当するものに限ります。

名称	損害賠償金または費用の内容
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合には、その価額を控除するものとします。
②損害防止費用	第7条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④争訟費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
⑤示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
⑥協力費用	第8条（当会社による解決）(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、被保険者が直接支出した費用
⑦権利保全行使費用	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第7条（事故発生時の義務）(1)④または第12条（代位）(3)の規定により、被保険者が支出した、その権利の保全または行使に必要な手続ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手のために要した必要または有益な費用

第5条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②に掲げる金額の合計額とします。

- ① 前条①に規定する損害賠償金の額が保険証券記載のこの特約の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、支払限度額を限度とします。
- ② 前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条④および⑤の費用は、同条①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額を支払います。

$$\boxed{\text{前条④または⑤の費用}} \times \boxed{\frac{\text{支払限度額}}{\text{前条①の損害賠償金}}} = \boxed{\text{前条④または⑤の費用に対する支払額}}$$

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注12）の合計額が損害の額（注13）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この特約の支払責任額（注12）

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
　損害の額（注13）から、他の保険契約等から支払われた保険金
　または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の
　支払責任額（注12）を限度とします。

（注12）支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済
金の額をいいます。

（注13）損害の額

それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も
低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条（事故発生時の義務）

- （1）保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑧までの事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。	
③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
④ 他人に損害賠償の請求（注14）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注14）をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注14）を受け、その全部または一部を承認する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額

事故発生時の義務	控除額
⑥ 損害賠償の請求（注14）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑦ <u>他の保険契約等の有無および内容</u> （注15）について遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または <u>身体の障害</u> の調査に協力すること。	

(2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく①③または⑧の書類に事実と異なる記載をした場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく①③または⑧の書類または証拠を偽造しましたまたは変造した場合

（注14）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注15）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（当会社による解決）

(1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。

(2) (1)の場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 被保険者が正当な理由がなく(2)の規定による協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注16）について先取特権を有します。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。

(3) 保険金請求権（注16）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注16）を質権の目的

とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注16) 保険金請求権

第4条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第10条（保険金の請求）

- (1) この特約に関する当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容、損害額または身体の障害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者に対して、別表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第11条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注17）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注17）からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注18）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注19）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日

特別な照会または調査	延長後の日数
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注20）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注17) 請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注18) 下表に定める延長後の日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注19) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注20) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第12条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注21）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額			
① 当会社が損害賠償金の全額を保険金として支払った場合	次のアまたはイのいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額			
② 当会社が損害賠償金の一部を保険金として支払った場合	次のアまたはイのいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">被保険者が取得した債権の額</td> <td style="padding: 5px;">-</td> <td style="padding: 5px;">損害賠償金のうち保険金が支払われていない額</td> </tr> </table>	被保険者が取得した債権の額	-	損害賠償金のうち保険金が支払われていない額
被保険者が取得した債権の額	-	損害賠償金のうち保険金が支払われていない額		

- (2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

(注21) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

附則

- (1) 第9条（先取特権）(1)および同条(2)の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

(2) 第9条（先取特権）(3)の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に保険金請求権^(注22)の譲渡または保険金請求権^(注22)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注22) 保険金請求権

保険法（平成20年法律第56号）の施行日前に発生した事故に係るものと除きます。

別表 保険金請求書類

- | |
|--|
| ① 保険金の請求書 |
| ② 保険証券 |
| ③ 当会社の定める事故状況報告書 |
| ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書その他これに代わるべき書類 |
| ⑤ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類 |
| ⑥ 身体の障害の程度を示す診断書、死亡診断書または後遺障害診断書 |
| ⑦ 逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類または治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類 |
| ⑧ 被害が生じた物の価額を確認できる書類 |
| ⑨ 修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。 |
| ⑩ 被害が生じた物の写真または画像データ |
| ⑪ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書。ただし、保険金の請求を第三者に委任する場合に限ります。 |
| ⑫ その他当会社が第11条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの |

5.1 個人賠償責任補償特約（国内外補償）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
事故	<p>次のアまたはイのいずれかに該当する事故をいいます。</p> <p>ア. 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故</p> <p>（注）日常生活 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。</p>
支払限度額	保険証券記載のこの特約の支払限度額をいいます。
住宅	<p>保険証券記載の建物をいい、敷地内（注）の動産および不動産を含みます。</p> <p>（注）敷地内 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。</p>
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	<p>傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（注）および死亡を含みます。</p> <p>（注）後遺障害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。</p>
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
被保険者	第3条（被保険者の範囲）(1)に規定する者をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、保険期間中に発生した事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者^(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
 - ④ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 環境汚染^(注5)に起因する事故
- (2) 当会社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産^(注6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合を除きます。
 - ⑤ 被保険者と第三者の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が占有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶および車両^(注7)または空気銃以外の銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 環境汚染

流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

(注6) 不動産

住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。

(注7) 船舶および車両

次の①から③までに掲げるものを除きます。

- ① 主たる原動力が人力であるもの
- ② ゴルフ場敷地内（注8）におけるゴルフ・カート
- ③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

(注8) ゴルフ場敷地内

開いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。

第3条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まれないものとします。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚（注9）の子
- ⑤ ②から④までのいずれにも該当しない本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年の場合であって、本人に関する事故が生じたときに限ります。

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となつた事故の発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人が死亡した場合でも、保険契約者が(1)の本人を変更する手続を行なうまでの間は、(1)および(2)の規定の適用は、変更前の本人との続柄によるものとします。

(注9) 未婚

これまで婚姻歴がないことをいいます。

第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによってこの特約の支払限度額が増額されるものではありません。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑦までに掲げるものに限ります。

名称	損害賠償金または費用の内容
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合には、その価額を控除するものとします。
②損害防止費用	第8条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

名称	損害賠償金または費用の内容
④争訟費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
⑤示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
⑥協力費用	第9条(当会社による解決)(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、 <u>被保険者が直接支出した費用</u>
⑦権利保全行使費用	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第8条(事故発生時の義務)(1)④または第13条(代位)(3)の規定により、被保険者が支出した、その権利の保全または行使に必要な手続ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手のために要した必要または有益な費用

第6条(保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②に掲げる金額の合計額とします。

- ① 前条①に規定する損害賠償金の額が保険証券記載のこの特約の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、支払限度額を限度とします。
- ② 前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条④および⑤の費用は、同条①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額を支払います。

$$\boxed{\text{前条④または} \\ \boxed{\text{⑤の費用}}} \times \boxed{\frac{\text{支払限度額}}{\text{前条①の損害賠償金}}} = \boxed{\text{前条④または⑤の費} \\ \boxed{\text{用に対する支払額}}}$$

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注10)の合計額が損害の額(注11)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この特約の支払責任額(注10)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額(注11)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額(注10)を限度とします。

(注10) 支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注11) 損害の額

それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条(事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑧までの事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。	
③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
④ 他人に損害賠償の請求（注12）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注12）をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注12）を受け、その全部または一部を承認する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑥ 損害賠償の請求（注12）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注13）について遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または身体の障害の調査に協力すること。	

(2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく①③または⑧の書類に事実と異なる記載をした場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく①③または⑧の書類または証拠を偽造しましたは変造した場合

(注12) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注13) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（当会社による解決）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。
- (2) (1)の場合において、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 被保険者が正当な理由がなく(2)の規定による協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注14）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
- (3) 保険金請求権（注14）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注14）を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注14）保険金請求権

第5条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第11条（保険金の請求）

- (1) この特約に関する当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額または身体の障害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者に対して、別表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第12条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注15）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、

保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注15)からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数^(注16)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会 ^(注17)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注18)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注15) 請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注16) 下表に定める延長後の日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注17) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注18) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第13条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注19)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害賠償金の全額を保険金として支払った場合	次のアまたはイのいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額

区分	移転する債権の限度額	
② 当会社が損害賠償金の一部を保険金として支払った場合	次のアまたはイのいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 $\boxed{\text{被保険者が取得した債権の額}} - \boxed{\text{損害賠償金のうち保険金が支払われていない額}}$	

- (2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

(注19) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

附則

- (1) 第10条（先取特権）(1)および同条(2)の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
- (2) 第10条（先取特権）(3)の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に保険金請求権^(注20)の譲渡または保険金請求権^(注20)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注20) 保険金請求権

保険法（平成20年法律第56号）の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

別表 保険金請求書類

① 保険金の請求書
② 保険証券
③ 当会社の定める事故状況報告書
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書その他これに代わるべき書類
⑤ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑥ 身体の障害の程度を示す診断書、死亡診断書または後遺障害診断書
⑦ 逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類または治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑧ 被害が生じた物の価額を確認できる書類
⑨ 修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
⑩ 被害が生じた物の写真または画像データ
⑪ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書。ただし、保険金の請求を第三者に委任する場合に限ります。
⑫ その他当会社が第12条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

賠償事故の解決に関する特約

〔個人賠償責任補償特約が付帯される場合に適用されます。〕

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払金額	この保険契約において当会社が支払うべき保険金の額をいいます。
損害賠償額	次の算式によって算出した額をいいます。 $\left(\begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償} \\ \text{請求権者に対して負} \\ \text{担する法律上の損害} \\ \text{賠償責任の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠} \\ \text{償請求権者に対し} \\ \text{て既に支払った損} \\ \text{害賠償金の額} \end{array} \right)$
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
賠償事故	第2条（当会社による援助）に掲げる事由をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約の規定は、普通保険約款に次条に掲げる特約が付帯されている場合にのみ適用されるものとします。

第2条（当会社による援助）

当会社は、この特約により、被保険者が次のいずれかに該当する賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

- ① 個人賠償責任補償特約（国内外補償）第1条（保険金を支払う場合）の事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊
- ② 個人賠償責任補償特約包括契約に関する特約（国内外補償）第1条（保険金を支払う場合）の事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊
- ③ マンション用賠償責任補償特約第1条（保険金を支払う場合）(2)の事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊

第3条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注1）を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が支払金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

（注1）折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続
弁護士の選任を含みます。

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が第2条（当会社による援助）に掲げる特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のアまたはイのいずれかに該当する事由があった場合
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (4) (2)または(6)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (5) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注3）が支払限度額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2)④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (6) (5)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が第2条（当会社による援助）に掲げる特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。

（注2）支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（注3）被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第5条（損害賠償請求権の行使期限）

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これを行ふことはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効

によって消滅した場合

第6条（読み替え規定）

この特約については、第2条（当会社による援助）に掲げる特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読み替前	読み替後
各特約中、(保険金の請求)に関する規定	被保険者が保険金の支払を請求する場合は、	損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、
各特約中、(保険金の支払時期)に関する条文(1)に規定する請求完了日の注釈	被保険者が前条(2)の規定による手続きを完了した日をいいます。	損害賠償請求権者が前条(2)の規定による手続きを完了した日をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および第2条（当会社による援助）に掲げる特約の規定を適用します。

J 6 保険金額調整等に関する特約（すまいの総合保険用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金額の調整）

当会社は、建築費または物価の変動等により、普通保険約款第1章建物補償条項により定めた建物の保険金額を調整する必要が生じた場合は、保険証券記載の保険契約者に対する書面による通知をもって、将来に向かって、保険金額を妥当な金額に調整し、増額または減額した保険金額に相当する保険料を返還または請求することができます。

第2条（保険金額の調整に伴う保険料の払込みを怠った場合の取扱い）

前条の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払うべき事故による損害については、普通保険約款の規定にかかわらず、次の算式により算出した額を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、前条の規定にかかわらず、調整されなかったものとします。

$$\begin{aligned} &\text{普通保険約款第1章建} \\ &\text{物補償条項第5条（保} \\ &\text{険金の支払額）の規定} \\ &\text{による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価} \times \frac{\text{保険証券記載の}}{\text{額（注）}} \times \text{約定付保割合} \times 80\%} \\ &= \text{損害保険金の額} \end{aligned}$$

(注) 再調達価額

損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された長期保険保険料一括払特約または長期保険保険料分割払特約その他の特約の規定を準用します。

J 5 保険金の支払方法の変更に関する特約（再調達価額・比例払）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険の対象の評価に関する特則）

当会社は、この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第1章建物補償条項第8条（保険の対象の評価）の規定を適用しません。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額によって定めます。
- (2) 普通保険約款第1章建物補償条項第4条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象について生じた事故のうち、次の①から⑧までに掲げる事故以外の偶然な事故については、(1)に規定する損害の額から1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害の額とします。
 - ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発（注1）
 - ④ 風災（注2）、雹災または雪災（注3）
 - ⑤ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④もしくは⑧による損害を除きます。
 - ⑥ 次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（注4）による水濡れ。ただし、④または⑧による損害を除きます。
 - (ア) 給排水設備（注5）に生じた事故
 - (イ) 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
 - ⑦ 騒擾およびこれに類似の集団行動（注6）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
 - ⑧ 水災（注7）
- (3) 保険金額が再調達価額の80%に相当する額以上の場合は、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、当会社は、保険金額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- (4) 保険金額が再調達価額の80%に相当する額より低いときは、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

(1)および(2)
の規定によ
る損害の額 × 保険金額
再調達価額の80%に相当する額

= 損害保険金の額

- (注1) 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (注2) 風災
台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- (注3) 雪災
豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。
- (注4) 溢水
水が溢れることをいいます。
- (注5) 給排水設備
給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (注6) 騒擾およびこれに類似の集団行動
群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動（注8）に至らないものをいいます。
- (注7) 水災
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。
- (注8) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第3条（特別費用保険金の不担保）

当会社は、普通保険約款第3章費用補償条項第23条（特別費用保険金）の規定にかかわらず、同条に規定する特別費用保険金を支払いません。

特
約

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

H 9 他の長期保険契約がある場合の価額協定特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
他の長期保険契約	価額協定保険特約およびこれに類似の特約を付帯しない <u>他の保険契約等</u> のうち、保険期間が1年を超えるものをいいます。

保険金額調整等に関する特約（すまいの総保障／保険金支払方法の変更に関する特約（再調達価額・比例払）／他の長期保険契約がある場合の価額協定特約

用語	定義
他の保険契約等	<p>この保険契約における保険の対象と同一の敷地内（注）に所在する被保険者所有の建物について締結された普通保険約款第1章建物補償条項第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。</p> <p>（注）敷地内 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。</p>
評価額	普通保険約款第1章建物補償条項第8条（保険の対象の評価）(1)の規定により評価した保険証券記載の額をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金額の設定方法）

この保険契約の保険の対象である建物について、他の長期保険契約がある場合には、普通保険約款第1章建物補償条項第8条（保険の対象の評価）(2)に規定する特別の約定として、評価額から他の長期保険契約の保険金額を差し引いた額により保険金額を定めることができます。

第2条（保険金額の変更）

前条の規定により保険金額を定めた場合には、保険契約締結の後、保険金額を変更するときにも、同条と同様の方法によるものとします。

第3条（損害保険金の支払額）

(1) 前2条の規定により保険金額を定めた場合は、当会社は、次の算式によって算出した額をこの保険契約の損害保険金として支払います。

$$\frac{\text{保険の対象の再調達価額に} \times \frac{\text{この保険契約の保険金額}}{\text{評価額}} - \text{保険証券記載の免責金額} \text{ (注1)}}{\text{よって定めた損害の額}}$$

=この保険契約で支払う損害保険金の額

(2) (1)の規定にかかわらず、他の長期保険契約がある場合において、(1)の規定により算出したこの保険契約の支払責任額と、他の保険契約等がないものとして算出した他の長期保険契約の支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次の①および②の規定により算出した額を損害保険金として支払います。

① 他の長期保険契約から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の長期保険契約から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の長期保険契約から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(3) 保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がない他の長期保険契約がある

ときには、当会社は、(2)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

他の長期保険契約によって
損害の額 - 支払われるべき保険金または = (1)の損害保険金の額
は共済金の額

(注1) 保険証券記載の免責金額

普通保険約款または他の特約の規定により免責金額が適用となる事故に限ります。

第4条 (特別費用保険金を支払わない場合)

第1条 (保険金額の設定方法) または第2条 (保険金額の変更) の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生のとき、保険金額が評価額^(注2)から他の長期保険契約の保険金額を差し引いた額に満たないときまたは他の長期保険契約により保険金が支払われないときには、その損害については、普通保険約款第3章費用補償条項第23条 (特別費用保険金) の規定は適用しません。

(注2) 評価額

この場合の評価額は、普通保険約款第4章基本条項第31条 (通知義務) の規定によって再評価が行われた場合には、その再評価額をいいます。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

L F 質権設定禁止に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
承認抵当権者	保険契約申込書またはその添付書類に記載されかつ当会社が承認した抵当権者をいいます。
抵当権	保険の対象に設定された抵当権をいい、根抵当権を含みます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険契約	この特約が付帯された保険契約をいい、その継続契約を含みます。
保険の対象	保険契約の保険の対象をいいます。
約款等	普通保険約款およびこれに付帯された特約をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約の有効期間の開始時において、保険の対象に抵当権が設定されている場合^(注)に、当会社、保険契約者、被保険者、および承認抵当権者との間で適用されます。

(注) 抵当権が設定されている場合

将来における抵当権の設定について当事者間の書面による合意のある場合を含みます。

第2条 (譲渡および質権設定等の禁止)

保険契約者または被保険者は、この特約が付帯された保険契約に関する保険金請求権、解除返還保険料請求権および失効返還保険料請求権について、譲渡、質権設定その他第三者の権利を設定

することはできません。ただし、すべての承認抵当権者および当会社の承認を得た場合を除きます。

第3条（保険契約者による保険契約解除権の制限）

保険契約者が、約款等の保険契約の解除に関する規定に基づき、この特約が付帯された保険契約を解除しようとする場合、この解除権は、すべての承認抵当権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第4条（承認抵当権者の追加または削除）

- (1) 保険契約者は、この特約の有効期間の途中において、当会社に対する書面による通知をもって承認抵当権者を追加または削除することができます。
- (2) (1)の規定により保険契約者が承認抵当権者を追加する場合は、その承認抵当権者について、第1条（この特約の適用条件）の規定中「この特約の有効期間の開始時」とあるのを「その承認抵当権者が追加された時」と読み替えてこれを適用するものとします。
- (3) (1)の規定により保険契約者が承認抵当権者を削除することができるのは、次の①または②のいずれかに該当する場合に限るものとします。
 - ① 承認抵当権者の削除について、その承認抵当権者の書面による同意を得た場合
 - ② 削除するすべての承認抵当権者について、第1条（この特約の適用条件）に定める抵当権の消滅を保険契約者または被保険者が証明した場合

第5条（承認抵当権者に対する保険証券の提示または返還の特則）

承認抵当権者から当会社に対し抵当権の物上代位権の行使に基づく保険金支払請求がなされた場合には、当会社は、約款等の規定にかかわらず、承認抵当権者に対して保険証券の提示または返還がなくても、保険金を支払うことができるものとします。

第6条（承認抵当権者への通知）

- (1) 当会社は、この特約が付帯されている保険契約につき、保険契約者から保険料の支払がなく約款等の規定により解除する場合には、その解除を予定した時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、保険契約を解除する旨を通知することができます。
- (2) 当会社は、この特約が付帯されている保険契約が満了し、かつ継続契約が締結されない場合には、契約満了時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、継続契約が締結されていない旨を通知することができます。
- (3) 当会社は、この特約が付帯されている保険契約につき保険金を支払うべき事故が発生した場合には、その事故発生時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、事故の発生を通知することができます。
- (4) 当会社が承認抵当権者に対する(1)から(3)までの規定による通知を実施する場合において、通知が遅れた場合であっても、故意または重大な過失がないかぎり、当会社は承認抵当権者に対して何らの責任を負担しないものとします。

第7条（情報開示の同意）

保険契約者および被保険者は、前条に基づく通知により、前条の情報が承認抵当権者に対して開示されることをあらかじめ同意するものとします。

第8条（保険契約者によるこの特約の解除）

保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合にかぎり、当会社に対する書面による通知をもってこの特約を解除することができます。

- ① この特約の解除について、すべての承認抵当権者の書面による同意を得た場合

- ② すべての承認抵当権者について、第1条（この特約の適用条件）に定める抵当権の消滅を保険契約者または被保険者が証明した場合

第9条（承認抵当権者によるこの特約に基づく権利の放棄および譲渡）

- (1) 承認抵当権者は、当会社に対する書面による通知をもってこの特約に基づく権利を放棄することができます。
- (2) 第1条（この特約の適用条件）に定める抵当権を承認抵当権者以外の第三者に移転し、これを承認抵当権者が証明した場合に、当会社が承認するときは、承認抵当権者は抵当権を移転した第三者にこの特約に基づく権利を譲渡することができます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、約款等の規定を準用します。

M2 共同保険に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
幹事保険会社	保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社をいいます。
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受け割合に応じて、連帶することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社が行う事項）

- 幹事保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。
- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
 - ② 保険料の収納および受領または返戻
 - ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
 - ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の承認または通知の受領
 - ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
 - ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
 - ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
 - ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
 - ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
 - ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行つ

た通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

5 6 保険料分割払特約（一般）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	分割保険料を払い込むべき <u>払込期日</u> の翌月の <u>払込期日</u> をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注1）の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

（注1）追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当事の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (2) 当会社が第2回目以降の分割保険料を口座振替請求した場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えて(1)および第7条（解除－第2回目以降の分割保険料不払の場合）①の規定を適用します。ただし、保険契約者の故意によりその分割保険料がこれを払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合は、この規定を適用しません。
① その分割保険料が、これを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、次回払込期日においても指定口座の預貯金残高

が不足していたことにより口座振替できなかったこと。

- ② ①の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき分割保険料が、その払込期日および次回払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
- (3) 保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第2回目以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者がその事故について保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた分割保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条（保険契約終了の場合の分割保険料の払込み）

総保険料の払込みが完了する前に、保険金の支払によって、普通保険約款の規定によりこの保険契約が終了する場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は未払込分割保険料（注2）の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

（注2）未払込分割保険料

総保険料から既に払込まれた保険料の総額を差引いた額をいいます。

第7条（解除—第2回目以降の分割保険料不払の場合）

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。なお、この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当会社がこの保険契約を解除することができる場合	解除の効力の発生の日
① <u>払込期日</u> の属する月の翌月末日までに、その <u>払込期日</u> に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	その分割保険料を払い込むべき <u>払込期日</u>
② <u>払込期日</u> までに、その <u>払込期日</u> に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回 <u>払込期日</u> までに、次回 <u>払込期日</u> に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	次回 <u>払込期日</u>

第8条（保険料の返還または請求に関する特則）

普通保険約款の規定により、普通保険約款に定める短期料率によって計算した保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

6.9 長期保険保険料分割払特約（すまいの総合保険用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての <u>危険</u> が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその <u>危険</u> を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
契約年度	保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、 <u>保険期間</u> の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。
告知事項	<p><u>危険</u>に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（注1）の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、この保険契約における保険の対象と同一の敷地内（注2）に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された次のアからウまでのいずれかに規定する損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約に関する事項を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. <u>普通保険約款第1章建物補償条項第2条</u>（保険金を支払う場合） イ. <u>普通保険約款第2章家財補償条項第10条</u>（保険金を支払う場合） ウ. <u>普通保険約款第3章費用補償条項第16条</u>（臨時費用保険金）から第23条（特別費用保険金）まで <p>（注1）保険契約申込書 付属する明細書等の書類がある場合にはこれらの書類を含みます。</p> <p>（注2）敷地内 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。</p>
次回払込期日	<p>次のアまたはイに掲げる日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. <u>年額保険料</u>を12回に分割して払い込む場合 <u>分割保険料</u>を払い込むべき<u>払込期日</u>の翌月の<u>払込期日</u> イ. <u>年額保険料</u>を一時に払い込む場合 <u>分割保険料</u>を払い込むべき<u>払込期日</u>の翌月の所定の振替日
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
年額保険料	契約年度ごとに払い込むべき <u>分割保険料</u> の総額をいいます。

用語	定義
評価事項	保険の対象の評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
分割保険料	この保険契約の <u>保険期間</u> を通じた総保険料を、保険証券記載の回数および金額に分割したものをおいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
未経過料率	当会社の定める長期保険未経過料率をいいます。

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険期間を通じた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社が第2回目以降の分割保険料を口座振替請求した場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えて(1)および第6条（解除一分割保険料不払の場合）①の規定を適用します。ただし、保険契約者の故意によりその分割保険料がこれを払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合は、この規定を適用しません。
 - ① その分割保険料が、これを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、次回払込期日においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
 - ② ①の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき分割保険料^(注1)が、その払込期日および次回払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
- (3) 保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第2回目以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた分割保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。

(注1) ①の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき分割保険料

第4条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

(2)①の分割保険料と同一契約年度の分割保険料に限ります。

第5条（保険契約終了の場合の分割保険料の払込み）

保険金の支払によって、普通保険約款第4章基本条項第51条（保険金支払後の保険契約）の規定により、この保険契約が終了する場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は、保険金支払の原因となった損害が発生した契約年度の未払込分割保険料（注2）を一時に払い込まなければなりません。

（注2）未払込分割保険料

保険金支払の原因となった損害が発生した契約年度の年額保険料から既に払い込まれたその契約年度の分割保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

第6条（解除一分割保険料不払の場合）

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。なお、この解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当会社がこの保険契約を解除することができる場合	解除の効力の発生の日
① <u>払込期日</u> の属する月の翌月末日までに、その <u>払込期日</u> に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	その分割保険料を払い込むべき <u>払込期日</u>
② <u>払込期日</u> までに、その <u>払込期日</u> に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回 <u>払込期日</u> までに、次回 <u>払込期日</u> に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	次回 <u>払込期日</u>

第7条（保険料の返還または請求および分割保険料の変更）

(1) 下表のいずれかの事由に該当する場合は、当会社は、おのおのの事由に掲げる保険料または分割保険料に関する規定に従い、保険料を返還または請求し、分割保険料を変更します。

該当する規定	事由	保険料または分割保険料に関する規定
① <u>普通保険約款第4章基本条項第28条(告知義務)(3)</u>	<u>普通保険約款第1章建物補償条項第8条（保険の対象の評価）(1)</u> に規定する評価の際に告げられた評価事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるとき。	承認した日の属する <u>契約年度</u> までの各 <u>契約年度</u> について、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還または請求し、承認した日の属する <u>契約年度</u> の翌 <u>契約年度</u> 以降、分割保険料を変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。
② <u>普通保険約款第4章基本条項第30条(告知義務違反による保険契約の解除を行わない場合)(3)</u>	<u>普通保険約款第4章基本条項第28条(告知義務)(1)</u> により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるとき（注3）。	

該当する規定	事由	保険料または分割保険料に関する規定
③普通保険約款第4章基本条項第39条（保険金額の調整）(1)	保険契約者が超過部分について、保険契約を取り消した場合	保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度までの各契約年度については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還し、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、分割保険料を変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。
④普通保険約款第4章基本条項第31条（通知義務）(2)に規定する再評価の際に告げられた評価事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要がある場合。	普通保険約款第4章基本条項第31条（通知義務）(2)に規定する再評価の際に告げられた評価事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要がある場合。	承認した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、普通保険約款第4章基本条項第43条（保険料の返還または請求）の規定により返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、分割保険料を変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。
⑤普通保険約款第4章基本条項第31条（通知義務）(1)	左記に規定する事実の発生によって普通保険約款第4章基本条項第32条（通知義務に関する保険契約の解除）(1)の危険増加が生じた場合において、保険料を変更する場合があるとき（注3）。	危険増加または危険の減少が生じた時（注4）の属する契約年度の年額保険料の差額については、普通保険約款第4章基本条項第43条（保険料の返還または請求）の規定により返還または請求し、危険増加または危険の減少が生じた時（注4）の属する契約年度の翌契約年度以降、分割保険料を変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。
⑥	危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき（注3）。	危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき（注3）。
⑦普通保険約款第4章基本条項第31条（通知義務）(2)	当会社が保険金額の増減または新たな保険の対象の追加を承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	承認する事実の発生した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、普通保険約款第4章基本条項第43条（保険料の返還または請求）の規定により返還または請求し、承認する事実の発生した日の属する契約年度の翌契約年度以降、分割保険料を変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。
⑧普通保険約款第4章基本条項第31条（通知義務）(4)		
⑨普通保険約款第4章基本条項第33条（転居に伴う家財移転時の特則）	保険の対象である家財の場所の移転を承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	保険の対象である家財の場所の移転を承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。

該当する規定	事由	保険料または分割保険料に関する規定
⑩普通保険約款第4章基本条項第39条（保険金額の調整）(2)	保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する <u>契約年度の年額保険料</u> の差額については、 <u>普通保険約款第4章基本条項第43条（保険料の返還または請求）</u> の規定により返還または請求し、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する <u>契約年度の翌契約年度以降、分割保険料を変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。</u>
⑪	④から⑩までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	承認した日の属する <u>契約年度の年額保険料</u> の差額については、 <u>普通保険約款第4章基本条項第43条（保険料の返還または請求）</u> の規定により返還または請求し、承認した日の属する <u>契約年度の翌契約年度以降、分割保険料を変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。</u>

該当する規定	事由	保険料または分割保険料に関する規定
⑫普通保険約款第4章基本条項第29条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)	当会社が保険契約を解除した場合	左記の事由が発生した日の属する月の翌月以降の日を払込期日とする分割保険料が既に払い込まれている場合には、その分割保険料の総額を返還します。
⑬普通保険約款第4章基本条項第32条（通知義務に関する保険契約の解除）(1)		
⑭普通保険約款第4章基本条項第41条（重大事由による解除）		
⑮普通保険約款第4章基本条項第43条（保険料の返還または請求)(3)		
⑯普通保険約款第4章基本条項第40条（保険契約者による保険契約の解除）	保険契約者が保険契約を解除（注5）した場合	
⑰普通保険約款第4章基本条項第51条（保険金支払後の保険契約）(1)	保険契約が終了した場合	保険契約が終了または失効した日の属する月の翌月以降の日を支払期日とする分割払保険料が既に払い込まれている場合には、その分割保険料の総額を返還します。
⑱普通保険約款第4章基本条項第37条（保険契約の失効）	保険契約が失効（注6）となる場合	

- (2) (1)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、(1)の各事由ごとに定める差額保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。
- (3) (1)①または④の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害については、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、次の算式により算出した額（注7）を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、同第28条（告知義務）(3)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額} \times \frac{\text{保険証券記載の約定付保割合}}{\times 80\%}}$$

= 普通保険約款第1章建物補償条項第5条の損害保険金

- (4) (1)(2)、(5)または(9)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき（注8）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (5) (4)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または費用については適用しません。
- (7) (1)(7)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害については、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、(3)の算式により算出した額（注7）を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、普通保険約款第4章基本条項第31条（通知義務） (2)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。
- (8) (1)(8)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき（注8）は、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害または費用については、普通保険約款第4章基本条項第31条（通知義務） (4)の規定にかかわらず、保険金額の増額または新たな保険の対象の追加がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (9) (1)(11)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害または費用については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注3) 保険料を変更する必要があるとき

保険金額を増額または減額する場合を含みます。

(注4) 危険増加または危険の減少が生じた時

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

(注5) 解除

次の①または②の場合を含みます。

- ① おののおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合において、その一部を解除する場合
- ② 別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合

(注6) 失効

保険契約が効力を失うことをいいます。

(注7) 算出した額

損害の額または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

(注8) その支払を怠ったとき

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第8条（保険料の返還または請求一料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の分割保険料の変更は行いません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

70 長期保険保険料一括払特約（すまいの総合保険用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての <u>危険</u> が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその <u>危険</u> を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
契約年度	保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。
告知事項	<p><u>危険</u>に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（注1）の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、この保険契約における保険の対象と同一の敷地内（注2）に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された次のアからウまでのいずれかに規定する損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約に関する事項を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. <u>普通保険約款第1章建物補償条項第2条</u>（保険金を支払う場合） イ. <u>普通保険約款第2章家財補償条項第10条</u>（保険金を支払う場合） ウ. <u>普通保険約款第3章費用補償条項第16条</u>（臨時費用保険金）から第23条（特別費用保険金）まで <p>（注1）保険契約申込書 付属する明細書等の書類がある場合にはこれらの書類を含みます。</p> <p>（注2）敷地内 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。</p>
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
未経過料率	当会社の定める長期保険未経過料率をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第1条（保険料の返還または請求）

(1) 普通保険約款第4章基本条項の規定にかかわらず、下表のいずれかの事由に該当する場合は、当会社は、おのおのの事由に掲げる保険料に関する規定に従い、保険料を返還または請求します。

該当する規定	事由	保険料に関する規定
①普通保険約款第4章基本条項第28条(告知義務)(3)	普通保険約款第4章基本条項第31条(通知義務)(2)に規定する再評価の際に告げられた評価事項 ^(注1) についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるとき。	変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき、未経過期間 ^(注2) に対し未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。
②普通保険約款第4章基本条項第31条(通知義務)(1)	左記に規定する事実の発生によって普通保険約款第4章基本条項第32条(通知義務に関する保険契約の解除)(1)の危険増加が生じた場合において、保険料を変更する必要があるとき ^(注3) 。	
③	危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき ^(注3) 。	
④普通保険約款第4章基本条項第31条(通知義務)(2)	当会社が保険金額の増減または新たな保険の対象の追加を承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	
⑤普通保険約款第4章基本条項第31条(通知義務)(4)		
⑥普通保険約款第4章基本条項第33条(転居に伴う家財移転時の特則)	保険の対象である家財の場所の移転を承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	
⑦普通保険約款第4章基本条項第39条(保険金額の調整)(2)	保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	
⑧	①から⑦までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	

該当する規定	事由	保険料に関する規定
⑨普通保険約款第4章基本条項第29条(告知義務違反による保険契約の解除)(1)	当会社が保険契約を解除した場合	未経過期間に対し未経過料率によって計算した保険料を返還します。
⑩普通保険約款第4章基本条項第32条(通知義務に関する保険契約の解除)(1)		
⑪普通保険約款第4章基本条項第41条(重大事由による解除)		
⑫普通保険約款第4章基本条項第43条(保険料の返還または請求)(3)		
⑬普通保険約款第4章基本条項第40条(保険契約者による保険契約の解除)	保険契約者が保険契約を解除（注4）した場合	
⑭普通保険約款第4章基本条項第51条(保険金支払後の保険契約)(1)	保険契約が終了した場合	終了した日の属する契約年度を経過した日以降の期間に対し、未経過料率によって計算した保険料を返還します。
⑮普通保険約款第4章基本条項第37条(保険契約の失効)	保険契約が失効（注5）となる場合	未経過期間に対し、未経過料率によって計算した保険料を返還します。

- (2) (1)の規定により、当会社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。
- (3) (1)①の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害については、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、次の算式により算出した額（注6）を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、普通保険約款第4章基本条項第28条（告知義務）(3)の規定にかかわらず、変更しなかつたものとします。

$$\frac{\text{損害の額} \times \text{保険金額}}{\text{再調達価額} \times \frac{\text{保険証券記載の}}{\text{約定付保割合}} \times 80\%}$$

= 普通保険約款第1章建物補償条項第5条の損害保険金

- (4) (1)(2)、(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは（注7）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (5) (4)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または費用については適用しません。
- (7) (1)(4)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害については、普通保険約款第1章建物補償条項第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、(2)の算式により算出した額（注6）を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、普通保険約款第4章基本条項第31条（通知義務） (2)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。
- (8) (1)(5)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは（注7）は、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害または費用については、普通保険約款第4章基本条項第31条（通知義務） (4)の規定にかかわらず、保険金額の増額または新たな保険の対象の追加がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (9) (1)(8)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害または費用については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 評価事項

保険の対象の評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。

(注2) 未経過期間

本条(1)(2)の場合には、危険増加が生じた時（注8）から起算し、本条(1)(3)の場合には、危険の減少が生じた時（注9）から起算します。

(注3) 保険料を変更する必要があるとき

保険金額を増額または減額する場合を含みます。

(注4) 解除

次のアまたはイの場合を含みます。

ア.おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合において、その一部を解除する場合

イ.別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合

(注5) 失効

保険契約が効力を失うことをいいます。

(注6) 算出した額

損害の額または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

(注7) その支払を怠ったとき

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(注8) 危険増加が生じた時

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時をいいます。

(注9) 危険の減少が生じた時

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時をいいます。

第2条（保険料の返還または請求一料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

5 8 長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求一通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間^(注)に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還一失効等の場合）

- (1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）(3)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (2) 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）(4)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還一解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還一解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求一料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還一保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度^(注)を経過した以後

の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約			3年契約			4年契約			5年契約					
	0年 1年	1年 2年	0年 1年	2年	0年 1年	2年	3年	0年 1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	90%	44%	93%	62%	30%	95%	71%	47%	23%	96%	77%	58%	38%	18%	
2か月まで	87%	40%	91%	59%	27%	93%	69%	45%	21%	94%	75%	56%	37%	17%	
3か月まで	83%	36%	88%	57%	24%	91%	67%	43%	19%	93%	74%	55%	35%	15%	
4か月まで	79%	32%	86%	54%	22%	89%	65%	41%	17%	91%	72%	53%	33%	13%	
5か月まで	75%	28%	83%	51%	19%	87%	63%	39%	15%	90%	71%	51%	32%	12%	
6か月まで	71%	24%	80%	49%	16%	85%	61%	37%	12%	88%	69%	50%	30%	10%	
7か月まで	67%	20%	78%	46%	14%	83%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%	
8か月まで	63%	16%	75%	43%	11%	81%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	27%	7%	
9か月まで	59%	12%	72%	41%	8%	79%	55%	31%	6%	83%	64%	45%	25%	5%	
10か月まで	55%	8%	70%	38%	5%	77%	53%	29%	4%	82%	63%	43%	23%	3%	
11か月まで	51%	4%	67%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	42%	22%	2%	
12か月まで	47%	0%	65%	33%	0%	73%	49%	25%	0%	79%	59%	40%	20%	0%	

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

5.9 自動継続特約（地震保険用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続確認日	この保険契約の満了する日の属する月の前10日をいいます。
継続契約	第2条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
失効	効力を失うことをいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条（保険契約の継続）

- 継続確認日までに、当会社および保険契約者のいずれからも書面による反対の申出がなされない場合には、この保険契約は保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注1）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯された保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。
- 次の①または②のいずれかに該当する場合にはこの特約は失効するものとし、(1)の規定は適用しません。
 - 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73条）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合
 - この保険契約またはこの保険契約が付帯された保険契約が、それぞれの普通保険約款または普通保険約款に付帯された他の特約の規定により保険期間が満了する前に失効した場合

(3) 継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯された保険契約の終期を超えないものとします。

(注1) 同一の年数

この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

第3条（継続契約の保険料の払い込み）

(1) 保険契約者は、継続契約の保険料（注2）を次の①から③までのいずれかに定める払込期日までに払い込まなければなりません。

条件	払込期日
① 保険料の全額を一括して払い込む場合で、②に該当しないとき。	この保険契約の満了する日
② 保険料の全額を一括して払い込む場合で、 <u>継続契約</u> の保険期間の初日の属する月の前月末日までに、次のアからウまでに掲げる条件をいずれも満たしているとき。 ア. 当会社と保険契約者との間に、あらかじめ <u>継続契約</u> の保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。 イ. 保険契約者の指定する口座が <u>提携金融機関</u> に設定されていること。 ウ. 保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出がなされていること。	<u>提携金融機関</u> ごとに当会社の定める期日
③ この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する旨の特約（注3）が付帯されている場合	継続前契約において定められた最後の払込期日の、 <u>継続契約</u> の保険期間の初日の属する月の応当日

- (2) 保険契約者が、継続契約の保険料（注2）について、(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、当会社は、この保険契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者の故意により継続契約の保険料（注2）が(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合を除き、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月25日」に読み替えて(2)および次条の規定を適用します。この場合、(2)においては、当会社は保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約、団体扱特約（口座振替方式）、集団扱特約、集団扱に関する特約または金融機関集団扱特約を付帯した場合には、これらの集金契約の定めるところによります。

(注2) 継続契約の保険料

(1)(3)に該当する場合には第1回分割保険料とします。

(注3) 保険料を分割して払い込むことを承認する旨の特約

(4)に掲げる特約を除きます。

第4条（保険料不払の場合の失効）

継続契約の保険料（注4）が払込期日の属する月の翌月末日まで

に当会社に払い込まれない場合は、継続契約は保険期間の初日に遡ってその効力を失います。

(注4) 継続契約の保険料

第3条（継続契約の保険料の払い込み）(1)(3)に該当する場合には第1回分割保険料とします。

第5条（継続契約の継続証等）

継続契約について、当会社は、保険契約者から請求がない場合には、新たに継続証等を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第6条（継続契約に適用される料率等）

当会社が、料率等（注5）を改定した場合には、継続契約に適用される料率等（注5）は、各継続契約の保険期間の初日における料率等（注5）とします。

(注5) 料率等

地震保険普通保険約款およびこれに付帯される特約ならびに保険料率等をいいます。

第7条（継続契約の告知義務）

- (1) 第2条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約が継続される場合において、継続確認日の前後を問わず、地震保険普通保険約款に定める告知事項の内容に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、これを当会社に告げなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、(1)の告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合の取扱いは、地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)から(5)までの規定によります。

第8条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が継続証等記載の保険契約者の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

G Z 家財自動継続特約（長期保険保険料一括払特約付帯用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家財契約	家財を保険の対象とする保険契約をいいます。
継続契約	この特約の規定により、この特約が付帯された家財契約の保険期間の満了日を保険期間の開始日として継続された家財契約をいいます。
継続保険料	第2条（家財契約の継続）の規定により継続される家財契約の保険料をいいます。
建物契約	長期保険保険料一括払特約が付帯された建物を保険の対象とする保険契約をいいます。

用語	定義	
払込期日	区分	払込期日
	<p>ア. 繼続される家財契約の保険期間の初日の属する月の前月末日までに、次の(ア)から(ウ)までに定める条件をいずれも満たしている場合</p> <p>(ア)当会社と保険契約者との間に、あらかじめ継続保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。</p> <p>(イ)保険契約者の指定する口座が提携金融機関(注)に設定されていること。</p> <p>(ウ)保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出がなされていること。</p>	継続契約の保険期間の開始日が属する月の保険証券記載の払込期日
イ. ア以外の場合		継続契約の保険期間の開始日
(注) 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。		
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。	

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、建物契約と同一保険証券にて締結される家財契約に付帯され、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ家財契約の継続について合意がある場合に適用します。

第2条（家財契約の継続）

- (1) この特約が付帯された家財契約は、保険期間が満了する日の属する月の前月10日までに当会社および保険契約者のいずれからも書面による反対の申出がなされない場合には、満了する家財契約の保険期間と同一の年数(注1)を保険期間とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後建物契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。
- (2) 次の①または②に該当する場合にはこの特約は失効(注2)するものとし、(1)の規定は適用しません。
 - ① 地震保険に関する法律(昭和41年法律第73条)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、家財契約に付帯された地震保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合
 - ② この保険契約が、この特約が付帯された普通保険約款または普通保険約款に付帯された他の特約の規定により保険期間が満了する前に失効(注2)した場合
- (3) 継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合も建物契約の終期を超えないものとします。

(注1) 満了する家財契約の保険期間と同一の年数
建物契約の契約年度(注3)の開始日以外の時に家財契約を付帯した場合は、1年とします。

(注2) 失効
効力を失うことをいいます。

(注3) 契約年度

保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。

第3条（継続保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、継続保険料を、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに継続保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款第4章基本条項第27条（保険責任の始期および終期）(3)および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故等の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 当会社が(2)の継続保険料を口座請求した場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月25日」に読み替えて、(2)および次条の規定を適用します。ただし、保険契約者の故意によりその継続保険料がこれを払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかつた場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合は、この規定を適用しません。
 - ① その継続保険料が、これを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、継続保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月の応当日においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかつたこと。
 - ② ①の継続保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき継続保険料が、その払込期日および次回払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかつたこと。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約、団体扱特約（口座振替方式）、集団扱特約または金融機関集団扱特約を付帯した場合には、これらの集金契約の定めるところによります。

第4条（継続保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 第3条（継続保険料の払込方法）(4)の場合を除いて、保険契約者が継続保険料について、その継続保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（継続契約の保険証券）

継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券（注4）を発行しないで、従前の保険証券（注4）とその継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

(注4) 保険証券

保険契約継続証を含みます。

第6条（料率改定による継続保険料の変更）

家財契約に適用されている料率が改定された場合には、当会社は、料率が改定された日以後第2条（家財契約の継続）の規定によって継続される保険期間に対する継続保険料を変更します。

第7条（継続契約に適用される特約）

第2条（家財契約の継続）(1)の規定により家財契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この家財契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

- (1) 第2条（家財契約の継続）(1)の規定により家財契約を継続する場合において、普通保険約款に規定する告知事項の内容に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、これを当会社に告げなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、(1)の告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

Z 4 コンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一時払保険料 払込期日	<u>保険期間</u> の初日の属する月の翌月末日をいいます。
提携コンビニエンス ストア等	当会社と保険料の收受の取扱いを提携しているコンビニエンスストア等をいい、当会社が保険契約者に対して送付する専用払込票に記載されます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払であること。
- ② 保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ一時払保険料を提携コンビニエンスストア等で払い込むことについての合意があること。
- ③ この保険契約の締結が、保険期間が始まる時までになされていること。

第2条（一時払保険料の払込み）

保険契約者は、一時払保険料払込期日までに、一時払保険料の全額を、当会社が保険契約者に対して送付する専用払込票を使用して、提携コンビニエンスストア等に一時に払い込まなければなりません。

第3条（一時払保険料払込み前の取扱い）

- (1) 一時払保険料払込期日までに一時払保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、一時払保険料を一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までに一時払保険料を払い込んだ場合には、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前の保険責任に関する規定を適用しません。ただし、一時払保険料に関する規定に限ります。
- (3) (2)の規定により、被保険者が、一時払保険料払込み前に保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は一時払保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（解除——時払保険料不払の場合）

当会社は、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、一時払保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

M9 初回保険料の口座振替に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ア. この保険契約に保険料分割払に係る特約が適用されている場合は第1回分割保険料 イ. ア以外の場合は、保険料
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。
- ② 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
- ③ この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間が始まる時までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条（初回保険料払込み前の取扱い）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月

末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前の保険責任に関する規定を適用しません。ただし、初回保険料に関する規定に限ります。

- (3) 保険契約者の故意により初回保険料が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかつた場合を除き、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えて(1)、(2)および次条の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注)が、初回保険料払込み前に生じた事故について保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者の代理人を含みます。

第4条（解除—初回保険料不払の場合）

当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

[保険料をクレジットカードを使用して支払う場合に適用されます。]

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払うべき保険料をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条（クレジットカードを使用した保険料支払の承認）

- (1) 当会社は、この特約に従い、クレジットカードを使用して、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者^(注1)と保険契約者が同一である場合に限ります。
- (2) 次条以下の規定は、クレジットカードを使用したこの保険契約の保険料の支払ごとに適用します。

(注1) クレジットカードの使用権者
会員として認められた法人を含みます。

第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを

使用して支払う旨の申出があった場合には、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の支払を承認します。

- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の支払にクレジットカードを使用した場合には、当会社が(1)の承認を行った時^(注2)以後、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前の保険責任に関する規定を適用しません。
- (3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前の保険責任に関する規定を適用するものとします。
- ① 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っている場合は、(2)の規定に従い、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前の保険責任に関する規定は、これを適用しないものとします。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合
- ③ 当会社に直接支払うべき保険料がある場合に、その保険料の全額が支払われていないとき。

(注2) 当会社が(1)の承認を行った時

保険期間の開始前に承認したときは保険期間の開始した時とします。

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 前条(3)①に規定するこの保険契約の保険料を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(2)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第4条（保険料の返還の特則）

- (1) 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、次の①または②のいずれかの領収を確認した後に保険料を返還します。
- ① クレジットカード発行会社から当会社に支払われるべき保険料の全額
- ② 前条(1)の規定により当会社が保険契約者に直接請求した保険料がある場合には、その全額
- (2) (1)①を当会社が領収していない場合に、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っているときは、当会社は、その額を領収したものとします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

Z X 追加保険料の払込みに関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
	変更の通知等を当会社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいい、 <u>変更の通知等</u> を当会社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当会社が <u>変更の通知等</u> を承認した時とします。ただし、 <u>変更の通知等</u> が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める日または時とします。	
契約内容の変更日	区分	契約内容の変更日
	ア. 普通保険約款の告知義務の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日
	イ. 普通保険約款の通知義務の規定による通知	次のいずれか遅い時 (ア) 通知義務の事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日
	ウ. 普通保険約款の保険契約者の住所変更または保険金額の調整の規定による通知	その通知が行われた時
初回追加保険料	第3条（追加保険料の払込みに関する特則）(1)①の規定に従い払い込むべき <u>追加保険料</u> および同条(1)②の第1回 <u>追加保険料</u> をいいます。	
追加保険料	普通保険約款またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が請求した追加保険料をいいます。	
変更の通知等	保険証券または保険契約申込書の記載事項について生じた訂正の申出もしくは変更の通知または保険契約者による保険契約の条件の変更の通知をいいます。	
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。	

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約による通知方法）

- (1) 保険契約者または被保険者は、変更の通知等を行う場合は、書面、電話またはファクシミリ等の通信方法により、保険証券記載の連絡先に対し直接行うことができます。この場合、保険契約者は、保険契約の条件の変更の通知および承認の請求については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合に限り、これを撤回することができます。
- (2) (1)の場合は、契約内容の変更日以後に生じた事故に対しては、当会社は、変更後の条件で保険金を支払います。
- (3) 保険契約者がこの保険契約を解除するため普通保険約款に定める通知を行う場合には、書面により当会社に行わなければなりません。

特約

クレジットカードによる保険料支払に関する特約／追加保険料の払込みに関する特約

第3条（追加保険料の払込みに関する特則）

- (1) 保険契約者は、変更の通知等が保険証券記載の連絡先に対し直接行われた場合に、追加保険料を、次の①または②のいずれかに定める方法により払い込むことができます。
- ① 全額を一時に払い込むこと。
- ② 当会社の定める回数に分割して払い込むこと。ただし、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約の規定により保険料を分割して払い込む場合に限ります。
- (2) 当会社は、初回追加保険料が、契約内容の変更日からその日を含めて14日以内に払い込まれた場合には、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前の保険責任に関する規定を適用しません。ただし、保険契約者または被保険者が行った変更の通知等が次の①または②のいずれかに該当する場合の取扱いは、普通保険約款の規定によります。
- ① 普通保険約款の告知義務の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出
- ② 普通保険約款の通知義務の規定による通知
- (3) 当会社は、(1)(2)の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は、第2回目以降の追加保険料と、普通保険約款またはこの保険契約に付帯された分割払特約（注1）に規定する第2回目以降の保険料（注2）とを合計した保険料を、第2回目以降の保険料（注2）として、普通保険約款または分割払特約（注1）の規定を適用します。

（注1）分割払特約

この保険契約に付帯された保険料を分割して払い込むことを定める他の特約をいいます。

（注2）第2回目以降の保険料

分割払特約（注1）に規定する第2回目以降の保険料をいいます。

第4条（解除—初回追加保険料不払の場合）

当会社は、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。なお、この場合の解除は、契約条件の変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（普通保険約款および他の特約との関係等）

- (1) この特約の規定は、保険契約者または被保険者が行う変更の通知等ごと個別に適用します。
- (2) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

団体扱特約（一般A）

[保険証券の団体名欄に「特約一般A」と記載されている場合に適用されます。]

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第7条（特約の失効または解除）(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に <u>集金契約</u> を締結した者をいいます。

用語	定義																		
集金不能日	第7条（特約の失効または解除）(1)①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。																		
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。																		
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）企業体 法人・個人の別を問いません。																		
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。																		
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。																		
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。																		
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。																		
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。																		
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。																		
未払込保険料	<p>次の算式により算出された額をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未払込保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 保険期間が1年以下の場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>年額保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	未払込保険料	ア. 保険期間が1年以下の場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額	イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>年額保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	年額保険料	既に払い込まれた保険料の総額	ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額	エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額
区分	未払込保険料																		
ア. 保険期間が1年以下の場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額																
この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額																		
イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>年額保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	年額保険料	既に払い込まれた保険料の総額																
年額保険料	既に払い込まれた保険料の総額																		
ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額																
この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額																		
エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額																
この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額																		

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注1）に勤務し、毎月その企業体（注1）から給与の支払を受けていること。
- ② 次のアまたはイのいずれかの契約が締結されていること。
ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法

(昭和22年法律第49号) 第24条(賃金の支払)に規定する賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行なうことができる場合に限ります。

イ. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等がアただし書に規定する団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。

- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

区分	委託内容
ア. <u>集金者が団体である場合</u>	保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
イ. <u>集金者が職域労働組合等である場合</u>	<u>団体</u> によって控除された保険料を <u>団体</u> から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

(注1) 企業体
法人・個人の別を問いません。

第2条(保険料の払込方法)

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①から④までに掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時的に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
② 保険期間が1年の保険契約において、 <u>年額保険料</u> を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、 <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
③ 保険期間が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	
④ 保険期間が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を毎年払い込む場合	

第3条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条①の保険料または同条②、③または④のアの第1回保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条(追加保険料の払込み)

- (1) 当会社が第10条(保険料の返還または請求に関する特則)の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合において、次の①から③までに掲げる事実があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）①の場合には、この保険契約の保険料の払込みを完了していないとき。
- ② 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）②の場合には、年額保険料の払込みを完了していないとき。
- ③ 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合には、保険契約が終了した日の属する保険年度の年額保険料の払込みを完了していないとき。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行なわれなくなった場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

（注2）この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。また、複数の集金契約（注3）が締結されている場合には、それぞれの集金契約（注3）の保険契約者の人数の合計とします。

（注3）集金契約

「保険料集金に関する契約書（一般B）」および「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約を含みます。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日の翌日から起算して1か月後の日（注4）
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して1か月後の日（注5）

- (2) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を

支払いません。

- (3) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が
　　払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面に
　　よりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または解
　　除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注4) 集金不能日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯す
る地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日とします。

(注5) 解除日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯す
る地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日とします。

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約（注6）の
　　保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日（注7）とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注6) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約

これらに付帯される地震保険契約を含みます。

(注7) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、その自動継続契約の保険期間の初日とします。

第10条（保険料の返還または請求に関する特則）

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

団体扱特約（一般B）

[保険証券の団体名欄に「特約一般B」と記載されている場合に適用されます。]

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第7条（特約の失効または解除）(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をい ります。
事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務 している事業所をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に <u>集金契約</u> を締結した者をい ります。

用語	定義																		
集金不能日	第7条（特約の失効または解除）(1)①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。																		
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）企業体 法人・個人の別を問いません。																		
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。																		
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。																		
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。																		
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。																		
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。																		
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。																		
未払込保険料	<p>次の算式により算出された額をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未払込保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 保険期間が1年以下の場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table> </td></tr> <tr> <td>イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>年額保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table> </td></tr> <tr> <td>ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table> </td></tr> <tr> <td>エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table> </td></tr> </tbody> </table>	区分	未払込保険料	ア. 保険期間が1年以下の場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額	イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>年額保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	年額保険料	既に払い込まれた保険料の総額	ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額	エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額
区分	未払込保険料																		
ア. 保険期間が1年以下の場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額																
この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額																		
イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>年額保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	年額保険料	既に払い込まれた保険料の総額																
年額保険料	既に払い込まれた保険料の総額																		
ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額																
この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額																		
エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額																
この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額																		

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注1）に勤務し、毎月その企業体（注1）から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア. 団体
 - イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

③保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。

イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(注1) 企業体

法人・個人の別を問いません。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①から④までに掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時 に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社 に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
② <u>保険期間</u> が1年の保険契約に おいて、 <u>年額保険料</u> を保険証券 記載の回数および金額に分割して 払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契 約締結の時直接当会社に払 い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集 金者</u> を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、 <u>集金契約</u> に定めるところに より、 <u>集金者</u> を経て払い込 むこと。
③ <u>保険期間</u> が1年を超える保険 契約において、 <u>年額保険料</u> を 12回に分割した保険料を毎月払 い込む場合	
④ <u>保険期間</u> が1年を超える保険 契約において、 <u>年額保険料</u> を毎 年払い込む場合	

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条①の保険料または同条②、③または④のアの第1回保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が、第10条（保険料の返還または請求に関する特則）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合において、次の①から③までに掲げる事実があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）①の場合には、この保険契約の保険料の払込みを完了していないとき。
- ② 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）②の場合には、年額保険料の払込みを完了していないとき。
- ③ 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合には、保険契約が終了した日の属する保険年度の年額保険料の払込みを完了していないとき。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者またはその代理人が保険料を事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行なわれなかった場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

（注2）この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。また、複数の集金契約（注3）が締結されている場合には、それぞれの集金契約（注3）の保険契約者の人数の合計とします。

（注3）集金契約

「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」、「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」および「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約を含みます。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	<u>集金不能日</u> の翌日から起算して1か月後の日（注4）
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して1か月後の日（注5）

(2) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

(4) 当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

（注4）集金不能日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日とします。

（注5）解除日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日とします。

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約（注6）の

保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日（注7）とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注6) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約

これらに付帯される地震保険契約を含みます。

(注7) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、その自動継続契約の保険期間の初日とします。

第10条（保険料の返還または請求に関する特則）

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

団体扱特約（一般C）

[保険証券の団体名欄に「特約一般C」と記載されている場合に適用されます。]

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第7条（特約の失効または解除）(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に <u>集金契約</u> を締結した者をいいます。
集金不能日等	第7条（特約の失効または解除）(1)(1)の事実の場合は、その事実が発生したことにより <u>集金者</u> による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同(2)から(4)までのいずれかの事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	企業体（注）を退職した者をいいます。 (注) 企業体 法人・個人の別を問いません。
他の団体扱特約	団体扱特約（一般A）または団体扱特約（一般B）をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）または保険契約者が退職時に在籍していた企業体（注）をいいます。 (注) 企業体 法人・個人の別を問いません。
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。

用語	定義																
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。																
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。																
分割未払込保険料	第10条（退職者に対する特則）(1)の規定に従い分割して払い込むべき未払込保険料をいいます。																
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。																
保険年度	初年度については、 <u>保険期間</u> の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの <u>保険期間</u> の初日応当日から1年間をいいます。																
未払込保険料	<p>次の算式により算出された額をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未払込保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 保険期間が1年以下の場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>年額保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	未払込保険料	ア. 保険期間が1年以下の場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額	イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>年額保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	年額保険料	既に払い込まれた保険料の総額	ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額	エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合	
区分	未払込保険料																
ア. 保険期間が1年以下の場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額														
この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額																
イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>年額保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	年額保険料	既に払い込まれた保険料の総額														
年額保険料	既に払い込まれた保険料の総額																
ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額														
この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額																
エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合																	

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当する場合で、かつ、その保険契約者の区分ごとに、それぞれ下表に定める集金者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

保険契約者	集金者
ア. 公社、公団、会社等の企業体 ^(注1) に勤務し、毎月その企業体 ^(注1) から給与の支払を受けている者	次のいずれかの者 (ア) 団体 (イ) 団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織
イ. 退職者。ただし、退職した企業体 ^(注1) が、その保険契約者について、福利厚生の必要性を認めた場合に限ります。	次のいずれかの者 (ア) 団体 (イ) 団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織

- ② 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ア. 指定口座から、保険料を集金契約に定めるところにより口座振替にて集金すること。
- イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(注1) 企業体
法人・個人の別を問いません。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①から④までに掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
② 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、 <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
③ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	
④ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合	

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条①の保険料または同条②、③または④のアの第1回保険料の第1回保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第11条（保険料の返還または請求に関する特則）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払い込みを怠った場合の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合において、次の①から③までに掲げる事実があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）①の場合には、この保険契約の保険料の払込みを完了していないとき。
- ② 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）②の場合には、年額保険料の払込みを完了していないとき。
- ③ 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合には、保険契約が終了した日の属する保険年度の年額保険料の払込みを完了していないとき。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から④までに掲げる事実のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ① 集金契約が解除されたこと。
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金契約に定める集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかったこと。
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。ただし、保険契約者が引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行なわなくなった旨の通知を受けたこと。
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1)①もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

（注2）この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。また、複数の集金契約（注3）が締結されている場合には、それぞれの集金契約（注3）の保険契約者の人数の合計とします。

（注3）集金契約

「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」、「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」および「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約を含みます。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日等の翌日から起算して1か月後の日（注4）
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して1か月後の日（注5）

- (2) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注4) 集金不能日等の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、集金不能日等の属する月の翌月末日とします。

(注5) 解除日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日とします。

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約（注6）の保険料払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日（注7）とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注6) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約

これらに付帯される地震保険契約を含みます。

(注7) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、その自動継続契約の保険期間の初日とします。

第10条（退職者に対する特則）

- (1) 他の団体扱特約を付帯した保険契約において、保険契約者の退職により他の団体扱特約が効力を失う場合には、保険契約者は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料を当会社の定める回数および金額に分割して払い込むことができます。ただし、その団体に対して、当会社があらかじめこの取扱いを認めている場合に限ります。
- (2) 保険契約者は、分割未払込保険料を、集金契約の定めるところにより、当会社に払い込まなければなりません。
- (3) 他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合には、第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料から既に払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。
- (4) 他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合には、第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険

料から既に払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。

第11条（保険料の返還または請求に関する特則）

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

団体扱特約

[保険証券の団体名欄に「官公署特約」と記載されている場合に適用されます。]

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第7条（特約の失効または解除）(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金不能日	第7条（特約の失効または解除）(1)①から③までのいずれかの事実が発生したことにより <u>団体</u> による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、 <u>保険期間</u> の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

用語	定義	
	次の算式により算出された額をいいます。	
	区分	未払込保険料
未払込保険料	ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 既に払い込まれた保険料の総額
	イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	年額保険料 既に払い込まれた保険料の総額
	ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の1か年分保険料 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額
	エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合	

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①から④までに掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時的に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>団体</u> を経て払い込むこと。
② 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>団体</u> を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、 <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>団体</u> を経て払い込むこと。
③ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	
④ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合	

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条①の保険料または同条②、③または④のアの第1回保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第10条（保険料の返還または請求に関する特則）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払い込みを怠った場合の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合において、次の①から③までに掲げる事実があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）①の場合には、この保険契約の保険料の払込みを完了していないとき。
- ② 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）②の場合には、年額保険料の払込みを完了していないとき。
- ③ 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合には、保険契約が終了した日の属する保険年度の年額保険料の払込みを完了していないとき。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行なわれなくなった場合
 - ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注1）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

（注1）この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。また、複数の集金契約（注2）が締結されている場合には、それぞれの集金契約（注2）の保険契約者の人数の合計とします。

（注2）集金契約

「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約を含みます。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日の翌日から起算して1か月後の日（注3）
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して1か月後の日（注4）

- (2) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注3) 集金不能日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日とします。

(注4) 解除日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日とします。

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約（注5）の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日（注6）とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注5) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約

これらに付帯される地震保険契約を含みます。

(注6) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合には、その自動継続契約の保険期間の初日とします。

第10条（保険料の返還または請求に関する特則）

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

団体扱特約（口座振替方式）

[保険証券の団体名欄に「官公署口振」と記載されている場合に適用されます。]

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

特約

団体扱特約／団体扱特約（口座振替方式）

用語	定義
解除日	第7条（特約の失効または解除）(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に <u>集金契約</u> を締結した者をいいます。
集金不能日等	第7条（特約の失効または解除）(1)①の事実の場合は、その事実が発生したことにより <u>集金者</u> による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同②から④までのいずれかの事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	官公署（注）を退職した者をいいます。 (注) 官公署 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。
他の団体扱特約	団体扱特約をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署（注）または保険契約者が退職時に在籍していた官公署（注）をいいます。 (注) 官公署 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
分割未払込保険料	第10条（退職者に対する特則）(1)の規定に従い分割して払い込むべき未払込保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、 <u>保険期間</u> の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

用語	定義																		
		次の算式により算出された額をいいます。																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未払込保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 保険期間が1年以下の場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>年額保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	未払込保険料	ア. 保険期間が1年以下の場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額	イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>年額保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	年額保険料	既に払い込まれた保険料の総額	ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額	エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合		
区分	未払込保険料																		
ア. 保険期間が1年以下の場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた総保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額																
この保険契約に定められた総保険料	既に払い込まれた保険料の総額																		
イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>年額保険料</td> <td>既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> </table>	年額保険料	既に払い込まれた保険料の総額																
年額保険料	既に払い込まれた保険料の総額																		
ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	<table border="1"> <tr> <td>この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料</td> <td>既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td> </tr> </table>	この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額																
この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額																		
エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合																			
未払込保険料																			

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当する場合で、かつ、その保険契約者の区分ごとに、それぞれ下表に定める集金者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

保険契約者	集金者
ア. 官公署（注1）に勤務し、毎月その官公署（注1）から給与の支払を受けている者	団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織等
イ. 退職者。ただし、退職した官公署（注1）が、その保険契約者について、福利厚生の必要性を認めた場合に限ります。	団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織

- ② 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

- ア. 指定口座から、保険料を集金契約に定めるところにより口座振替にて集金すること。
 イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

（注1）官公署

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①から④までに掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
② <u>保険期間</u> が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、 <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
③ <u>保険期間</u> が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	
④ <u>保険期間</u> が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を毎年払い込む場合	

第3条（保険料領収前の事故）

前条①の保険料または同条②、③または④のアの第1回保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第11条（保険料の返還または請求に関する特則）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払い込みを怠った場合の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

普通保険約款、基本特約または追加特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合において、次の①から③までに掲げる事実があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）①の場合には、この保険契約の保険料の払込みを完了していないとき。
- ② 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）②の場合には、年額保険料の払込みを完了していないとき。
- ③ 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合には、保険契約が終了した日の属する保険年度の年額保険料の払込みを完了していないとき。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から④までに掲げる事実のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ① 保険契約者が解除されたこと。
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料

が集金契約に定める集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかったこと。

- (3) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。
ただし、保険契約者が引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。
- (4) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行なわなくなった旨の通知を受けたこと。
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1)(①もしくは④)の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。また、複数の集金契約(注2)が締結されている場合には、それぞれの集金契約(注2)の保険契約者の人数の合計とします。

(注3) 集金契約

「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約を含みます。

第8条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日の翌日から起算して1か月後の日(注4)
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して1か月後の日(注5)

- (2) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注4) 集金不能日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、集金不能日等の属する月の翌月末日とします。

(注5) 解除日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日とします。

第9条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約(注6)の保険料の払込方法が第2条(保険料の払込方法)③または④の場合において、第7条(特約の失効または解除)①の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日(注7)とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注6) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約

これらに付帯される地震保険契約を含みます。

(注7) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、その自動継続契約の保険期間の初日とします。

第10条（退職者に対する特則）

- (1) 他の団体扱特約を付帯した保険契約において、保険契約者の退職により他の団体扱特約が効力を失う場合には、保険契約者は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料を当会社の定める回数および金額に分割して払い込むことができます。ただし、その団体に対して、当会社があらかじめこの取扱いを認めている場合に限ります。
- (2) 保険契約者は、分割未払込保険料を、集金契約の定めるところにより、当会社に払い込まなければなりません。
- (3) 他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合には、第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料から既に払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。
- (4) 他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合には、第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料から既に払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。

第11条（保険料の返還または請求に関する特則）

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

Z V 追加保険料の払込みに関する特約（団体扱用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義							
契約内容の変更日	変更の通知等を当会社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいい、変更の通知等を当会社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当会社が変更の通知等を承認した時とします。ただし、変更の通知等が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める日または時とします。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>契約内容の変更日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 普通保険約款の告知義務の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出</td><td>保険期間の初日</td></tr> <tr> <td>イ. 普通保険約款の通知義務の規定による通知</td><td>次のいずれか遅い時 (ア) 通知義務の事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日</td></tr> <tr> <td>ウ. 普通保険約款の保険契約者の住所変更または保険金額の調整の規定による通知</td><td>その通知が行われた時</td></tr> </tbody> </table>	区分	契約内容の変更日	ア. 普通保険約款の告知義務の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日	イ. 普通保険約款の通知義務の規定による通知	次のいずれか遅い時 (ア) 通知義務の事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日	ウ. 普通保険約款の保険契約者の住所変更または保険金額の調整の規定による通知
区分	契約内容の変更日							
ア. 普通保険約款の告知義務の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日							
イ. 普通保険約款の通知義務の規定による通知	次のいずれか遅い時 (ア) 通知義務の事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日							
ウ. 普通保険約款の保険契約者の住所変更または保険金額の調整の規定による通知	その通知が行われた時							
団体扱に関する特約に定める集金契約をいいます。								
団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）もしくは団体扱特約（口座振替方式）に定める集金者、または団体扱特約に定める団体をいいます。								
初回追加保険料	第3条（追加保険料の払込みに関する特則）(1)①の規定に従い込むべき追加保険料および同条(2)①の第1回追加保険料をいいます。							
団体扱に関する特約	次のいずれかの特約をいいます。 ア. 団体扱特約（一般A） イ. 団体扱特約（一般B） ウ. 団体扱特約（一般C） エ. 団体扱特約 オ. 団体扱特約（口座振替方式）							
追加保険料	普通保険約款またはこれに付帯された他の特約の規定により請求した追加保険料をいいます。							
変更の通知等	保険証券または保険契約申込書の記載事項について生じた訂正の申出もしくは変更の通知または保険契約者による保険契約の条件の変更の通知をいいます。							
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。							

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約が付帯された保険契約に団体扱に関する特約が付帯されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（この特約による通知方法）

- (1) 保険契約者または被保険者は、変更の通知等を行う場合は、書面、電話またはファクシミリ等の通信方法により、保険証券記載の連絡先に対し直接行うことができます。この場合、保険契約者は、保険契約の条件の変更の通知および承認の請求については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合に限り、これを撤回することができます。
- (2) (1)の場合は、契約内容の変更日以後に生じた事故に対しては、当会社は、変更後の条件で保険金を支払います。
- (3) 保険契約者がこの保険契約を解除するため普通保険約款に定める通知を行う場合には、書面により当会社に行わなければなりません。

第3条（追加保険料の払込みに関する特則）

- (1) 保険契約者は、団体扱に関する特約に定める追加保険料の払込に関する規定にかかわらず、変更の通知等が保険証券記載の連絡先に対し直接行われた場合に、当会社が追加保険料を、次の①または②のいずれかに定める方法により払い込むことができます。
 - ① 追加保険料の全額を集金者または団体を経ることなく一時に当会社に払い込むこと。
 - ② 追加保険料の全額を集金契約に定めるところにより一時に当会社に払い込むこと。
- (2) (1)①または②にかかわらず、団体扱に関する特約により、保険料を分割して払い込む場合は、保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法により、追加保険料を当会社の定める回数に分割して払い込むことができます。
 - ① 第1回追加保険料については集金者または団体を経ることなく当会社に払い込み、第2回目以降の追加保険料については、集金契約に定めるところにより払い込むこと。
 - ② すべての分割した追加保険料を、集金契約に定めるところにより払い込むこと。
- (3) 当会社は、初回追加保険料が、契約内容の変更日からその日を含めて14日以内に払い込まれた場合には、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前の保険責任に関する規定を適用しません。ただし、保険契約者または被保険者が行った変更の通知等が次の①または②のいずれかに該当する場合の取扱いは、普通保険約款の規定によります。
 - ① 普通保険約款の告知義務の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出
 - ② 普通保険約款の通知義務の規定による通知
- (4) 当会社は、(1)②の規定に従い追加保険料を払い込む場合は、団体扱に関する特約に定める一時に払い込む保険料として、(2)①の第2回目以降の追加保険料または(2)②の追加保険料を払い込む場合は、その追加保険料と団体扱に関する特約に規定する第2回目以降の保険料とを合計した保険料を第2回目以降保険料として、団体扱に関する特約を適用します。

第4条（解除一初回追加保険料不払の場合）

当会社は、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、契約条件の変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（普通保険約款および他の特約との関係等）

- (1) この特約の規定は、保険契約者または被保険者が行う変更の通知等ごとに個別に適用します。
- (2) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

集団扱特約

〔 保険証券の払込方法欄に「集団扱・月払」、「集団扱・年払」または「集団扱・一時払」と記載されている場合に適用されます。 〕

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
解除日	第7条（特約の失効または解除）(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。	
集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱用）」による保険料集金契約をいいます。	
集金者	当会社との間に <u>集金契約</u> を締結した者をいいます。	
集金日	<u>集金契約</u> に定める集金日をいいます。	
集金不能日等	第7条（特約の失効または解除）(1)(1)から③までまたは⑤のいずれかの事実の場合は、その事実が発生したことにより <u>集金者</u> による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同④の事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。	
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。	
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。	
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。	
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。	
保険年度	初年度については、 <u>保険期間</u> の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。	
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。	
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。	
	区分	未払込保険料
	ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 既に払い込まれた保険料の総額
	イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	年額保険料 既に払い込まれた保険料の総額
	ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	この保険契約に定められた、集金不能日等、解除日、失効日または終了日の属する保険年度の1か年分保険料 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額
	エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合	

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。
 - ア. 当会社が認める集団
 - イ. アの構成員
 - ウ. イの役員または従業員
- ② 集団その他当会社が適当と認めた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のアおよびイを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 保険契約者から集金日に保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①から④までのいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時 に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社 に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
② 保険期間が1年の保険契約に おいて、 <u>年額保険料</u> を保険証券 記載の回数および金額に分割し て払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契 約締結の時直接当会社に払 い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集 金者</u> を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、 <u>集金契約</u> に定めるところに より、 <u>集金者</u> を経て払い込 むこと。
③ 保険期間が1年を超える保険 契約において、 <u>年額保険料</u> を 12回に分割した保険料を毎月払 い込む場合	
④ 保険期間が1年を超える保険 契約において、 <u>年額保険料</u> を毎 年払い込む場合	

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の保険料または同条②、③または④のアの第1回保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第11条（保険料の返還または請求に関する特則）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合において、次の①から③までのいずれかに掲げる事実があるときは、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければな

りません。

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）①の場合には、この保険契約の保険料の払込みを完了していないとき。
- ② 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）②の場合には、年額保険料の払込みを完了していないとき。
- ③ 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合には、保険契約が終了した日の属する保険年度の年額保険料の払込みを完了していないとき。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、④については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が集団の構成員でなくなった場合（注1）
 - ③ 保険契約者が保険料を集金日に集金者に支払わなかった場合
 - ④ 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に保険契約者の指定する口座から振り替えられなかった場合
 - ⑤ ①から④までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

（注1）保険契約者が集団の構成員でなくなった場合

保険契約者が集団の構成員の役員、従業員である場合は、保険契約者が集団の構成員の役員、従業員でなくなった場合とします。

（注2）この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の集団扱特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。また、複数の集金契約が締結されている場合には、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	<u>集金不能日等</u> の翌日から起算して1か月後の日（注3）
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	<u>解除日</u> の翌日から起算して1か月後の日（注4）

- (2) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面に

よりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注3) 集金不能日等の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、集金不能日等の属する月の翌月末日とします。

(注4) 解除日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日とします。

第9条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約（注5）の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は年払とし、その払込期日は各保険年度の初日応当日（注6）とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注5) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約

これらに付帯される地震保険契約を含みます。

(注6) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、その自動継続契約の保険期間の初日とします。

第10条 (保険料の返還または請求に関する特則)

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第11条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

ZW 追加保険料の払込みに関する特約（集団扱用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義									
	<p><u>変更の通知等</u>を当会社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいい、<u>変更の通知等</u>を当会社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当会社が<u>変更の通知等</u>を承認した時とします。ただし、<u>変更の通知等</u>が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める日または時とします。</p>									
	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>契約内容の変更日</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア. 普通保険約款の告知義務の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出</td><td>保険期間の初日</td></tr><tr><td>イ. 普通保険約款の通知義務の規定による通知</td><td>次のいずれか遅い時 (ア) 通知義務の事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日</td></tr><tr><td>ウ. 普通保険約款の保険契約者の住所変更また保険金額の調整の規定による通知</td><td>その通知が行われた時</td></tr></tbody></table>		区分	契約内容の変更日	ア. 普通保険約款の告知義務の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日	イ. 普通保険約款の通知義務の規定による通知	次のいずれか遅い時 (ア) 通知義務の事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日	ウ. 普通保険約款の保険契約者の住所変更また保険金額の調整の規定による通知	その通知が行われた時
区分	契約内容の変更日									
ア. 普通保険約款の告知義務の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日									
イ. 普通保険約款の通知義務の規定による通知	次のいずれか遅い時 (ア) 通知義務の事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日									
ウ. 普通保険約款の保険契約者の住所変更また保険金額の調整の規定による通知	その通知が行われた時									
契約内容の変更日	ア. 普通保険約款の告知義務の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日								
	イ. 普通保険約款の通知義務の規定による通知	次のいずれか遅い時 (ア) 通知義務の事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日								
	ウ. 普通保険約款の保険契約者の住所変更また保険金額の調整の規定による通知	その通知が行われた時								
集金契約	集団扱に関する特約に定める集金契約をいいます。									
集金者	集団扱特約に定める集金者をいいます。									
初回追加保険料	第3条（追加保険料の払込みに関する特則）(1)①の規定に従い払い込むべき追加保険料および同条(2)①の第1回追加保険料をいいます。									
追加保険料	普通保険約款またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が請求した追加保険料をいいます。									
変更の通知等	保険証券または保険契約申込書の記載事項について生じた訂正の申出もしくは変更の通知または保険契約者による保険契約の条件の変更の通知をいいます。									
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。									

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約が付帯された保険契約に集団扱特約が付帯されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（この特約による通知方法）

- (1) 保険契約者または被保険者は、変更の通知等を行う場合は、書面、電話またはファクシミリ等の通信方法により、保険証券記載の連絡先に対し直接行うことができます。この場合、保険契約者は、保険契約の条件の変更の通知および承認の請求については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合に限り、これを撤回することができます。
- (2) (1)の場合は、契約内容の変更日以後に生じた事故に対しては、

当会社は、変更後の条件で保険金を支払います。

- (3) 保険契約者がこの保険契約を解除するため普通保険約款に定める通知を行う場合には、書面により当会社に行わなければなりません。

第3条（追加保険料の払込みに関する特則）

- (1) 保険契約者は、集団扱特約に定める追加保険料の払込に関する規定にかかわらず、変更の通知等が保険証券記載の連絡先に対し直接行われた場合に、追加保険料を、次の①または②のいずれかに定める方法により払い込むことができます。
- ① 追加保険料の全額を集金者または団体を経ることなく一時に当会社に払い込むこと。
- ② 追加保険料の全額を集金契約に定めるところにより一時に当会社に払い込むこと。
- (2) (1)①または②にかかわらず、集団扱特約により、保険料を分割して払い込む場合は、保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法により、追加保険料を当会社の定める回数に分割して払い込むことができます。
- ① 第1回追加保険料については集金者または団体を経ることなく当会社に払い込み、第2回目以降の追加保険料については、集金契約に定めるところにより払い込むこと。
- ② すべての分割した追加保険料を、集金契約に定めるところにより払い込むこと。
- (3) 当会社は、初回追加保険料が、契約内容の変更日からその日を含めて14日以内に払い込まれた場合には、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前の保険責任に関する規定を適用しません。ただし、保険契約者または被保険者が行った変更の通知等が次の①または②のいずれかに該当する場合の取扱いは、普通保険約款の規定によります。
- ① 普通保険約款の告知義務の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出
- ② 普通保険約款の通知義務の規定による通知
- (4) 当会社は、(1)②の規定に従い追加保険料を払い込む場合は、集団扱特約に定める一時に払い込む保険料として、(2)①の第2回目以降の追加保険料または(2)②の追加保険料を払い込む場合は、その追加保険料と集団扱特約に規定する第2回目以降の保険料とを合計した保険料を第2回目以降保険料として、集団扱特約を適用します。

第4条（解除一初回追加保険料不払の場合）

当会社は、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（普通保険約款および他の特約との関係等）

- (1) この特約の規定は、保険契約者または被保険者が行う変更の通知等ごと個別に適用します。
- (2) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

窓口一覧

(電話番号をお確かめのうえ、おかげまちがいのないようにお願いします。)

事故が発生した場合のご連絡先

ただちに保険証券記載の取扱代理店または弊社営業店までご連絡ください。なお、休日の火災・水濡れにより、お住まいや家財に損害が発生した場合は、「休日事故現場急行サービス」をご利用いただけます。(ご連絡先・受付時間は裏表紙をご覧ください。)

弊社の保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

<保険金相談コーナー> 0120-937-076

受付時間：平日9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)

※「保険金相談コーナー」は、弊社の保険金支払いに関する苦情・ご相談の専用窓口として、「お客様サポート室」内に設置しています。

保険金不払事案にかかる第三者への不服申立て窓口

お客様による保険金のご請求に対して、すでに弊社がお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、弊社窓口（損害サービスセンターや「保険金相談コーナー」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申立てを行うことができます。

<不払事案不服申立て窓口> 0120-388-885

受付時間：平日10:00～18:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)

1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明書などで確認させていただくことがあります。

2. お申立て後の対応

「不払事案不服申立て窓口」（社外弁護士）でお受け付けした不服申立てにつきましては、弊社が設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。その審査結果は「不払事案不服申立て窓口」（社外弁護士）を通じてお客様へご回答を差し上げます。

弊社の保険に関する苦情・ご相談窓口

<お客様サポート室> 0120-919-498

受付時間：平日の9:00～20:00/土日、祝日の9:00～17:00
(12/31～1/3を除きます。)

弊社の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

<(社) 日本損害保険協会 そんぽADRセンター>

0570-022-808(ナビダイヤル)

受付時間：平日9:15～17:00 (土日、祝日、12/30～1/4を除きます。)

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

〈代理店の役割〉

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

取扱代理店は、ご契約者の皆様のご契約状況を常に承知しておりますので、良き相談相手としてご利用くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。